

## 予算特別委員会（第1分科会）記録

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 1. 会議の日時   | 令和8年3月6日（金）午前10時0分～午後3時58分 |
| 2. 会議の場所   | 第4委員会室                     |
| 3. 会議の議事   | 下記のとおり                     |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり                     |

### 協議事項

（地域協働局）

1. 予算第1号議案 令和8年度神戸市一般会計予算（関係分）

### 出席委員（欠は欠席委員）

主査	門田 まゆみ			
副主査	山本 のりかず	木戸 さだかず		
分科員	前田 あきら	岩谷 しげなり	のまち 圭一	萩原 泰三
	坂口 有希子	黒田 武志	諫山 大介	岡田 ゆうじ
	上畠 寛弘	吉田 健吾	山下 てんせい	森本 真
	松本 のり子	大井 としひろ	平井 真千子	欠坊 池 正
	吉田 謙治			
委員長	植中 雅子			

## 議 事

（午前10時0分開会）

○主査（門田まゆみ） おはようございます。ただいまから予算特別委員会第1分科会を開会いたします。

なお、本日、岡田委員におかれては、質疑においてプロジェクターを使用したいとの申出がございましたので、御報告いたしておきます。

（地域協働局）

○主査（門田まゆみ） それでは、日程によりまして、地域協働局関係の審査を行います。

当局におかれては簡明な説明をお願いいたします。

それでは、当局の説明を求めます。

金井地域協働局長。着席されたままで結構です。

○金井地域協働局長 それでは、令和8年度予算案のうち、地域協働局所管分につきまして御説明いたします。

お手元資料、令和8年度予算説明書の1ページを御覧ください。

地域協働局では、持続可能な地域社会を目指し、新たな地域活動の担い手を発掘・育成し、多様な地域活動の主体による対話を促進するとともに、活動に必要な資金や場所、その他資源を結びつけ、協働によるまちづくりを進めます。

また、区役所・支所・出張所の環境を整備し、市民サービスの向上に努めます。

さらに、多様な働き方を支援し、女性活躍・男女共同参画を推進するとともに、複雑化する問題に対応しながら、安全で安心な消費生活を守ります。

次に、主要施策を御説明いたします。

初めに、1. 持続可能な地域づくりとして、(1)地域活動の担い手発掘では、地域団体・NPO・企業・大学・高齢者・学生など、多様な主体の地域活動への参画を促進するため、地域貢献相談窓口での伴走支援や、個々のボランティアと地域団体などのマッチングを進めます。

また、新たな地域活動の担い手発掘を目指したセミナーや講座を実施するとともに、活動への思いを具現化するための伴走支援に取り組みます。

さらに、農村・里山地域の活性化には、引き続き地域おこし隊を配置いたします。

(2)持続的な地域活動に向けた支援では、地域貢献活動補助金のメニューを拡充し、資金面の支援を充実するとともに、少額からでもクラウドファンディングが実施可能なプラットフォームを運用し、地域団体などの持続的な活動を支援します。

(3)対話による地域づくりの促進では、職員がファシリテーション力を身につけ、地域の課題や将来像に関する地域の対話を促進することで、協働による地域づくりを進めます。

(4)地域交流センターの利活用促進では、令和8年4月から地域福祉センターを地域交流センターに移行し、多様な人々が活動できる場としての利活用を促進します。また、利用者の利便性の向上や管理運営の負担を軽減するために、電子錠や予約管理システムの導入を支援します。

2ページを御覧ください。

(5)将来を見据えた実証的プロジェクトの推進では、神戸電鉄五社駅前における里山に親しむ人材育成拠点の整備や、最新技術を取り入れた米作りによる持続的な農業モデルの検討など、民

間人材や企業・学生などの次世代の参画を得ながら、持続的な社会の実現に向けたプロジェクトを推進します。

（6）ふるさと納税と企業連携の推進では、ふるさと納税の寄附額の拡大に向け、返礼品の充実や効果的なプロモーションを展開するとともに、寄附者の共感を呼び込むクラウドファンディングを実施します。

さらに、市の施策や市民主体の活動に対する企業の共感を獲得し、企業版ふるさと納税など資金面での協力をはじめ、人の登録、物の提供など、様々な形による企業との協働を促進します。

2. 地域と在住外国人との秩序ある共生として、（1）地域日本語教育の推進では、日本語を学習する場が不足している市内の北部・西部で、地域や企業が主体となる日本語教育の立ち上げを伴走支援します。

また、高校生世代の在住外国人を対象とした日本語教育を通年実施するとともに、受入れ人数を拡充します。

（2）地域における相互理解の促進では、地域住民が外国人に対して抱く漠然とした不安の軽減を図る地域共生サポーターを神戸国際コミュニティセンターに配置します。

あわせて、在住外国人が新たに転入した外国人に地域のルールやマナーを教え、自らの理解も深める生活オリエンテーションツアーを実施します。

3. 区役所の環境整備として、（1）垂水図書館跡地を活用した区役所環境の整備では、図書館跡地に区役所の福祉関連窓口を移転し、子育て関連窓口や健診会場の待合スペースの拡大、授乳室の設置など、子育て世代への環境を整備します。

（2）窓口発券機の機能標準化では、窓口の事前ウェブ予約や、複数の窓口に用件がある場合に待ち時間を短縮する機能など、区役所・支所の窓口発券機の機能を標準化し、来庁者の利便性向上を図ります。

3ページを御覧ください。

（3）北神管内 J A 施設への出張所移転では、老朽化した北神管内の出張所のうち、道場・長尾・八多の3出張所を J A 施設に移転します。

（4）マイナンバーカードの交付円滑化では、区役所・支所の臨時窓口やサテライトオフィスの設置などにより、引き続きマイナンバーカードを円滑に交付します。

4. 男女共同参画社会の実現として、（1）コワーキングスペースの拡充では、子連れで利用できるコワーキングスペース「あすてっぷコワーキング」を北神地区に新設し、働く女性や働きたい女性の多様な働き方を支援します。

（2）女性のキャリア支援では、デジタルスキルを身につけるための講座と就労体験を組み合わせたプログラムを実施し、女性の就労や女性リーダーの育成を支援します。

5. 市政情報の提供として、市政情報室の運営、庁内案内、法律などに関する市民相談の受付、また、意見提出手続制度や情報公開制度、個人情報保護法制度を適切に運用します。

6. 消費生活相談及び消費者トラブルに対して、消費者生活に関する相談に対応するとともに、事業者に対する法令に基づく指導などを行います。また、多様な媒体を通じた情報発信や年代に応じた消費者教育により、トラブルの未然防止や自己解決を支援します。

以上、主要施策について御説明しました。

次に、4ページを御覧ください。

2. 歳入歳出予算一覧です。

なお、説明に際しましては1,000円単位以下を省略いたします。

まず、歳入は最下段右側に記載していますように、合計78億8,832万円です。

次に、5ページを御覧ください。

歳出は、同じく最下段右側に記載していますように、合計144億462万円です。

6から7ページは歳入予算の説明を、8から9ページには歳出予算の説明を、10ページには債務負担行為の説明を記載しています。

以上、令和7年度予算案のうち、地域協働局所管分について御説明いたしました。何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○主査（門田まゆみ） 当局の説明は終わりました。

引き続き順位により質疑を行います。

なお、委員会運営の効率化のため、当局におかれては簡明な答弁に努めるとともに、適当なものについては、担当部課長からも答弁されるよう、この際、特に申し上げておきます。また、質疑者が要望にとどめた項目についてはコメントを要しませんので、念のため申し添えておきます。

また、委員各位におかれては、質疑の要点をおまとめの上、簡明にお願いいたします。

それでは、木戸理事、発言席へどうぞ。

○副主査（木戸さだかず） おはようございます。それでは、早速質問のほうに入っていきたいと思えます。

まず、1点目は、消費者行政の方向性についてお伺いをしたいと思います。

昨年の予算特別委員会におきまして、当会派のかじ議員が、令和7年4月1日付で改正されました神戸市消費生活条例につきまして、削除されました旧条例第9条で定められていました消費者基本計画の策定、これが策定の義務がなくなって、策定の代替措置について質問させていただいたところ、当局からは、SNSを介した様々な契約トラブルに関する相談など、相談の内容が年々変わっている。5か年の基本計画を策定するよりも、こういった社会変化に迅速・柔軟に対応するために、令和8年度からは、消費者行政の取組方針を策定し、ホームページで公表する予定であるといった答弁がありました。

そこで、まずは、令和8年度からのこの取組方針の策定に向けまして、現在はどうのような状況であるのか。また、取組方針の内容はどうのようなものになるのか、お伺いをいたします。

○服部地域協働局副局長 消費者基本計画の後の措置、その内容についての御質問です。

御案内いただいたとおり、平成17年度から消費者基本計画、5年ごとに我々作成してまいったわけですけれども、御案内のような状況、複雑化・多様化している社会情勢というものに対応するためと、あと、柔軟にかつ迅速に対応していくということで、ちょっと5年ごとの計画というのではなくて、迅速にやっていくというためにそういうのをなくすということでございます。

計画の廃止はしたわけですけれども、その代わりというのがないんですが、迅速かつ柔軟な施策の実施ということを条例で、市の責務として規定したところでございます。

計画自体はもう今年度末で計画期間は終わりということになるんですけども、その方向性の大枠というものを策定していくというのを昨年の答弁でさせていただいたところでございます。今まさにこの方向性を策定して——大詰めのところでございまして、具体的な内容でございすけれども、やはり我々消費生活センターにいろんな相談情報が寄せられますので、この内容を分析して、それを施策に反映していくと、こういうサイクルでやっていくということを基本線において——内容は大枠ですので、それほど具体的には書いてないんですけども、消費生活相談、それ

から事業者指導、情報発信、消費者教育に機動的かつ着実に取り組んでいくと、こういった内容を大枠としてお示しする予定で考えているところでございます。

まさに直近といいますか、附属機関である消費生活審議会という――御意見を審議会でいただきながら案を作成していくということで、3月10日に次の予定がありますので、この中でまた意見をいただきながら、方針、方向性を確定させて、ホームページに公表していくと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○**副主査**（木戸さだかず） これはもう決まったことですので、どうこう言うつもりはないんですけど、ちょっと教えていただきたいのが、この基本計画は、前の基本計画を条例の中で定めてやっているときは、議会でも審議とか報告とかいろいろあったと思うんですけど、そういうのをこれからなくして機動的にやろうとしている。そういうのを省く理由――そこの何ていうんですかね、これまで審議していたものを飛ばすことによって、何が変わるのか。要は今、5か年は長いというふうな答弁だったと思うんです。そのときの答弁の中に、毎年見直していくんだみたいなのがありまして、具体的にその5か年よりも、今、見直そうとしているのは、本当に毎年毎年、何か大きな方向性が変わるのか。その方向性が毎年変わるのであれば、その辺の正当性というか、その辺りはどういうところで担保ちゃんと、何ていうんですか、ある程度のやっぱりスパンをきちんと見て、ちゃんと方針を立ててやっていかなきゃいけないと思うんですけど、その辺りの担保というのはどういうところで持とうとしているのか教えていただけますか。

○**服部地域協働局副局長** 方向性の中身自体は、かなり原則的な大枠のところをお示ししております。個別具体的な事業の内容については、予算で御審議を賜りたいというふうに考えています。計画を廃止して大きな方向性をお示しするとしたのは、議会の皆様の御審議とか御意見を飛ばすということが主眼ではなくて、先ほど申し上げた柔軟な対応をしていくということを主眼としてございます。

具体的なことで、昨年もひょっとしたら申し上げたかもしれませんが、例えば、今の計画、この5年前の計画をつくったときには、水回りのトラブルという相談が非常に多うございました。年間400件程度あったんですけども、直近で言いますと、もう4分の1ぐらいに下がっていると。こういったことを計画でやはり5年後を見据えてやっていくということではなくて、柔軟に対応するということが主眼でございます。

ただ一方で、どういう方向性で市は消費行政をやっていくのかというのが明示されていないとちょっと分かりにくいのではないかと、そういう計画の機能面のところの御不安というのも寄せられたので、そういったところは共有する形で、市議会の意見というのも踏まえながら、ホームページに載せていきたいというふうに考えてございます。

消費生活審議会には、御承知おきのとおりですけども、各会派の代表の方にも入っていただいております。そういうところで知見のある有識者の方と意見を聞きながら、あまりにも方向性が違うんじゃないかというようなこともあるかもしれませんが、その辺はちょっと意見をお伺いしながら方向性というのを定めてまいりたいと思います。

ちょっと繰り返してしまえますけれども、策定する方向性は大まかな方向性としてやっていくんですけども、今後とも具体的な施策については、議会の御意見もいただきながら消費者行政に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副主査（木戸さだかず） しっかりやっていただきたいということだけなんで、やっていただけたらもうそれで言うことはありませんのでよろしくお願いいたします。

次は、この消費者行政の中でSNS型の投資詐欺への対応についてちょっとお聞きしたいと思うんです。

今もう世間も結構騒がせておまして、SNS型投資詐欺というのは、御存じだと思うんですけども、有名人を広告に使って、SNSで流して、何かそれから詐欺にみんな引っかかっていくみたいなことが今すごくはやって、私もその詐欺の被害者から、5年前ぐらいから相談を受けて、いろいろ活動してるんですけど、何年か前は生田署が詐欺師を捕まえて、10億円ぐらい、13億かな、暗号資産で持ったまま、その人はもう詐欺を認めて今刑務所に入ってるんですけど、数年したら、出てきたらもう暗号資産はその人のものになるみたいな感じで。結構な額が、社会で言われている以上の額が出回ってるんですね。

このSNS型投資詐欺というのは、非常に回収というか、被害相談を受けてもなかなか対応が難しい面があるんですけども、こういうのがはやっている中で、今言われた柔軟とか、迅速に神戸市は対応していくんだとおっしゃっておられるので、こういった詐欺案件というか相談については、地域協働局としてはどのように対応されておられるのか、教えていただけますでしょうか。

○服部地域協働局副局長 SNS型の投資なんかのトラブルのことかと思います。

おっしゃるとおりでして、著名人をかたるタイプですとか、そういう詐欺広告みたいなものを入り口として、会員向けのグループチャットに誘い込まれるというような、そういう形の投資型詐欺というのは非常に数年前から増えてございまして、全国レベルで申し上げても、2022年から2023年度、比べて10倍に増えたというふうな状況でございます。2023からはちょっと落ちてはいるんですけども、いまだにそういうこともあるという中で、また御案内のとおりでして、1件当たりの被害額も統計的に見ても高額でありますし、被害回復もなかなか困難だという深刻な状況だなと我々も認識してございます。

相談内容を、例えば、我々消費生活センターにどんなものがあるのかというところでございますけれども、有名人が推奨している株投資に申し込んだら、ちょっと利益が出る、次また利益が出たんで出金しようと思ったら、何か口座内、逆にいろんな名目で引き落とされていくというようなことで相談もあるような状況でございます。

先ほど申し上げた被害回復が非常に困難だというふうに考えておまして、やはりその未然防止が重要だというふうに思っております。2024年度から、報道でも多く取り上げられたということもありまして、消費生活センターのホームページに、実際の相談をベースにした、こういう事例があったらこういうふうにしましょうねというような具体的なアドバイスも掲載しています。それから、そのホームページを見に来られるかどうかというのはちょっと分からないところもありますので、検索サイト——グーグルとかヤフーとか、そういうものとか、あるいはSNS——エックスとかインスタみたいなところに広告を配信して、広く注意情報を発信してきたところがございます。これは実際に検索すると、割と神戸市のサイトが上位に、注意の広告が上位に出てくるような状況でございます。

ほかにも、アナログといいますか、神戸新聞と連携して——消費者の日というのがあるんですけども、特集記事を掲載したり、弁護士を招いた市民向けの講座を開催したりというようなこともやってございます。

それから、詐欺なんですけど、消費トラブルと事件というのの両方ありますので、やはり県警

との連携というのに力を入れておまして、県警が中心となって、行政と民間事業者で構成されたサイバー空間の犯罪に関するネットワークというのもあるんですけども、こういうものにも我々も参画して、情報取得に努めて、未然防止を目的にいろいろ連携しているという状況でございます。

先ほど私が申し上げたその柔軟な対応ということで、被害があった、相談があったということ をすぐにホームページとかに掲載して注意喚起していくというような形で、サイクルを早めて、被害の未然防止に迅速な対応をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副主査（木戸さだかず） 未然防止は当然大事なんですけど、被害を受けた方をどういうふうに、相談を受けて、どこにつなぐというのが一番実は大事でしてね、未然防止はもうほかでもやっていただいたらいいんですけど、相談に来た方は被害を受けてるわけですね。その人にもう仕方ないですねとか、未然防止ですぐホームページに載せますわとか言ったって、その人は何も報われないわけで、神戸市としては、消費生活センターに被害を受けましたと来た人にどういうふう にアドバイスして、どういうところにつなぐというのはあるんですか。

○服部地域協働局副局長 先ほどちょっと未然防止の話をしましたけども、実際にこの被害に遭われた方の内容にもよるところがございまして、もう完全に詐欺だと疑われるような場合は、しっかりした権限がある機関、具体的に言いますと、警察におつなぎする形になります。契約上のトラブルだというようなことであれば、いろんなパターンがあるんですけども、例えば、金融機関口座にもう振り込んでしまったみたいな場合であれば、金融機関に一刻も早く申し出るようなこと、それから警察にも相談するというような助言をする場合もありますし、クレジットカード決済をしている場合であれば、カード会社の約款というのは様々ですので、どの会社はどうだということ で相談するように。あるいは、最近ですと、用語、あるいは契約が複雑になっていまして、これは何の契約なんだと、デリバティブなんか何なのかというのがちょっとよく分からないという場合は、その金融庁の金融詐欺的な投資に関する相談ダイヤルの論点整理を使ったらいかがですかとか、兵庫県弁護士会の消費者被害救済センターを御案内するとか、状況によって様々な機関を連携しながら御案内する。ただ、我々のほうでできるということが、相談をお聞きして案内するだけではなくて、場合によったらあっせんその他もできますので、御相談の内容に応じてそれぞれの専門機関に相談する、あるいは我々のほうで対応する。こういったことを寄り添って対応しているという状況でございます。

○副主査（木戸さだかず） 最後に言われたあっせんというのが物すごい大事でして、従来の、何ていうんです、SNS型じゃない場合というのは業者がいるので、どっちかという消費生活センターは、被害者さんと業者の間を取り持って、ちょっとあっせんしていくというのが仕事だったんですけど、このSNS型というのは相手がいらないんですね。なので、何が大事かという、弁護士さん。警察に言っても、被害者さんは大体警察に被害届を出すと、まず被害を認めてもらう、受理してもらうのが結構大変で、してもらっても口座凍結ぐらいまでは警察がやってくれるんですけど、もうそれ以上やってくれないんですね。いろんなこういう被害を受けたんですよと言っても、門前払いになって、被害者さんってそういうときでもう路頭に迷うので、やっぱりインターネットで調べるんです。調べると、詐欺に強い弁護士とかといってサイトで出てくるので、そこに相談するパターンが多いんですけど、そのこのそういううたってる弁護士に限って、さらに被害者さんから金を巻き上げるというか、回収できないのに、何か分かりましたとか言って

お金だけ取られるみたいな。弁護士の二次被害というのも実際起こってるので、消費生活センターに本当にやっていただきたいのは、本当、弁護士さん——この弁護士さんもいろんな事案によって専門性があるので——何ていうんですかね、いろんなものに特化してるんですね。金融商品だけでももういろんなパターンが、PL法とかいろいろあるので、もうそういう弁護士さんといかに消費生活センターが連携を取って、SNS型の詐欺になると、ぱっと弁護団つくってくれたりする——神戸市にも当然ありますので、そういうところとかと日常から連携を取って行って、やっていくことが大事なんですけど、その辺りのこのSNS型投資詐欺に関して、弁護士さんと連携を取っているというふうなことはあるんでしょうか。

○服部地域協働局副局長 先ほどの答弁の中で、兵庫県弁護士会の消費者被害救済センターを御案内するパターンというのもあるというふうに申しあげましたけれども、特段その個別の弁護士の、この方がこの分野に強いのでこの方を御紹介しようというふうなところまではやってないという状況でございます。

○副主査（木戸さだかず） 大阪とかも、詐欺被害に強い弁護士みたいのがあって、そこにつなぐとか、結構連携を取っている自治体もあるんですね。なので、弁護士会の人とかに聞くと、兵庫県はちょっと弁護士会と仲悪いねんという話をちょっと言われて、過去のいきさつがあるのかちょっと分かんないんですけど、やはりきちっと連携を取っていただいて、まず分かっていたいただきたいのは、こういういろんな問題があって、詐欺と一くりにしても、専門性あって、弁護士さんでも対応できる人と対応できない人がいるので、そういう分類型もちゃんと分けて、やはりふだんから連携を取っていただきたい。自治体によっては名簿も共有してたり、すぐに情報が行ったりするようなところもあるので、ぜひ神戸市もやっていただきたいと思うんです。特に神戸は、この消費生活部門ってももともとは最先端を走ってたと聞いてるんですけど、SNS型になったらちょっと対応が遅いのかなという気がしますので、ぜひその辺りをよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点お聞きしたいのが、この投資詐欺の広告というか、広報、今、未然防止が必要ということだったんですけど、すぐにホームページに載せるとか、いろいろやっていただいて、いろんな注意喚起も、啓発広告もやっていただいているということなんですけど、事前にお聞きすると、大体神戸市単発でやってることが多いという。消費生活センターは県も持ってて、政令市も持っているという中で、同じような詐欺って全国的に同じようなことが起こっているの、広告も本来は、啓発とかになるともう少し広域的に、みんなでちゃんと集まって、そこにある程度の金額を投資するというほうが効率的じゃないかなと思うんですが、その辺りぜひそういう取組を前向きにさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○服部地域協働局副局長 広告等の他都市、その他連携のことかと思ひます。

先ほどちょっと触れたような、単独でやっているような広告は、それはそれで効果が上がっているのかなと思ひてございませうし、やらねばならないことだと考えているんですけども、投資詐欺に関して言いますと、警察庁、あるいは兵庫県警が、全国的あるいは県下という意味で広域的に注意情報の発信をさせていただきます。特に、投資詐欺、何度か言及がございましたけれども、高額だということと被害回復が困難だということで我々もやっているわけですけども、市独自の広告以外にもいろんなパターンというのは確かにありまして、兵庫県の話で言いますと、我々以外の近隣市と一緒に、神戸新聞に消費者トラブルQ&Aという記事が月2回載っています。これは順番に近隣市と一緒にやってるやつなんですけれども、今話題になっているようなSNSをきっか

けとした投資に関するトラブルというのも、直近で言いますと11月に出したところでございます。

近隣市連携でいうと、消費センター同士の近隣連携はやっていますし、もうちょっと大きな全国レベルで言いますと、特に投資詐欺に関して言いますと、警察庁の主導の下にいろいろな広告を打たれてて、啓発をされているという状況でございます。我々も、先ほどちょっと申し上げたような近隣市、あるいは県警とも連携してございますので、引き続き協力しながらやっていきたいというふうに考えてございます。我々としてやる場所はまた一方で同時にやるという形でございます。

以上です。

○副主査（木戸さだかず） 啓発とか、そういうものはスケールメリットをぜひ考えていただいて、対応していただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

基本的にSNS型の投資詐欺というんですか、これはやっぱり広告を出すほうが本当に問題でして、ここを規制しなきゃいけないんですけど、やっぱり日本にはまだ法律がないんですね。ヨーロッパとか台湾とかシンガポールはもうできてまして、多分シンガポールだと思うんですけど、Me t a社にずっと垂れ流してるんで、そろそろ罰則、罰金取りますよみたいなことを言うと、Me t a社が慌てて広告を審査しだしたり、そういうこともあるんです。私もNPOを何人かできつくってまして、2024年からMe t a社を訴えていて、今年の年末ぐらいに判決が出て、弁護士さんいわく勝てるかもしれんみたいな話があって——世間にもっと訴えかけて、有名人の広告を垂れ流してるほう、元締を、何とか元を切らないと駄目という思いはあるんです。

神戸市さんとかにやっていただきたいのは、やっぱり元を締めることは当然できないんですけど、一番いいのは、未然でやる場合は、中学生ぐらいから、ちゃんとかいうのあるよとか教えることも大事ですので、そういう未然防止でするんであれば、もう大人に言っても、大人ってやっぱり言っても言っても引かかると。中学生ぐらいからきちんと教育していくと、そういうのもあらかじめ分かってくるので、やっぱりそのリテラシーをぜひ上げることがやっていただけたらなと思いますのでよろしくお願いをいたします。

では続いて、中間支援組織についてお伺いをしたいと思います。

NPOなどの地域貢献団体を支援するNPOとして、中間支援組織は非常に重要な存在であることは、昨年の決算特別委員会の我が会派の諫山議員から質疑があり、局長のほうから、非常に熱の、思いのある答弁をいただいたと感じております。その中で、局長は、中間支援組織に引き上げられそうな、もう種をまいているんだと、いろんな個人もいて、その人らをこれからどういうふうに扱っていくのか、どういうふうにして中間支援組織にしていくのかみたいなところが鍵なんだみたいなことをおっしゃってたと思うんです。

あれから半年たちまして、局長が言っておられた、中間支援個人といいますか、地域おこし隊とか、いろんなコーディネーターの方々が、将来的にどういうふうな役割を地域で担っていくのか。中間支援組織で役割を担っていくのかみたいな整理が必要だとおっしゃってたので、半年たってどのように今整理されておられるのか。局内でどういった議論が進んでいるのか。まずは教えていただけますでしょうか。

○保科地域協働局副局長 中間支援での御質問でございますけれども、NPOをはじめとしまして地域活動の解決に取り組む団体の幅広い相談に対応しておりまして、伴走支援してくれる中間支援団体というのは非常に貴重な存在であります。神戸市でも数多くの団体が、特に組織運営の面で中間支援団体に支えられております。

市内の中間支援機能というのが、主にNPOですとか一般社団などの法人が担っておりますけれども、当市の地域コーディネーターをはじめとしまして、個人で中間支援的な活動に取り組まれているという場合もございます。また、包括的な支援以外にも、活動のテーマですとか、資金面とか、限定的に支援されているような場合もありまして、近年は中間支援というものを広く捉えるようになっております。

中間支援には、人材発掘・育成、あと資金調達ですとか、行政への橋渡しといった幅広い知見と経験、情報収集力というのが必要になってきます。加えて、社会問題の複雑化が近年進んでおりますので、解決に取り組む団体の活動というのも広範囲になってきておりまして、中間支援にも、新しい視点ですとか高い専門性というのが求められるようなこともあります。一団体とか一個人で全てを、そういう能力を備えておくという必要はないと思っておりますけれども、こういった能力を備えた人材の確保と、継続的に人材発掘・育成していくということが重要であると考えています。

各区に配置しました地域コーディネーターが、この3年間、積極的な地域へのアプローチというのを通じて、担い手や場所のコーディネート、いわゆる中間支援機能を担ってきました。市では、個人でもできる範囲ですとか、行政の立場で効果的な中間支援ということについて認識することができたと思っております。中間支援について理解が深まるきっかけになったと考えております。地域コーディネーターには、任用期限が切れた後も、業務を通じて培った知識・経験・人脈等を生かして、引き続き中間支援に携わっていただきたいと考えています。コーディネーター間のネットワークというのもできておりますので、今後、組織化といった提案がございましたら全面的に支援していきたいと考えています。

中間支援機能の強化について検討を進める中で、現在、他都市ですとか先進事例を調べております。例えば、川崎市では、各区に多様な主体が協働で運営する中間支援組織というのがあって、地域活動に関する相談対応ですとか情報発信、あとはイベント企画、助成金の交付などを実施していると伺っています。また、お隣の明石市では、外郭団体である中間支援団体が市民の学び・交流・相談というのを支える複合型の交流拠点を運営しているのと、地域の対話促進ですとか住民主体のまちづくりを支援されています。

本市としましても、中間支援機能の強化というのは大変重要な課題であると考えておりますので、引き続き先進事例の調査を進めながら、必要とされている中間支援機能と市の役割、既存の中間支援組織、個人への支援ですとか、中間支援機能の強化について引き続き検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

- 副主査（木戸さだかず） ちょっと昨年の答弁を聞いた手前、何かちょっと肩透かしかなと思うんですけど、要は、神戸が先進事例とおっしゃってたと思うんですね。もともと先頭を走ってた。それが今は何か他市の先進事例調べているところですので、何かいつの間に追い越されたのかなという気がして。要は、CS神戸が、2015年に何か中間支援組織の報告書を出してますけど、あれからまとまったものがあんまりなくて、その間に神戸市がずるずる追い抜かれていったような印象を今受けたんですけど、やっぱり種もまいた、芽も出ているというのであれば、今後どうしていくんだというのは、他市よりも先進を、先を行ってるんだという自負があるのかちょっと分かりませんが、きちんとスケジュールとか、報告書みたいにまとめて、見える化というのをしていただきたいと思うんですけど、今の神戸市の現在地と、そのスケジュール感についてち

よっと教えていただけますか。

- 金井地域協働局長** 今御指摘いただいたとおり、私も各地へ行くたびに、各地にある中間支援組織とも意見交換を重ねてきて、今その現状がどうなってるんだというのは、今ちょうど調査をしているところなんですけども、神戸は逆に余力があった分不幸だったのかなというのがあって、ある意味中間支援組織というのが固定化してしまって、元来あった従来の組織に全て機能が移ってしまって、ほかの中間支援組織がなかなか出てこれなかった状況にあるのかなというのがありまして、この間もやっぱり東京の事例なんかを見てきますと、東京の中間支援組織って、新しい組織がこの隙間をうまく縫うようにどんどん出てきてるんですけども、逆に神戸の場合は、中間支援組織がある程度組織化してしまっているんで、この隙間をつくらぬような施策を取ってきてしまってたのかなというのがあります。

ただ、今の状況でいきますと、その中間支援組織の中でも得意不得意がありますので、なかなか全部をカバーできるという状況にはないと思うんですね。各種の事例なんかを見ながら、先進事例とは言いませんけども、各地が逆にネットワークをうまくどうつくったのかというのを見ながら、我々はこの中間支援組織をどうやって配備していくのかということを含めて、年内には大きな方向性は示していきたいなと思ってます。

さらに、それによってどういう施策を打つのかというのは、来年度の予算にはうまく反映できるように、我々もちょっとスピードアップをしてやっていこうと思っておりますので、しばらくまた議論を進めたいと思っています。

- 副主査（木戸さだかず）** ぜひ期待してますので、僕もこの分野あんまり詳しくないんですけど、諫山議員が質問されて、局長の答弁を聞いて、こういうのもあるのかと思ってちょっと調べさせていただいたんです。

問題は、2015年にCS神戸さんが報告書を出して、そのときにも課題が言われてて、その課題が今もあんまり変わってなくて、それが神戸市からも別に見える化できてないので、その辺りをぜひ見える化していただいて、市民というんですか、いろんなことを共有、課題を共有していただいて、我々とも共有していただけたらと思いますのでよろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、神戸里山再生戦略について伺いをいたします。

本年度、地域協働局におきまして、神戸里山再生戦略が策定、発表されました。地域協働局では、本戦略に基づき、里山に親しむ人材育成拠点の整備などが予算計上されている一方、森林整備、木材活用等の分野は、建設局の森林部、農地再生・担い手育成等は、経済観光局の農政部門が所管するなど、実行段階は複数局にまたがっている状況です。本戦略は、森の未来都市神戸の戦略の一部に位置づけられていると聞いておりますが、戦略意図を実施段階へ確実に継承し、事業の進捗をどのような体制で管理するのかが重要であると感じているんですけども、この辺り、地域協働局はどのような位置づけで動こうとされておられるのか教えてください。

- 金井地域協働局長** 里山再生戦略についてなんですけども、これは今、神戸の中ではかなり手入れの届かなくなってきた耕作放棄地とか、そういう部分が広がってきてまして、健全な里山をどうやって維持するかということ念頭に、それでは里山再生戦略というのをつくった上で、どういう形でこういう耕作放棄地などをうまく活用していくのかというのが最初の、念頭にあります。

森林再生本部とは、里山といってもいわゆる境界林と言われている、いわゆる畑と森林との間の部分というのは、従来農家さんが大体整備してきたものであって、これは例えば森林の整備をいわゆる業を中心でやってる方々がやってきたわけではないので。ただ、ここは高齢化によって

だんだん担い手が少なくなってきた、うまくできない。最近では新規就農の方たちも増えてきたんですけども、実は圃場の整備とか、周りの森林の整備なんかを勉強して就農する子が少なくなってきたので、使ってる人はいるんですけども、里山の環境は荒れてくるみたいなのが出てきますので、こういう部分を含めて我々で何かできないだろうかというのが、この再生戦略の中に入りたい込んでいる部分であります。

当然、本部のほうにも情報共有をして、我々の進捗状況も報告して、向こうにも把握していただけてますので、再生戦略のほうにも農政とか環境とかも入ってますので、皆さんで協働しながら、どういう方向性でやるのかというのを進めているところですので。

○副主査（木戸さだかず） これはまた副市長に質問しなきゃいけないのかなとも思うんですが、森の未来都市神戸というんですか、この位置づけ、本部があつて、その下に里山再生戦略を地域協働局が担って戦略があると。その横並びに、緑の基本計画であるとか、K O B E W O O Dですか。何かまた種類の違うものが横並びで計画がずらっと並んでる感じなんですね。それで、考えたときに、各部局でいろんな計画とか、K O B E W O O Dとか緑の基本計画とか持ちながら施策を進めていく中で、この神戸里山再生戦略というのは、どう横の計画と絡んでいって、地域協働局はその辺りもイニシアチブを持って、人の流れとかその辺りを所管していくのか。そこはまた別個で違うんですよというのか、その辺りはどうなんですかね。

○金井地域協働局長 先ほど申し上げましたとおり、我々が主幹としてる里山の部分というのは、従来、林業を中心とする必要はない部分なので、逆に言ったら本部の中で手が届かない部分のところを我々が引き取ったという形になっておりますので、この辺、どういう進め方をしてるのかというのは本部と相談しながら、手の届かない部分はここですよと、じゃあここは私たちがやりましょうみたいな形で進めていっていますので、ある意味すみ分けみたいな形で進んでいると御認識いただければと思っています。

○副主査（木戸さだかず） 分かりました。特に地域協働局が人と自然との境界というんですか、その部分を担うのであれば、考えていただきたいのは、神戸という、都市なんですね。田舎でやる里山再生と都市でやる里山再生はちょっと色が違うよというのを意識していただきたいと思うんです。それは何かというと、やっぱり神戸観光であるとか、いろんな人が外からたくさん訪れるというところなので、見栄えというのが大事だと僕は結構思ってるんです。じゃあそれってどういうことかということ、例えば、以前も同じ会派の議員から、菊水山、ハイキングに行くときに、森林を再生今してますというので、もう皆伐というんですか、そこをばっと切って、ハイカーさんから、何だこれみたいな声が上がったということもあつたんですね。要は、どういうふうに見えるか。クラインガルテンとか、市民農園とか、いいことやってるところいっぱいあるんですけど、結局そこで農作業をやっている人らがいろんな資材を置きっ放しにしたりして、見栄えが汚いと。何これということで、やっぱりブランド価値が上がっていかないと思うんです。なので、この里山再生戦略に都市デザインというか、景観という、それをどう見せるか。それを美しいまま保ちながらどういうふうに里山って再生していくのか。例えば、バックヤードみたいなところで再生しながら、見えるところは後でやるみたいなね。そういう手法も取り入れるみたいなことをやっていただけたらなと思うんですけど、その辺の考え方の整理をしていただきたいなと思うんですけど、その辺り所見をお伺いいたします。

○金井地域協働局長 我々も里山については、デザイン性というのは必要だと思っておりますので、なかなかザ・里山というイメージは人によって違う部分もありますけれども、我々が考えるものは

こうだというものを示しながらやっていきたいなと思ってますので、その中にはどういうデザイン性を求めてこういう整備をしていくのかということも含めて今考えておりますので、五社なんかにはそういう考え方で今進めておりますので、ぜひまた経過を御報告させていただきたいと思っています。

- 副主査（木戸さだかず） 本当に戦略の中にそういう文言を入れていただきたいと思うので、ぜひまた検討していただけたらと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

- 主査（門田まゆみ） お疲れさまでした。

次に、山下委員、発言席へどうぞ。

- 分科員（山下てんせい） 自由民主党、山下でございます。よろしくお願いたします。

地域協働局についての予算について御質問をいたします。

まず、企業版ふるさと納税の今後の方針についてお伺いしたいと思います。

企業版ふるさと納税は、企業にとっての税制優遇が受けられるとともに、社会貢献企業としてのブランディングにつながるというメリットがあるだけでなく、神戸市にとって企業との持続的なパートナーシップを構築し、神戸の特性を生かしたまちづくりを推進し得るという上で非常に大きな制度であると考えております。

こうした制度の意義を踏まえると、さらなる寄附金の確保と、企業との協働による価値創造を一層図っていく必要があると考えるが、これまでの企業版ふるさと納税の取組実績や成果を踏まえて、今後、どのような方針で取り組んでいくのか見解を伺いたいということなんですけど、一応見える化しまして——見える化というか、こういう感じです。

要は、企業さんは、企業版ふるさと納税という形で神戸市に入れます。神戸市は、それについて、言ったらそのお金を利用して、公共事業とかやっていくわけなんですけど、シビアな言い方すればこれでもいいんですよ。企業さんにしてみたら、都道府県・特別区・市町村、全国の1,788、どこでもいいんです。どこでも。神戸市でなくてもいい。神戸市を選んでもらうためにどうするんですかということを知りたい——当然、企業さんは、企業版ふるさと納税をすることによって、CSR、あるいは地元支援、一番大事な税軽減、こういった優遇、メリットがあるわけです。メリットがあるんで、神戸市である理由というのはどこにあるんかということをお伺いしたいです。よろしくお願いたします。

- 金井地域協働局長 企業版ふるさと納税につきましては、各企業様も今注目をしております、本来であれば時限式でもうそろそろ終わるはずだったんですが、企業からの要望が多いということで、寄附控除で9割が控除されるというのが大きかったんだと思うんですけども、現在進んでおるところでございます。

まさにおっしゃるとおり、どういう形で神戸と関わり合いを持つのかというのがやっぱり課題なんですけど、神戸市の成果としましては、一昨年、2023年度は3億円だった寄附が、2024年度には4.4億円に増えております。今年度は、申請、申出ベースで8.2億円にまで増えております。

これは、内閣府の公表した令和6年度の企業版ふるさと納税の実績によりますと、神戸市は政令市で2位、全国の全ての自治体におきましても17位という状況になっております。この辺はなぜそういうふうな形でうまく寄附を呼び込んでいるのかというのは、企業連携推進課のほうでも、いわゆる、おっしゃったようにどういうふうに神戸とゆかりがあるんだというところがやっぱり課題になっておりますので、経営者の方が神戸が出身だったり、もともと神戸に本社があって大

阪へ移ってしまったとか、そういう事情がある会社は、やはり神戸に愛着がありますので、こういう会社とつながりを持っていたりします。また、寄附先を探している企業さんについては、先ほどおっしゃったとおり、CSRみたいな部分で、どれだけ企業にメリットがあるのか、我々はそれを提供できるのかというところが課題ですので、一緒に施行場所——例えば、この間は、新しい舗装を物納したいという会社がありましたら、どこだったらこれがマッチングして、企業にとっても見栄えがいいのかというのを考えた上で、北区にあります内田家住宅、そこの舗装に使って、企業としても、自分のされた舗装がかやぶき屋根と一緒に撮られた場合には、見栄えがいいのと、神戸の大都市でもこういう貢献をしていますみたいなのがPRできるので、企業さんとしては非常によかったと。この過程についても、実は学生を入れて、商品開発のところから、実はこれ竹チップを入れた舗装なんですけども、竹の伐採のところから企業さんが舗装するところまで、全てを取材してもらって、ホームページで公開して、向こう側の企業もその記事を活用するみたいな連動性を持って今取り組んでいますので、1つずつとしてはとても手間がかかるので、なかなかどれだけできるのかというのは課題はありますけれども、そういう形で企業メリットを考えながら今連携して進めているところであります。

○分科員（山下てんせい） その点の差なんですよ。結局、自治体がやるかやらないか。私も実はふるさと納税、普通のふるさと納税のほうが始まった頃に、トラストバンクというところで勉強会参加させていただいたんですけど、そのときに出会ったのが別海町、言ったらまだ最初の最初ですよ。後で答え合わせになるんですけど、あとは泉佐野市、そういった市が来て、職員さんが。積極的にどうすればふるさと納税で選んでもらえるのかということも学んでました。やっぱりそういった市は、自治体は、その後いい成績を上げてますよ。やっぱりそういった研究とかということも、しっかりとゆまぬ努力をやってほしいなということなんですよ。

もう1問質問します。企業さんからの寄附が実際どのような成果を生んで、地域や市民にどのような価値をもたらしたのかということも発信すること。これはやっていますと先ほどあったんですけど、企業側にとってのメリットの明確化につながり、ひいては今後の寄附獲得の拡大にも寄与すると思います。寄附を充当した事業のエンドユーザーにも伝わるような仕組みも有効ではないかと考えます。どういうことかと申しますと、これはふだんのパターンです。これは企業さんや財団、各種法人が、いわゆる受益団体、エンドユーザーに、いわゆる助成をする。いわゆる企業さんがやってる助成メニューですね。そうやってやったものを、いわゆるエンドユーザーの人が申請して、審査して、助成決定して助成すると。これは非常に透明感のあるお付き合い。当然エンドユーザーにしてみたら、こういった企業さんとか団体に支援をしていただいたということが一目瞭然でございます。

今回の企業版ふるさと納税って——これちょっと間違っていたら御指摘いただきたいんですけど——どうなるかというところなんです。企業さんが神戸市にふるさと納税をするんですけども、この下、いわゆる受益団体とエンドユーザーさんが神戸市の助成メニューを使って助成を受けると、どういうわけか受益団体とかエンドユーザーさんは神戸市がやってくれたと思っちゃうわけなんです。実際に企業さんが原資として出してくれたお金がエンドユーザーさんのほうに行ってるのに、エンドユーザーさんのほうは、その企業さんの顔が見えないというふうな状況があるのではないかとことです。

つまり、この部分に透明化のある効果というものが必要じゃないかということも考えます。企業版ふるさと納税の見える化については、どのような形を望むのか。また、企業さんに意見を聞

くべきではないかと考えます。

こういった観点から、寄附いただいた企業とは、感謝状を贈って関係性が終わるのではなくて、さらなる寄附の拡大に向けたフィードバック。こういったことすれば我々ともっと縁は深くなりますかねということを考える、あるいはヒアリングをするという継続的な関係性を維持・構築すべきと考えますがいかがでしょうか。

- 保科地域協働局副局長 今御指摘いただきましたように、見える化というのは我々も非常に重要であると考えておりました、いろんな取組を進めてきております。

寄附いただいた企業様にも実際にお尋ねしておりました、企業版ふるさと納税を活用して神戸市の事業経営に我々も関わったということをしてPRしてほしいというお声も当然ございましたので、現在すぐできることとして、神戸市の公式ホームページで企業名ですとか寄附事業、こういうことに御寄附いただいたということを御紹介するのと、御指摘にもございましたように、感謝状を贈呈する機会というのを設けております。

あと、頂いた御寄附を活用して整備した施設とかは、銘板を設置したりですとか——こども本の森ですとか、あすてっぷ coworking といったところには銘板を設置しております。そういう施設の場合はオープニングセレモニーとかもございまして、そういうところに御招待させていただいて、そこに来られた地域とか市民の皆様にも伝わるような取組というのは進めています。

御寄附いただいた後も直接お会いして、個別にこのように使わせていただきましたみたいなお話はさせていただいておりますし、事業の進捗等も御報告しております。例えば、あすてっぷ K O B E の場合は、整備事業に御寄附いただいた企業の方には現地へ実際来ていただいて、その場で事業の取組についても御説明したり、情報交換などさせていただいて、一方通行にならないようにというのは心がけております。

御指摘いただきましたように、企業と継続的に関係を築いて、企業版ふるさと納税を活用した事業の成果とかを市民の皆様発信していくというのは、企業が本市の事業に実際にお金を出すということで、参画していただいているという意識づけにもなりますし、継続的な御寄附につながるが多いと考えておりますので、引き続き御寄附いただく企業との関係強化を取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

- 分科員（山下てんせい） これが多分今のベストの回答やと思います。ですので、ぜひ進めてください。

では、続きまして、地域活動の持続可能性、また、私もこれ同じ質問を繰り返し繰り返しで恐縮なんですけど、やはり地域活動の担い手不足というのはどこまでいっても深刻な問題でございまして、例えば、自治会とか町内会では、少子・高齢化や価値観の多様化などにより役員の高齢化や若年層の減少、これは進んでおります。年々担い手の確保が難しくなっているんですけども、一方で、やっぱり一生懸命やってくださってる方は長年一生懸命やってくださっております、ここの高齢化が大変だということでございます。例えば、広報紙や選挙公報の配布など——これは一例ですよ、ここに踏み込んでしまうと局が違うので、こういうことということで——地域団体に頼っている行政サービスも存在すると思いますが、今後、担い手不足がさらに進行すれば、これらの質や継続性に支障を来すことが懸念されます。そういった状況を考慮すると、行政が地域団体に依頼する内容や役割、こちらをしっかりと見直す必要もあると考えますが、いかがでしょうか。

○保科地域協働局副局長 本市では、協働と参画のまちづくりという考え方によりまして、市民の皆様と地域活動の自主性及び自立性というのを尊重しながら、その活動を御支援してきました。ただ、御指摘ありましたように、高齢化とか、あと価値観の多様化といったものを背景に、多くの地域団体で担い手不足という課題が顕在化しておりまして、このままではこれまでの活動が続けられないといったような切実なお声も実際に聞いております。

御指摘いただきましたように、これまで本市では地域の皆さんの御協力を得ながら様々な取組を進めてきております。御紹介にありました広報紙の配布ですとか、あと自治会のポスター掲示ですとか、行政情報の周知というのに特に多くの御協力をいただけてきました。地域福祉センターの維持管理に関しましても、地域の皆さんの御協力あってのものと考えております。

必要なサービスというのが今後持続可能となっていくように、それが要るかどうかといった要・不要も含めて、現在、在り方を随時見直しております。例えば、行政からの情報提供もLINEを活用してほしいという御要望が増えましたので、2025年度末に自治会役員向けに地域活動支援LINEというのを開設しまして、行政情報の周知の効率化というのは取り組み始めたところです。今後、紙媒体の配布というのを減らしまして、自治会の御負担も一定軽減できるかと考えております。また、地域福祉センターにつきましても、ふれまち協のみに維持管理を頼るといったのが難しくなってきたりしておりますので、地域交流センターに改めるとともに、本市で指定管理者を公募して今回維持を図るといった取組を進めております。

これまで地域団体が担ってきていただいた役割というのが、団体にとって御負担なものについては、ほかの主体ですとか手法というものを対応して、行政サービスの提供方法というのは見直していく必要が必ずあると考えています。持続可能な地域社会の構築に向けて、地域活動推進委員会など、有識者の御意見も聞きながら、市民との協働で実現してきた行政サービスを維持するための施策というのは引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○分科員（山下てんせい） ありがとうございます。そうですね、やっぱり今の答弁で一番ぐさっと刺さったのが価値観の多様化ですね。コミュニティーというものって何なんだろうねということちょっと最近考えるんですよね。次の質問にもつながるんですけど、これってやっぱり個人差すごいんですよ。コミュニティーというものを重視する人と軽視する人の個人差が物すごいんですよ。特に、得意なこととかやりたいことに関しての、いわゆる積極性というの——これは多分2年ぐらい前に同じような質問したと思うんですけど、これはやりたいという人間を、何か地域協働局の中で窓口つくって集めてマッチングするみたいな、そういう事業をやったと思うんですけど、得意なことや関心のあるテーマ、分野を軸にして継続的に地域貢献活動に取り組む事例というのが広がりつつありますよね。自治会の役員を1年間任されるのは厳しいんだけど、短時間で、隙間時間で少し手伝う程度ならやってもいいよとか。あるいは、祭りの企画運営だけならやってみたいなど、地域貢献の意欲が一定高い人というのは存在すると思います。学生や現役世代の中でもそういった意欲を持つ人は増えているのではないかと思います。やる人はやるということですね。でもやっぱり一番注目しているのは、リタイアされたシニア世代ですね。学生や現役世代の中でもそういった意欲を持つ人がいるんですが、そういった埋もれた人材の発掘という意味で、今後、そのような価値観を持つ主体の発掘や参画促進と育成にも取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○保科地域協働局副局長 地域活動に今現在関わられている方ですとか、今後何か参加してみたい

など思ってる方々とお話ししてますと、地域活動の主体が自治会とかNPOとか団体が中心なんですが、一方で、団体ではなくて個人で活動するとかしたいという意向を持っている方が増えているのではないかと感じるように感じております。御指摘いただきましたように、短時間で少し手伝える程度ならできるとか、自分の得意分野とか関心のあるテーマであれば参加したいといった思いを持った方も一定数存在するというふうに考えております。

本市では、こういった御要望に応えるために、個人の方の御要望にも応えていきたいということで、地域貢献相談窓口とかぼらくるというのを立ち上げて御支援してきております。

さらに、地域貢献活動補助金などで新たな担い手の発掘・育成というのも取り組んできました。結果的に活動に至らなかったとか、継続されなかったというケースもありますけれども、今も継続して活動されているという方も多数いらっしゃいます。

一方、地域貢献への関心はあるけどきっかけがないといったような潜在的な層というのも確かにおられまして、そうした方々に地域活動に参画を促していく必要があると考えています。

2026年度——来年、令和8年度には、新たな取組といたしまして、40代から50代の働き世代、子育ては一定落ち着いたかなといったような世代を中心にアプローチするための講座というのを開催したいと考えております。自身の今後のライフプランと地域貢献を合わせて考えていただけるような内容の講座にしたいと考えております。何か始めてみたいと思ってる方を対象に、その思いを具体化して、一歩を踏み出すための初動期支援というのも始めたいと考えています。得意のことですとか関心のあるテーマを軸に、活動の立ち上げですとか、進め方のノウハウ、好事例の紹介などといった講座を実施しまして、団体の立ち上げや活動の参画につなげるための伴走支援をする予定にしています。持続可能な地域社会の実現に向けまして、個人・団体にかかわらず新たな活動主体の発掘・育成というのは続けていく必要があると考えています。

引き続き、地域貢献に関心がある方の思いを形にというのを目標に伴走支援しながら、地域貢献活動の参画促進に向けた取組を続けていきたいと考えています。

以上です。

○分科員（山下てんせい） 今の答弁で思い出しました。地域貢献相談窓口ですね。地域協働局が出来たてほやほやのときになんかそんな話があったような気がして。去年あたりこれのプロモーションすごかったですよね。なんかいろいろまきものして、あれ続けてくださいね。イベントとか、近々でいうと区まつり・神戸まつりありますので、どんどん宣伝するべきだと思います。

そういった地域貢献ができるのか。本当に団体から個人にというふうなトレンドというのは間違いないことだと思いますので、特に子育てサークルとか、先日もうちの地域に越してこられた方が、このまちには、うちの自治会には子供会ないのかと言われてまして、ないねんと言ったんですけど、子供が6人ぐらいしかいないので、子供会が最後なくなったのは平成の29年ぐらいやったかなと思うんですけども、ずっとそこまでは頑張ってやってたんですけど、団体としてのその支援はできないんですけど、自治会として全く手を放しているわけではないし、何かできることないかなと考えてるんですけど、ただやっぱりやってくれる人というのが積極的にやってくれたら、そこに支援すればいいだけなんで、非常に絵が描きやすい。そういった人材がやっぱり今必要なんだよということですね。ぜひ、行政としてもお手伝いいただけたらと思います。

次の質問です。区役所の質問です。

これまで行政サービスの提供体制について、10区役所、2支所、15出張所、1証明サービスコーナー、マイナンバーカードのサテライト会場、区役所の時間外窓口、3月・4月の日曜窓口にて

加え、郵送申請、電子申請、コンビニ交付といったフルサイズのサービスをずっとやっておりま  
すけれども、近年、マイナンバーカードやコンビニ交付などデジタル技術の活用により、証明発  
行件数等は減少しまして、区役所への来庁も減少しています。昨年12月には、区役所と市税事務  
所の窓口時間も短縮されました。こういった時代の変化を捉えて、働き方改革やコスト削減とと  
もに市民サービス向上につなげる取組自体はよいと思っております。

一方で、区役所ってそこまでやらんとあかんのというふうな思いもあるわけがございます。区  
役所の役割が変わってきたんちゃうかなということですね。地域の課題解決や魅力発信を行うま  
ちづくり業務、むしろ軸足はこっちでしようと思うんですね。

そういった地域課題が多様する中で、人的体制の確保、あるいは強化を十分に行う必要がある  
と考えますが、いかがでしょうか。また、今後DXの進展や人口減少が加速する中、区役所及び  
各種拠点が担う役割や機能というのはどうなっていくべきなんだろうかと考えているんでしょ  
うか、見解を伺います。

○**金井地域協働局長** ただいま御説明ありましたとおり、やっぱり区役所の役割ってどんどん変わ  
ってきてるんだと思うんですね。現在、コンビニ交付や電子交付、また利用拡大が進む中で、い  
わゆる窓口の業務の効率化というのはどんどん進んでいるところであります。区役所の窓口時間  
の見直しも進んでおりますので、これをどういうふうに使っていくのかということを見ると、  
最後、やっぱり窓口でしか対応できないものというのがありまして、最近ですと国際結婚なんか  
が進んだりしますと、戸籍の複雑化みたいな部分があったり、あと、やっぱりいろんな事情を抱  
えてて、なかなかAIでは解決できない相談というのいっぱいありますので、こういう時間に職  
員をきっちりと振り向けていこう。さらに、書かない窓口とかDX化によってさらに時間の余裕  
を出して、できる限り窓口でしか対応できないものというものに対して、どれだけ時間を割く  
のかというのを、我々は力を入れていきたいと思っております。

その一方で、まさに御指摘のあったとおり、その地域課題をどういうふうにするのかという問  
題が残っておりますので、2021年には、旧まちづくり課と旧総務課を統合して、スタッフ制を導  
入して、まちづくり支援や防災などに対して柔軟に対応できる職員の見直しを行ってきまして—  
これが今の地域協働課という形になってると思うんですが、あくまで、最近ですと、コロナ  
以降はなかなか出てこないなんていう意見も、地域の要望も聞いてますけれども、協働課とし  
てはそれなりに地域に入って一生懸命頑張ってる部分はあると思うんですが、ここにつきましても、  
いわゆるプレーヤーの発掘という部分が最大の課題になってくるのかなと思っております、や  
はり行政についても、人員の確保というのがこの先難しくなってくるのは、もう人口減の中で明  
らかになっておりますし、地方の自治体の中ではもう人を集めるのが難しいと、かなり白旗を上  
げているところも出てきてますので、その中で我々がどうやって行政、今のサービスを維持でき  
るかといいますと、やっぱり協力していただけるプレーヤーをどう見つけてくるのか。これはふ  
だんからまちの中に出ていく、区役所のやっぱり地域課ではないと、地域協働課ではないとでき  
ない部分がありますので、所管をしている区長とも話しながら、どういう形でこういう発掘のた  
めに職員を出していけるかというのは、我々も協議をしながら進めていきますし、昨年も年度当  
初に全区回って、区長とそれぞれの問題について協議をしたりやっておりますので、来年度も毎度全  
部の区を回って、また問題把握なんかをして、まちづくりにどう生かせるかというのを図ってい  
こうと思っておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

○**分科員**（山下てんせい） 局長ありがとうございます。

実際にまさにそのとおりなんですけれども、地域課題とかプレーヤーの発掘とかあったんですけど、あわせて、地域資源の有効活用も考えていただきたいのです。特に、神戸市においては、公園なのか空き地なのかよく分からないという土地が結構あります。うちはニュータウンの住宅団地なので公園というふうになってますけど、公園と言いながら、実は公園じゃないんですよ実態は。あそこをちゃんと開発すれば家建てられるんですよ。なので、やっぱりその辺のすばらしい公園だ、だから皆さんは当たり前みたいに使ってるんですけど、それにかかるコストとか考えたら、これ何か放っておいてもええんかな、何か有効活用できへんかなとかいろいろ考えるわけなんですけれども、何かこういう使い方できないかという提案とかあったら、また積極的に考えていただけたらなと思います。これはうちの地域の一例ですけど、よそへ行ったらもっといろいろあると思います。

次、最後職員さんの働き方を質問しようと思います。

特にまちづくり業務に関わる職員さんって地域の中に入っていくので、様々な行事とか会合に出席することを求められるじゃないですか。こうした状況の中で、勤務時間を柔軟に割り振るフレックスタイム制度というのを活用されてるんですけど、これコアタイムというのが存在するので、実際には活用しにくい面もあるんじゃないかなと。例えば、地域防災会議とか、場合によっては7時からとかから始まるわけですよ、6時、7時から。まちづくり課の職員さんは、6時、7時からの会議に参加するとなると、フレックスを何ぼ使っても絶対はみ出すんですよ。会議が7時から始まって9時ぐらいになろうもんなら、もう完璧にはみ出すわけですよ。その人たちが結局コアタイムに合わせてぎりぎり出勤したとしても、かわいそうじゃないですか。残業つかないですし。やっぱりそういった制度設計の所管は行財政局ではあるんですけども、柔軟な働き方を実現するために、区役所オリジナルのフレックスタイムの導入に向けて、庁内で働きかけてはいかがでしょうか。

- 保科地域協働局副局長 御質疑いただきましたフレックスタイム制度ですけれども、本市ではもともと育児とか介護とか、時間的に制約のある職員が仕事との両立ができるようにとか、その後、恒常的に時間外業務が発生するような職場への対応など、いろいろな状況を踏まえて多様な働き方を推進するという観点から、制度の拡充というのが図られてきています。

フレックスタイム、先ほど御紹介いただきましたように、コアタイムというのがありまして、適切な公務運営を確保するという観点から10時から15時をコアタイムとして、全ての職員が勤務しなければならないとしておりますけれども、例えば、夜間の会合がある日は、10時から夜の10時までを例えば勤務時間として、その翌日は朝の10時から午後3時半までに勤務時間するなど、職員の意向に応じて柔軟に勤務時間というのが、1週間とかいう期間の中で調整するということが可能ですので、おおむね対応可能なケースなのではないかと考えています。あと、土・日とか祝日の会合・イベントというのもありますけれども、振替休暇の取得などで対応していると認識しております。

フレックスタイムを積極的に活用するのは、柔軟な働き方の実現に資するものでありますし、現在、具体的に活用しにくいといった意見は区役所から聞いておりませんが、また何かそういう声があれば改善というのに向けて取り組んでいきたいと考えます。

以上です。

- 分科員（山下てんせい） すみません、具体的に聞いたことなかったんでほっとしました。よかったです。ありがとうございます。その感じで、職員さんの働き方というのをしっかり守ってい

ただけたらなと思います。心配してたのでほっとしました。

最後、要望だけ。地域福祉センターの利用制限なんですけれども、地域福祉センターというのは、地域活動の拠点として日常的に多くの市民に利用されておりまして、地域コミュニティの維持・活性化に寄与しております。でも、例えば一方的に選挙事務とかあるじゃないですか。そしたら、選挙事務で、公用で施設を使わなきゃいけないとなったときに、例えば、地域福祉センターを使うから、地域福祉センターの駐車場は使わないでくださいとか、地域福祉センターを使わないにしても隣の公会堂を使うから、公会堂の投票所に来られる方のために地域福祉センターの駐車場を使わないでくださいとかと言われて、何でやねんと。日常使ってる人たちが搬入とかできへん。こういうトラブルがありました。実際に聞きました、これは。

こういった公用利用による地域活動への影響というのは一定程度避けられないものですが、利用者にとっては活動の継続性が損なわれたり、活動場所の確保に支障が生じたりするなどの負担が生じますので、市として、公用利用が発生する際の代替場所の確保を支援するとか、問題解決に寄り添うとか、そういった丁寧な対応をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○主査（門田まゆみ） お疲れさまでした。

次に、上島委員、発言席へどうぞ。

○分科員（上島寛弘） おはようございます。よろしく願いいたします。早速多岐にわたりいろいろ質疑させていただきたいので、ちょっと質問多いですから早口になりますが、よろしく願いいたします。

多文化共生というふうな言葉が本当によく聞くことですが、この多文化共生という言葉が誰のためのものなのかということですね。本来、もともと住んでいる日本国民のためのものであるのか、訪れてくる、在留、上陸される外国人のためのものなのか。決してこれ誰のためのものなのかということが疑問に思うようなこと、また不安に思うことも多々ございまして、甚だこの辺りの取扱いについて、本来なら安心すること、また、それが住んでいる日本人にとってプラスになることだというふうになっておればいいんですけども、逆にこの多文化共生というのが、最近では我慢を強いられるんじゃないかとか、それはもともと住んでいる私たち日本人が。そういうことに関して、決してこれはいい言葉じゃないようにも取られてきている。

外国人の在留については、当然の権利ではないんですね。あくまでもその入管法に基づいた許可であると。本来なら上陸は認められていない外国人であるけれども、許可によって入国が認められて、在留が認められているんだと。住むのであれば、もともと住んでいる我々日本国民に対して迷惑をかけないこと。やっぱり郷に入っては郷に従えということが当然のことであるというふうに思っております。

今朝も東灘区の方から、まさに御相談あったんですけど、昨日、隣のアパートに外国人が引っ越してきたが警察が来た。引っ越しで出た廃棄物を外国人が不法投棄をしたみたいだと。これは御影地域なんですけどね。東灘区においてもこういったことがだんだんと増えてきてございまして、以前のことでございますが、フィリピン人が青木エリアで女子中学生にスタンガンで襲う事件もありました。当然ながら犯罪を犯した者の責任ではあるんですけども、本来ならば、その者に入国の許可、上陸の許可をしていなければ起こらなかった問題でもあるんですよ。

だから、ここについて、多文化共生、多文化共生と言うのではなく、私たち日本人の地域社会をいかに守っていくのか。やっぱり迷惑をかけない、負担をかけない、福祉の面においても、治

安の面においても、やっぱりもともと住んでいる地域住民が迷惑がかからないという、そういった視点が大事なんだろうなというふうに思っております。

兵庫県は、第三期地域創生戦略で、外国人「第二のふるさと」プロジェクトを掲げ、多文化共生基盤の整備と外国人労働者の受入れ促進を進める方針を示してございます。外国人の安易な受入れを助長するような施策・方針には、治安や地域秩序への影響に関する不安の声が聞かれているのはもう紹介したところでございます。

神戸市においても、地域協働局の予算で、地域と在住外国人との秩序ある共生というふうに掲げられておりますが、やはりここがどういう目的なのか。何を守り何を実現するための施策であるのか。そしてまた、神戸市はきちんと、在住している、もともと住んでいる日本人、そういった地域住民の皆様の声をどのように把握して、今現状どういうふうに捉えているのか。この辺りについて御答弁をお願いいたします。

○服部地域協働局副局長 多岐にわたるちょっと御質問かなと思いますが、まず目的のところから答弁させていただきたいと思えます。

これはちょっと本会議で市長などからも都度都度繰り返し答弁しておりますけれども、この外国人に関する政策みたいなものは、やはり国が前に出て、基本的な枠組み、方針を示すべきだということは何度も申し上げているところでございます。その意味で申し上げますと、今回といいますか直近でございまして、2025年7月に、内閣に外国人との秩序ある共生社会推進室というのができました。この1月23日には、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策というのが閣議決定されました。その対応策の中では、国は、国民・外国人双方の安全・安心に生活し、共に繁栄する社会を目指すということが明記されてございます。順序で言いますと、先ほど御紹介した県の創設が前になりますので、ちょっと時系列的には国のほうが後でございまして。

本市もそういうものを求めていたところでございまして、国の方針が出たということでございまして、我々も地域と在住外国人の秩序ある共生というのを、国の方針を踏まえて、市の政策の1つとして位置づけているところでございます。

具体的に何をやるのかというところは、日本語教育でありますとか、相互理解でありますとか、いろいろございまして、地域住民に対して、丁寧な聞き取りとか、顔の見える関係づくりを進めていく。在住外国人に関しては、日本の社会規範、制度を学ぶ機会を提供すると。こういったところで、不安を解消したり、地域の理解を得ていくということを考えているところです。

何のために、誰のためにというところでございまして、先ほどちょっと御紹介しました外国人との秩序ある共生社会の実現のため、国が政策を出す前に有識者会議の意見書というものが出てるんですけども、その中で、秩序は社会の土台、多様性は社会の力ということが書いてございまして、この両者を両立させることが真の秩序ある共生社会への道であるという提言がございました。我々も、在住外国人のトレンドというものがもう常々変わっていきますから、そういった国の制度、適切な運営の下に市民の安全という生活を守る。こういった視点で、地域と在住外国人の秩序ある共生の実現というのを目指していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○分科員（上島寛弘） では、その辺りについて、予算については予算として、それは国の予算ですから、それはうまく使って、やっぱり使うためには誰のためのものかということを変更して質問したいんですけども、秩序ある共生というのがやっぱり外国人支援そのものを目的化しないでいただきたい。地域生活の安心・安全をやっぱり最優先に確保することがあるべきだと考えて

おります。在住外国人が増える中で地域でどのような不安や懸念が生じているのかを把握できているのか、先ほど申しましたが、これについてこの不安をどのように受け止めて、今後の施策にどう反映するのか、具体的にお伺いしたいと思います。

- 服部地域協働局副局長** 地域協働局ができて3年たつわけですがけれども、できたときに地域共生というのをどう考えるかということで、その仕事を取り組んでございます。やはり形の見えない不安みたいなものが実際にどうなのかということで、昨年11月に1万人のネットモニターアンケート、これを実施してございます。

中身ですけれども、今も質問いただいたような中身のところでちょっと簡単に御紹介しますと、住んでる地域に外国人住民が増えていることについて、好ましくないと回答した方が45%ぐらいになっています。これは前年からでいくと10ポイント程度上昇するという結果になってございます。その理由は何なのかというところで言いますと、地域の治安に与える影響への不安が45%、文化習慣の違いや言葉の壁によるトラブル増加の懸念、これは42%ということで、在住外国人の不安や懸念を抱いている市民が一定程度いるということがアンケート上も明らかになったというのが我々つかんだ事実でございます。かなり具体的な回答かなと思います。

しかし一方で、我々分析していく中で——私も全件見たんですけれども、中で言うと、具体的に私が被害に遭ったとか、直接的な迷惑行為としてあったのが何件あったのかということ、これは実は1件だけ、近隣からのその1件だけです。これがなかなか全体を表しているのかなと考えてございまして、地域の方の不安感というのが、実際の被害経験に基づくというのではなくて、やはり何となく不安だと。大人数で集まっている様子を見て不安だとかいう、そういうことではないかなというふうに現在分析しているところです。しかし、その不安というものがどんどん積み重なっていくと、同じ地域で暮らす日本人と外国の間でも非常に大きな摩擦というのが生じるかもしれないし、分断につながっていく可能性もあるということで、本市としてはやはりそういう視点を持って早期に対応していく必要があるのかなと考えてございます。

そういった意味で、我々は来年から、地域共生サポーターというのを配置して、こういった住民の方の不安に寄り添う。丁寧に受け止めて、必要に応じていろんな御意見を賜った後、対応していくというような措置も取っていく予定でございます。そういう地域の方の御要望とかに応じていろんな場を設ける、コミュニケーションとしてのやさしい日本語の普及もそうですし、心理的なハードルを上げることもそうですけれども、こういったことを地域の理解を賜りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 分科員（上畠寛弘）** ありがとうございます。この不安について、実際にネットモニターに登録してない方から今日の朝はまさに御相談があって、警察にはもう通報が行っているようで、警察も来ていたというふうにおっしゃってるんですけども、やっぱりこの法律の遵守は当然なんですね。法律の遵守もそうですけど、やっぱり生活のルール、マナーの周知徹底。蛇口の面に関しては国がやるしかしようがないから、入管の許可なんてこれ国にやってもらわなあかんわけですよ。だから、そういったことに関しても国がどんどん入れてくるんやったら、どうしていけばいいかということ、寄り添い方を神戸市として——その寄り添い方というのは、もともと住んでいる日本人に対しての寄り添い方を考えるべきなんですけども、ここのやっぱり地域住民の生活の不安ということに関して、肝腎なことは、やっぱりこの神戸で暮らす以上、生活ルール・マナー・法律、この理解、実践をしてもらわなあかんというふうに思っております。

地域協働局として、この外国人に対する生活ルールやマナーの周知、どのように取り組んでいるのか。違反している事例があった場合、どのように対応しているのか。この点について、今、法律ではなく、あくまでもまず先にルールとマナーに関しての取組について教えてください。

○服部地域協働局副局長 生活ルール・マナーの周知でございます。先ほどの不安、あるいは住民の方からの声でも、やはりこの辺のルール違反はどうなんだという声は我々も常々耳にいたしますし、区を通じて、なかなかその温度というんですか、感じるところがございます。

やはり在留外国人の方が地域で円滑に生活していくということであれば、当然ルールを知ってもらって理解してもらおうということが重要なことと思っております。しかし、それを実践していくためにどんなふうになればいいのかというのは、なかなかずっと前から苦労して試行錯誤しているところなんですけど、今やっている、そしてどんどん改善していることで言いますと、やはり重層的に何度も何度もやらないと意味がないのかなと思っております。まず、住民登録の手続には区役所に来られます。そのときに、ごみの捨て方ですとか、自転車の乗り方ですとか、日常生活に係るルールをまとめたものを、配布といいますか御案内してございます。それから、そういう公的なところ以外にも、不動産事業者の団体、こういったところと連携しまして、賃貸借契約を結ぶときに、なかなか各国で商習慣って違いますから、日本ではこうなんですよというようなところを、注意事項を伝えるための動画とか、チェックシートを共同開発して、それを啓発をしているというようなこと。

それから、教育委員会との連携も進めてまして、教育委員会のほうで、日本語が不十分な生徒が転校してこられたときに、集中してハーバーランドでやる初期日本語の指導拠点教室もあるんですけども、このときに親御さんが送迎しに来られます。送迎される方は授業中は時間が空きますので、こういった方の保護者向けの生活ガイダンスを一緒にやったりとか、様々な機会を捉えて情報発信をしております。

そのほかにも、我々の所管の外郭団体のK I C Cで、防災とか日本の交通ルールとか、そういう生活ガイダンスなんかもやっております。

後段の生活ルールに反するような事例があったらどうするのかという話なんですけども、そこまで地域協働で全部やるかというのと、それはもちろん、例えば、ごみ出しルールやったら環境局、それから、例えば、公園でごみを捨てるとか、そういうルール違反があれば、それは建設局というふうに所管が分かれていますけども、あれも一緒に情報共有して連携してございまして、実際、我々のラインで現地調査に行って、注意喚起しに行ったりとかいうようなことも実は実際やっております。こういった形で、関係局とも連携しながら、ルールを繰り返し伝えるという中で、理解を深めてもらうように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○分科員（上畠寛弘） 分かりました。マナー違反に関して、ルール違反に関して。とはいえ、今朝も起こってるんですね。引越してきて、その日の瞬間に廃棄物を出してるわけで、その徹底がやっぱりパンフレットだけやったらどうにもならんのちゃうかとかね。それはもう廃棄物の投棄ですから不法投棄になってるわけですよ。警察がまた介入して、警察権のそういった介入があることで、それは一定の効果にはなるかもしれませんが、やっぱりこれによってストレスがかかっている。それで相談に来てしまっているということの実態ということも踏まえれば、やっぱりこのマナーの徹底、ルールの徹底がまだまだ足りていないというところもあるし、そもそもこれも本当に国の責任ですけど、国にも言っていただきたいのが、入国する前に、そもそも母国

におるところで、もし外務省なり入管がそうやって許可して、日本に来させるんやったら、その段階で日本語の語学力もやし、そういったルール・マナー・習慣・法律についても理解しとけよということなんです。例えば、我々日本人がシンガポールに行くときでも、習慣とか守って、特に厳しいところですからね。たんを吐いたり、ガムを吐いたりしただけでも、それはあかんというわけでございますから、やっぱりそんな当たり前のことから行くに当たってやっぱり学ぶわけですよ。その姿勢もないままに来るなよということではあるんですけど、これは国が責任持って言っていたかなきゃいけないということの中で、語学力に関しても今後どうやっていくのかという中で、地域日本語教育を公費で実践、実施してございます。ただ、この語学の向上、日本語力の向上を、個人の学力向上を自己目的化にしてもらったら困るんですね。生活ルールの理解、この辺りの防災行動の適切化、地域社会に還元させるという効果で、やっぱりきちんともともと住んでいる地域住民の方々にメリットがあるというふうなところも、その効果を明確にすべきだというふうに思うんです。一定私は日本語教育をすることに関しては、日本語の理解から、日本人の感性の理解にもつながっていくと思いますし、ある意味フランス語でもフランココミュニティという国際機関をつくるように、フランス語話者が増えれば増えるほど国家としての影響力が増えるということもありますから、日本語話者が増えることはいいんですけども、この地域協働局が進める地域日本語教育はどのような目的で行おうとしているのか。地域安全・安心にどう資するのか。この辺りの方針も端的に示してください。

○服部地域協働局副局長 できるだけ端的に示したいと思います。

まず、日本語教育の推進に関する法律というのがございまして、自治体の責務として、地域の状況に応じた地域日本語教育を策定し、実施するということが責務になってますので、これはやらなければいけないものだという認識がまず前提でございます。そういうのがありますので、文科省の補助なんかも使って、我々も最低限の日本語というのを、在住外国人が地域で社会生活していく上で最低限の日本語を学習するための学習機会というのを提供してございます。

それは何のためにやってるんだということかと思いますが、これは当然地域社会への還元という視点がないというよりはむしろ重要視してまして、日本で暮らす上で、地域の方と在住外国人が円滑にコミュニケーションを取れないなんていうことはもう当然分断になるわけですから、日本語は不可欠なわけです。こういった認識で在住外国人が日本語を習得するということは、長い目で見ると当然行政コストの軽減もそうですし、地域との摩擦の予防につながるということでございます。

先ほどの先生の問題意識とちょっと重なるところあるんかと思うんですけども、我々がK I C Cを通じて実施しています初級日本語教室では、単にその日本語の文法とかを教えるだけではなくて、教材として生活ルールなんかも活用してまして、ごみ分別のルールですとか、防災情報、あるいはそのほかの規則的なところも教材——実際に講師がペットボトルなんかを持ってきて、分別するときどうやろうかというのを、日本語の学習等を絡めて考えさせる、あるいは教える、避難訓練やる、火災報知機の説明する。こういったところも工夫してやっているところです。こういったところも先ほどの問題意識ということにつながっているのかなと考えているところです。

我々も日本語教育の場というのを、単に語学力向上ではなくて、そういった在住外国人が地域の安全な暮らしをやっていくという中で、一緒にやっていくということの問題意識を持って取り組んでいるところでございます。

今後ですけども、やはり国が先ほど1月23日に出した中で、日本語や我が国の制度やルールを

学習するプログラムの創出を検討するという発表もありますので、今こういう形でやっているわけですけども、引き続きちょっと国の方針なんかも注視して、その枠組みの中できるのかというのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○分科員（上嶋寛弘） ぜひその辺りも国の動向も注視し、連携していただければというふうに思います。これまでの政権と違って、そこは取り組んでいただけるものかなというふうに思いますので、治安リスクと予防的措置なんですけども、外国人住民の増加に伴って、外国人コミュニティー、どうしても同族であったり同国、母国出身が同じであれば、そういったコミュニティーができていく。これはあるんでしょうけども、コミュニティーの孤立・閉鎖が進んだ場合、違法仲介の介入や不法就労の固定化、治安上のリスクを増幅させるおそれもございます。不法行為に対する対応は警察や入国管理局の所管でございますけども、このようなことが起こらないように、神戸市としてどのように予防的措置を検討していらっしゃるのか。この辺りの見解をお伺いしたいと思えます。

○金井地域協働局長 ただいま御指摘いただいたように、予防的措置というのはどうするかというのが多分課題になってくると思います。まさに警察や入管なんかは、その取締りの部分をやるんですけども、それまでの間は誰が担うのかという形になってくるんですが、国のほうは入管の形で、入れてしまったら後は知らんという状態になってきてますので、今は行政にこの責任は担わされているんですが、我々としてもまだその体制が整っていない状況だと私は思っております。ただ、外国人と一まとめにするのか。今またおっしゃったとおり、その国どこの出身だという形によって対応も変わってきますし、コミュニティーも変わってきますので、これを我々はちゃんと把握することが今後の任務だと思っております。かつ、警察とか入管との情報を密にして、どういう組成を向こうは情報を握ってるのかと。我々どういう情報を握っているのかと。もう1つ重要なのは、やっぱり市民の目だと思うんですね。市民はふだん接している中で、どういう話を聞いて、どういう端緒を持ってるのかというのを、先ほど説明した地域共生サポーター、これを活用して、ほんの小さなきっかけでいいので、我々がつかむことによって、そこから調べることができますので、こういういわゆる情報ネットワークを広げた上で、どういうふうな状況が起きてるのかというのを把握することによって、いわゆる治安リスクというのは低減できると思っておりますので、ここに力を入れていきたいと思っております。

○分科員（上嶋寛弘） ぜひ引き続きお願いいたします。こういった動向というのは、以前も局長が御答弁いただいたように、東で起こったことがまた西に流れてくるということで、埼玉県川口市の例も局長が挙げてくださいましたけど、やっぱりこの点についてしっかりと取り組んでいただいて、その治安リスクを低下させる。他局においても監視カメラ等の設置増加等もやってますけども、抑制効果もありますけど、やっぱり人的なソフト面での対応をすることによって、そういったリスクも低下させることができるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思えます。

次です。ふるさと納税を活用した神戸圏域全体の活性化についてです。

神戸市における個人版ふるさと納税の返礼品は様々ございまして、全国的に有名な観光地、地場産品が人気になっているというふうに聞いてございます。一方で、ふるさと納税の恩恵を神戸市内全域に行き渡らせるためには、例えば、東灘区だったら酒蔵はあるけど別に観光地であるわけではないんですね。以前にも企画調整局に対しても質疑を行い、提案させていただきましたけども、地元に着した商店街・飲食店などで活用できる商品券・ギフト券を近隣市の住民の方が

神戸市にふるさと納税してもらおう。芦屋市とか、西宮市とかしていただいて、それで返礼品にさせていただいたら、芦屋市民や西宮市民の方が、例えば、東灘区内でちょっとしたお出かけ、ちょっとした外食で使ってもらおう。逆にこっちもこっちで西宮、芦屋に行って、ふるさと納税するのであれば近隣にみたいな感じで、神戸の圏域全体の活性化を目指していくことがどうだというふうに提案させていただいておりましたけども、その後の進捗、具体的な方針をお示しいただきたいと思います。

○**保科地域協働局副局長** 近隣市の住民の方にも日常的に神戸市内の店舗で御利用いただけるようなクーポン券の拡充としましては、例えば、P a y P a y 商品券というのがあります。2月末現在で、以前使えるところが14施設だったんですが、今204店舗まで大幅に増加しております。利用可能店舗はやはり地元で人気があるような個人の洋菓子店なども含まれておりますので、ぜひ近隣の方にも御利用いただきたいと考えています。近隣市と連携した地元密着の返礼品のPRというのは、地元の近隣の意向も踏まえて今後進めていきたいと考えております。

○**分科員（上島寛弘）** ぜひこの辺りは具現化していただいて、ふるさと納税がもうよその全く関係のない地域に流れていくという、ちょっと自治体にとってはネガティブなイメージありますけども、ふるさと納税によってこういった圏域も活性化するんだということを地域協働局としても示していただきたいなというふうに思います。

次が消費者行政における広域連携ですけども、消費生活センターでは、消費生活相談員が消費者トラブルをはじめとする各種相談や苦情に対応して助言や情報提供を行っています。こうした相談や苦情の多くは、特定の自治体固有の問題ではなく、近隣市でも同様の相談が寄せられていると推測されます。そのような状況であれば、近隣市と広域的な連携体制を構築して対応することも考えられると思いますけど、この辺りはぜひ地域協働局で取り組んでいただきたいんですけどもどうでしょうか。

○**服部地域協働局副局長** 近隣市の消費行政の連携のことでございます。まさにおっしゃるとおりでして、センターに寄せられる相談というのはすごく多種多様なパターンもありますし、事業者の方が素直に指導に応じるような方だけではなくて、なかなか連絡が取れないとか、でもこうやったら取れたよというようなこともあるのかなということで、実はもう既に毎月、兵庫県と県下市町の間で職員の情報交換をやって、今申し上げたようなことへの対応を一緒に協議したり、いい例があれば活用しているという連携を取ってございます。

もうちょっと我々も問題意識としてはその先を見ておまして、なかなか人口減少するわけですから、消費センターみたいなものを自治体単独で持っていくというのが、ひょっとしたら難しい時代が来るかもしれないと考えています。実際に小規模な自治体では実際そういうことも発生してまして、他都市と連携したとか、複数市で単独のセンターを共同運営するという形も発生してございます。

現在でいうと、神戸市では1万件弱の相談に対応するための体制というのは維持できておるわけですけども、こういったところ将来的な課題だなと考えてまして、近隣市と意見交換を実際にしたところです。やってみると、来所相談——窓口に来られる方とか、営業時間・運営時間がばらばらだとか、いろんな問題が出てきて、一足飛びにじゃあしようかみたいな話にならないんですけども、そういったところをすり合わせながらちょっと研究していきたいなところを考えているところです。

以上です。

○分科員（上畠寛弘） ありがとうございます。ぜひその点、お願いいたします。

次が、消費生活センターで靈感商法への対応。つい先日、民事上の不法行為でも初めてになった宗教法人の解散命令が統一教会に入りました。これまで刑事上の犯罪行為はオウム真理教と明覚寺ぐらいだったんですけども、統一教会が初めてということで、この統一教会の事件が端緒として、消費生活センターにおいてもいろいろとそういった、ホームページにもそういった靈感商法の対応とかについても掲載されていることは存じ上げております。別に統一教会だけに矮小化してもらったら困るなどと思って、統一教会以外にもやっぱりこういった事案って結構いろいろあるし、靈感商法で何か判ことか壺とか売っただけじゃなくて、献金とか錠剤とかお布施とかいろんな形あると思いますけども、そういったものに関して返金を求める事例についてもやっぱりあると思うんですね。いろいろなカルト的なところはたくさんある中で、実際そういうトラブルが起こっているところは私も聞いてございます。国のやっぱり法テラスに開設されている靈感商法対応ダイヤルを案内しているというふうに聞いてございますけども、やっぱりこの靈感商法やそういった宗教団体の献金や寄附や様々なことに関して、令和4年の法律で——法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律で、やっぱりこの点についても言及もされてございまして、神戸市でもこういったことに関して、献金に対応した相談対応をしてはどうかというふうに思います。これがなかなか難しいというのであれば、さらに難しいかもしれませんけど、ADR、裁判外紛争処理の対応。例えば、自治体が別に根拠法令なくても、ADRやったら任意ですから、ADRでお互いそういった宗教法人・宗教団体に寄附させられたんですわという相談があったら、こういうこと来てますけど御相談しませんかということで、せめて任意やけどもその席につかせるということで、少なくとも宗教法人という法人格を、公益を持ってやっぱりいろいろ免税とかもされている中で受けなあかんでしょうという説得と、自治体がこれを受けませんでしたと公表することは難しいと思うんです。罰則性もあるかもしれません。でも、そういったところで努力義務やけどもそういったことを受けてくださいねみたいなことを条例なり何らかでルール化することによって、例えば、それを受けてくれなかったということで、今はもうSNSとかネットでもすぐ拡散しますから、こういった宗教法人からこういったことがあったんだと、相談者側が、例えば、これを公表することは、それはもう自由にできることだと思いますが、そういったことでそういった予防的なこともできるかもしれませんし、そういった広い意味でもぜひこの辺りについて、統一教会に限ったことではなく、広く対応していただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○服部地域協働局副局長 靈感商法等への対応でございます。

御案内いただいたとおり、我々の案内はそのとおりでして、国の法テラスで開設されている靈感商法対応ダイヤルを御案内しているということです。

ちょっと背景的なことを申し上げますと、実は消費者契約法、2022年に改正がありまして、消費者の権利がかなり、権利保護が強化されてます。取消権が長く取れるようになりました。我々もこういった知見というものをやはり我々仕事の使命として、被害の方に対して寄り添うということですので、そういった知見を生かしながら丁寧に聞き取ってアドバイスもしてますし、場合によったらあっせんに入って解決した事例、これもございます。ただ、対象がやはり契約に基づく消費トラブルだということであればやらせていただくんですけども、伺ってますと、やはり宗教関連、靈感商法に関するトラブルですと、献金の返還を求めるような金銭トラブルのほかにも、心の悩みですとか、家族の悩み、就学、就労、生活、いろいろあると、それがまた複合的か

つ多岐にわたるとなっておりまして、やはりこの総合的なアプローチが要るのかなというのは我々も思っております。そのために、国が法テラスに弁護士資格を持った相談員も確保していますし、様々な警察や厚労省とか関係機関と連携しているの、我々がそれをやるというよりは、そこに御案内しておつなぎするんですけども、やはり我々として、今、法改正もそうですし、そういった情報というものを適切に御案内して、実際に被害に遭われた方が相談された場合には寄り添った対応をしていくというふうに考えてございます。

以上です。

- 分科員（上島寛弘） ぜひその辺りお願いしたいなというふうに思いますし、このADRというのは画期的だと思います。裁判外紛争処理促進法というのがありますから、ADRという可能性というものを、ぜひ地方自治体として、地域協働局としても考えていただきたいなというふうに思います。

最後です。市境において、芦屋市とうちの東灘区も市境なわけですけど、買物、通勤・通学、医療機関の利用、公園や公共施設の利用で住民の行動範囲は別に行政区域で一致していないんですよ。市をまたいで、当然ながら阪神芦屋駅、東灘区民も使いますし、甲南山手駅を芦屋市民の方が使ったりもするし、例えば、こうした地域では近隣市の地域団体と連携して、平時からの防災訓練や防犯対策、公園や公共施設の広域利用促進などに取り組むことも必要だというふうに思います。やっぱり東灘区と芦屋市もやし、北区も三田のほうともそうだし、そういった近隣市との連携をやっぱり地域協働局がしっかりと進めていくことによって、それもまた地域力の向上にもつながっていくかと思っております。この辺り、最後御答弁いただければと思います。

- 金井地域協働局長 この広域化に関しては、喫緊の課題だと思っておりますので、特に神戸市の場合は、周辺自治体はまだ弱っていないので、なかなかそういう考えにはなっていないんですけども、ほかの地方を見ますと、総務省が進めてます連携中枢都市圏構想というのがありまして、これはいわゆる岡山とか、いろんな地域で大きな広域圏構想がもうでき始めてまして、逆に言ったら関西は遅れてるなという部分がありますので、ここは我々も勉強して、どんどん進めていきたいなと思っております。

- 分科員（上島寛弘） ぜひこういった面でも、神戸市が隣にいて安心だったというふうに近隣自治体の人やみんなに思っただけのことがまた特別市の推進にもつながっていくかと思っておりますので、ぜひとも取り組んでいただいて、地域力の向上、安心にもつなげていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

- 主査（門田まゆみ） お疲れさまでした。

委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度のとどめ、この際、暫時休憩いたします。12時45分より再開いたします。

（午前11時43分休憩）

（午後0時45分再開）

- 主査（門田まゆみ） ただいまから予算特別委員会第1分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、地域協働局に対する質疑を続行いたします。

それでは、岩谷委員。

○分科員（岩谷しげなり） よろしくお願ひします。午前中でも議論になっておりましたけれども、地域コミュニティーの今後について、まずお聞きしたいと思います。

地域には、ふれあいのまちづくり協議会をはじめ自治会・婦人会・防災福祉コミュニティー・老人会など多種多様な団体が存在しています。しかし、どの団体も担い手不足、そして、メンバーの固定化が深刻です。少子・高齢化や人口減少、そして価値観の多様化が進む中、これら全ての組織を維持することは現実的ではなく、既に解散している団体も増えているのが現状です。地域コミュニティーに今求められている役割を維持することから、市民ニーズに応えることへどう再定義するのか、局の見解を伺います。

○金井地域協働局長 御質問いただきました地域コミュニティーにつきましては、多分永遠の課題なのかなと思いつつ、恐らくこの課題、話し始めると、1時間でも2時間でも1週間でも話せる話題なのですが、できる限り端的に話していきますと、御指摘いただいたように、今、自治会とか、民生委員・児童委員会とか、青少年育成協議会など、古くからあるコミュニティーというものは、これは一度失ってしまうとなかなかできないものですので、これをどうやって維持するのかというものをしていかなきゃいけないと思ってます。ただ一方で、恐らくこの活動というのは、高齢化に従って多分弱っていくのは確実で、ほかの自治体の例を見てもそうなっているのが明らかです。この中でどういうふうな形でいわゆるその次の役割、プレーヤーを見つけてくるのかというのが課題なんですけども、これも各自治体の、私もあちこち出張へ行くたびにいろんな自治体の方と意見交換をしてるんですけども、必然性に見える事案でも、実はかなりの偶然性、例えば、たまたまこういう人がいたとか、たまたまこういう事業に賛同してくれる企業さんがいたとかいう偶然の積み重ねで意外に成り立っているものが多いので、我々も、いわゆる分野をこだわったりせずに、いろんなものを仕掛けていかないと、恐らく成り立っていかないんだろうなと思ってます。

もう1つ課題となっているのが、実は最近、見田宗介という社会学者、もうこの間亡くなった方なんですけども、この人が提唱した、いわゆるささやかな家郷という言葉がありまして、家郷というのは何かというと、家の郷——ふるさとの郷と書くんですけども、いわゆる農村時代から都市部に移住世代になったときに、自分のマイホームを持つという動きの中を、この社会学者はささやかな家郷という言葉で位置づけたんですけども、これは自分のテリトリーをつくる。テリトリーをつくったからには、そのテリトリーの周辺を守るということをやってきたのが今までの地域コミュニティーだったと思うんですけども、今この時代になってくると、逆にテリトリーを持つことを嫌がる世代が、親の世代を見てるがためにテリトリーを嫌だという形があって、そのテリトリーから逃げていくというものが出てきたんですね。ところが最近、東京なんかのニュータウンなんかでも話題になっているのが、この家郷という言葉自体が実は呪縛であって、ここからどう解放するのかというのを我々は考えていかなきゃいけないんだという議論になってきてまして、何がそうなのかって言ったら、いわゆる家郷というのは自分のホームタウン構想なので、場を中心にして考えていたと。ところが、今の地域って、その場を中心にと考えると崩壊してくるのは目に見えているので、関係性という言葉に置き換えるべきではないかという議論が、今あちこちで進んでまして、その1つの中で、団地って実はよかったよねという団地回帰みたいなのが関東のほうでも起きてまして、これは何かと言ったら、いつでも開けば隣に関われる人がいる。個人の一戸建てだと、エリアがかなり広がってくるんです。団地ってそのエリアだけでかなりの集合体があるので、じゃあこの窓を開くというのをどうやってやらせようかと考えたら、い

いわゆるさっきの関係性、自分の興味みたいなものをつくってあげること。ただ、やっぱり自分の興味でやるということはなかなか難しい部分があって、興味がなかったら開いてくれない。開いてくれない持続性のあるものをどうやって誰が担保するんだというのが、やっぱり東京のほう、いろんなところでも議論になってまして、我々も行政がこういう役割をどうやって維持して、担って、サービスの提供をしていくのかというのを考えていかないと、従来ある地域コミュニティは当然守るというのは確かですけども、そういう新しい試みについては、我々がある程度力をして支援をして維持していかないと、新しい地域コミュニティというのにはできてこないんだろなと思っているので、この複合化みたいなものをどう取り組んでデザインしていくのかというのに注力していくべきだと考えています。

○分科員（岩谷しげなり） ありがとうございます。大変興味深いお話で、私の次の再質問の先取りみたいなところになってくると思いますが、確かに団地というものにまた引きが出てるというのも大変面白いなと思うんですけど、ただ、それをどう開いてもらうかと。それは行政がどういう形で支援していくかと。その関係性というもの、何のための関係性なのか、何のためにこれが必要なのかというのもしっかり考えていかないといけないなとは私は思ってるんで、これは再質問のほうでさせていただきたいと思います。

局長もおっしゃったとおり、いろいろ歴史的な経緯があって、例えば、老人会でも婦人会でもそうなんですけど、その目的、私も今回いろいろ調べていると、多分そういう昭和というか、ああいう時代性、それから生まれてきた団体というもの、そういう側面があるのかなと。自治会にしてもそうであって、今回、海外のいろんな地域コミュニティってどうなってるのかなと見たら、例えば、掃除とか、公園管理とか、そういうものですよ。そういうものは基本的には行政がやるのか、行政から委託された地域団体がやるのか、結構、公の側面が強いなと。いわゆる町内会的なものというの、これは日本独特の制度であって、今局長おっしゃったように、午前中でも議論になりましたけれども、価値観がどんどん変容してる中で、本来こういう団体というのが、今まさにパラダイムシフトみたいな、そういう時期にあって、それに対して行政がなぜ関係性をつくっていかないといけないのかと、なぜ地域団体が必要なのかという、やっぱり原点に立ち返って、棚卸しじゃないですけども、そういうものをやっぱり考えていかないといけないという、その観点から再質問させていただきたいと思います。

経済活動も含めて全産業で人手が不足する中、地域活動において新たな担い手を無限に確保し続けるのは不可能です。限られた人的リソースを投入すべきは、従来の組織運営そのものではなく、見守りや防犯・防災、地域課題の解決に直結する活動であるべきとも考えます。局として優先的に維持・強化すべき活動分野はどこであると考えてのでしょうか。

また、事務作業の効率化を担うDX人材や団体間をつなぐコーディネーターなど、具体的にどのようなスキルのある人材を求めているのかお伺いします。

○保科地域協働局副局長 前段の御質問に対してになりますが、地域コミュニティに求められている役割というのは、それぞれ必要とされる人材というのは様々ですので、リソースの投入について明確なそれぞれ順位づけをするのは難しいというふうには考えております。ただ、どういう分野でどんな人材が必要かというの、地域ごとにそれぞれ皆さんと対話を行いながら、今後、課題ですとかニーズというのを把握しながら、あと働き世代への潜在層のアプローチというのを進めながら確保して、皆さんにコーディネートしていきたいと考えております。

先ほどDX人材とかコーディネーターという御意見もあったんですが、実際、地域コーディネ

ーター、3年間置いてみまして、行政の立場でも中間支援の団体と一緒に中間支援機能を強化していくという必要性はよく分かったと思っております。中間支援のところを強化することで、それぞれの活動をしている人の数をより増やせるのではないかと考えておりますので、DXは当然必要と考えておりますけれども、コーディネートとかそういう中間支援の機能というのを今後強化していきたいと考えております。

○分科員（岩谷しげなり） 午前中の議論も私聞いてて思ったんですけど、今価値がいろいろ多様化してるという中で、課題もそれで多様化してるというふうにはおっしゃるんですけど、一方で、地域協働局も含めて、いろんな神戸市、行政が言うのは、地域の団体というのはこれは必要なんだと、活性化、もう1回こういう関係性みたいなのをつくっていかないといけないと。なぜ必要なのかというの、どういう課題があってなぜそれが必要なのかというの、よく今の御答弁でも分からなかった部分あるんですけど、例えばでいいんですけど、どういう課題に重きを置いてるかという点については教えていただけますか。

○保科地域協働局副局長 これまで庁内でも当然やはり行政の役割はどこまでか、地域で担っていただく最低限のところはどこかみたいな話はずっと検討してきているんですけども、例えば、クリーンステーションの清掃とか整備みたいなことになると、一定現在ちょっと市のほうで、行政のほうがする役割というのは前よりも少し増やしております、簡単なお掃除まではします。だけど、よりきれいに保ちたいのであれば、それは皆さんでお願いしますということになってますので、それぞれの課題によってどこまでというやっぱり線引きも変わってくると思うんですが、あと、どういった分野に今後重点に置いていくかという話になりますと、それぞれの聞いた、お話しした方は皆さんそれぞれ自分たちのところという話はあるんですけど、最低限やはり多くのお話に出てくる防災については、必ず共にやっていかねばならない課題として上げられています。課題が非常に複雑になってますので、過去は1つの局で対応できたようなことが、今は複数の局で対応しないといけない。行政だけでは対応できないというような課題が非常に増えてますので、そういう課題については地域の皆さんと、順位づけというのはなかなか難しいかとは思いますが、それぞれ対話をしながら、必要な支援というのをしていきたいと考えております。

○分科員（岩谷しげなり） ぼらくるとかでも、ボランティアでやってくれる人、掃除とか募集してると。ぼらくるに関しては、シニアポイントとかも一定の年齢の人には付与されると。この議会においてもやっぱり人手不足で、報酬とかそういうものを付与しないと、例えば、クリーンステーション1つとっても、もっといろいろ地域のそういう問題に、公園管理に関して、報酬制度みたいなのを設けないと、単にふわっとした善意に頼ってちゃ駄目なんじゃないかという、そういう議論も出てるとは思うんです。ただ、やっぱりそれに報酬を支払うのであれば、報酬を支払わないといけないほどやっぱり大切な業務だとは思うんですよね。そういうのをやっぱり単に地域の活性化、地域団体から守っていかないといけないと。さっき局長の御答弁でもありましたけれども、いろいろ歴史的経緯で出てきてるけれども、何のために必要かというのを1つ1つ洗っていかないといけない段階に来てるのかなと。漫然と地域の関係性とか、地域コミュニティ活性化だけでは済まない時代に入ってるのかなとは思いますが。やっぱり報酬を支払うと。そういう課題が大切だからこそ報酬を支払うけれども、やっぱりこれは市税になるのか何になるのか分かりませんが、お金払うというのはやっぱり正当性が必要で、やっぱり市民の理解も必要だしという、そういう形でやっぱり1つ1つ議論を重ねていくという、そうしたらおのずと優先順位みたいなものとか、どこに行政が力入れたらいいかというのが出てくるのかなと思っております。

で、ぜひ引き続きまた議論したいと思いますのでお願いいたします。

そしたら、再質問2つ目に移りたいと思います。

都市部では、プライバシー重視の傾向や居住の流動化が進み、従来の地縁に依存するモデルは限界を迎えつつあります。今後は、特定の役割に縛られない弱いつながり軸に地域組織をアップデートすることも考えられます。近年注目されている弱いつながりのメリットは、異なる背景を持つ人々を橋渡しし、新しい情報や多様なスキルを地域に呼び込める点。そして何より、参加の心理的障壁を下げることで、現役世代などの潜在的な協力者を広くつなぎ止められる点にあると言われています。

折しも、神戸市ふれあいまちづくり条例が廃止され、ふれあいまちづくり協議会の条例上の位置づけも変わり、また、地域福祉センターも地域交流センターへと移行し、その役割も変わりつつあります。従来の地域団体という枠組みを超え、特定のテーマで集まるグループや一時的に協力する個人もコミュニティーの担い手として許容するような新しい支援の在り方を検討すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○**保科地域協働局副局長** 自治会など地縁組織につきましては、先ほどからお話にもありましたように、構成員及び活動の担い手の減少というのをずっと課題として抱えておられまして、従来、様々な活動を通じて担ってきた地域のつながりを構築するような役割も弱ってきていると考えています。一方で、地域で市民の皆様が安全・安心に暮らしていくためには、地域におけるつながりというのはやはり重要であると考えています。

昨年4月に、附属機関である神戸市地域活動推進委員会から受けた答申にもございましたけれども、やはりつながりを育むためには、人が実際に出会って交流するための場とか機会というのが必要と考えておりまして、このたびの地域交流センターへの移行というのも、その取組に資するものと考えております。

弱いつながり軸にという御提案をいただいたんですけれども、本市としましても、交流するための場とか機会とかいうのを通じて、多様な主体の方に入っていただいて、それぞれの興味・関心、あとは必要性に応じて、可能な範囲で部分的な参加というのを求めていくようなことを考えていきたいと思っております。一方で、その興味とか関心をベースにした弱いつながりの場合、その活動とか、その活動への参加がなかなか定着が難しいという課題もありまして、多様な主体を地域に呼び込むためのきっかけづくりというのを進めながらも、呼び込んだ新たな主体の皆さんが、その地域でどうやったら継続して活動していけるか。それは受け入れる側の地域住民ですか、地域団体との関係づくりというのが大事になってくると思いますので、そちらを支援していきたいと考えております。

共働き世帯が非常に増えておりますので、多忙な生活を過ごされている中で、現役世代の方に地域課題とか地域活動に関心を持っていただくためには、場とか機会に参加する心理的な障壁をできるだけ下げるというのと、あとは多少負担があっても興味とか関心があれば御参加していただけるというのもこれまで聞いておりますので、いろんな工夫が必要と感じています。

先ほど御答弁申し上げましたように、まずは対話をベースに住民同士の地域に目を向けるとか、つながりをつくるきっかけづくりというのに取り組んでいきたいと考えています。

今年度、今の時代に合った地域の住民同士の関係性というのを考えるような研修会を開催したんですけれども、講師からは、無理なくやはり参加できて、かつその短い時間の中であったとしても充実感を味わえるようなことを参加者に思ってもらうのが大事だというお話もありましたの

で、これまで自治会の方が多く参加されてたんですけど、組織視点というので皆さん見られてたんですけど、そうではなくて、住民目線で考えることが重要ですよというお話がありまして、非常に皆さんの心にも刺さったというような研修の開催がありました。

地域団体が今後も時代に合った運営とか活動をしていけるように、あとそういった気づきを促すような情報を発信するのも行政としては重要な役割と考えています。既存の地域団体では課題解決が困難な場合には、多様な活動主体、特に専門的な視点を持った方々もいらっしゃいますので、そういう方との連携を促すなど、地域団体と多様な主体との関係づくりに引き続き注力していきたいと考えております。

○分科員（岩谷しげなり） ありがとうございます。既にいろんな取組もされているということなんですけど、ずっと申し上げているとおり、これは決算の委員会のほうでも私、話させていただいたんですけども、やっぱり都市化というのが、地縁というものが、さっきの局長のお話とも関連してくるんですけど、どんどん地縁というのが解放というか解体みたいなのがされて、プライバシー重視みたいになってきてると。やっぱり若者、現役世代というのはそういうプライバシーみたいなものを結構重視する層も多くて、その中でどうやってつながりをつくっていくかというのが、この現代、この地域を考える際に難しい課題だなとは思っています。

今日も朝からふれあい喫茶行ってましてね、やっぱり来てる皆さん、メンバーが固定化しちゃってるなど。先週も防災訓練、兵庫区総合防災訓練へ行きましたけれども、来られてる方、いつも来てる方だなと。どうやって裾野を広げていくかというのは難しいんですよ。

神戸は本当に多様な団体がありまして、何とか協議会とか、何とか連合会とか、名前からしてやっぱり若者世代からしたら、ちょっと敷居が高いなど。そういう団体の方でも長年御経験されてきた方とか、結構、叙勲パーティーとかがあつとホテルとかで政治家のように開かれたりして、ああいうのを見るとなかなか若い人気軽に入れないなという、そういう印象も持ちちゃってるような気はするんですよ。だから、そういう今注目されている弱いつながり、これは結構今後の軸になってくるんじゃないかなと思って。例えば、どうですかね、最近若い単身世代とかでも、1日誰とも話さない日とか、そういうのも結構あるみたいで、私も独身なんですけど、議員になる前ずっと仕事やってたとき、今日誰とも話さなかったなみたいな日があったりとか。ただ、例えば、いつも行くお店とかバーとかで常連さんとお話しすると、それだけでも弱いつながりで関係性が生まれてくるとか。バーの話をこれ例に挙げるのが適切かどうか分からないんですけど、バーとかでも、例えば、個人のお客さんが行ったら、そのマスターが、ここのお客さんとちょっとどうですかみたいな感じで紹介してくださったりとか。そういう何かコーディネーターと言うけれども、緩いハブみたいな存在が、今後、地域に必要なんじゃないかなと私は思います。それをどうやって発掘していくかというのも難しいですけども、ぜひその観点からアップデートを図っていただきたいと思います。

そしたら、弱いつながりに関係して、それをどうやって実効性を持たせていくかという点で、再質問、3つ目に移ります。

弱いつながりを可視化し、実効性を持たせるには、デジタルの力も重要です。本市では、既にぼらくるを運用し、ボランティア活動のマッチングを行っているところではありますが、まだまだ浸透度が低く、プル型のツールには限界があると考えます。LINEオープンチャット等のツールを用いれば、地域単位で緩やかにつながりつつ、明日の公園の清掃のお手伝いをお願いしますとか、今週末は防災訓練ですとか、プロジェクト単位での活動に対し、プッシュ型・即時型の

発信が可能となり、情報共有が容易になります。神戸市でもLINEのオープンチャットの活用研修を行ったとのことであり、また、地域SNSアプリであるピアッツァ、これはさっき私も調べてたんですけど、このピアッツァいうやつが兵庫区と数年前に連携協定を組んでると。ただ、地域で活動していても全く聞いたことがないんですね。だから、こういうデジタルツールの普及に向けたハードル——管理運営の不安とカリテラシーの格差とかがどのようなものであるかとか。それをどう乗り越えて、今後どのように各地域の実装を加速させていくのか、具体的な方針をお伺いします。

- 保科地域協働局副局長 最初に、先ほどのバーのお話もあったんですが、今年度、地域課題の調査チームという事業の中で、中央区の若手職員がそういう場がどんなところがあるかというのを中央区で調べている中で、やはり同じようにバーのマスターがというところで、そこにいろんな方が集まられて、地域の話もされてて、ああいう場をどうやって増やしていけばいいのかみたいな話は庁内でもしておりましたので、引き続き参考にさせていただきたいと思います。

オープンチャット、デジタルツールのほうになりますけれども、現役世代を中心に参加のきっかけをつくるのにデジタル技術、あとSNSの活用というのは非常に有効と考えておりますし、現役世代の自治会長から——そもそもLINEでの情報提供というのは、御要望が増えたこともあって、先ほど御紹介させていただいたような自治会へのLINEの情報伝達というのも始めております。

昨年度、デジタルツールを活用した自治会業務の効率化とか負担軽減についてというテーマで研修を開催したんですが、そこでは実際にLINEのオープンチャットを使ってみてという内容をしておりまして、参加者の方からは非常に研修の内容がよかったので、自治会でも情報提供してほしいとか、いろんな事例が参考になったという声をいただいたんですが、来られた方には非常によかったんですけど、来られた方がまだまだ少なかったのも、そもそも若い自治会長さんは御自分でおできになるので必要ないのか。またちょっとその辺りの今後ニーズというのも、皆さんに聞きながら探っていきたいと考えています。

一方で、お話にもございましたように、デジタルツールを広く住民に公開して活用するといった場合には、誰もが簡単に送受信できますので、ルールを定めて適切に活用するということが重要になってきます。昨年の研修でも、同じくやはり講師からもそういうお話がありました。実際にデジタルツールを活用して効果的にされている団体さんと意見交換などしながら情報収集に努めて、今後マニュアル化する等の工夫もしていきたいと思います。

ピアッツァのほうなんですけれども、ピアッツァさんから我々のほうにも営業というか、もっと拡大しませんかみたいなお話を過去いただいたことがあったんですが、兵庫区でちょっとあまり広がっていないというような現状があったので、そのときはちょっと見送ったんですけど、大分時代も進んで、デジタル技術も変わってきておりますし、住民の皆さんのお使いの方法も変わってきておりますので、引き続きそういうものはいろいろ幅広く検討していきたいと思います。

- 分科員（岩谷しげなり） ぜひ積極的に推進をお願いします。先日も防災訓練へ行っていて、先ほどもお話ししたとおり、来てる方、結構固定化しちゃってると。お知らせどうしたんですかと自治会の人たちにお話ししたら、今回あんまり宣伝しなかったと。つまりチラシは作ったけど、やっぱりポスティングしたりとか、それがもう大変だったということで、一部のメンバーしか集まらなかったというのもあるとあって、やっぱり高齢化もありますので、そういうツールを使って、ぜひとも幅広く裾野を広げるためにもやっていただきたいと思いますというので、ちょっと紹介ですけど、私も

今回いろいろ調べて、もう既に御存じだと思うんですけど、アメリカにはネクストドアというSNSがあると。これは市町村よりさらに細かいレベルでブロック分けして、数百メートルから数キロ圏内の御近所SNSらしいんですよ。入るときの本人の審査というのも非常に厳格にされているということです。アメリカでは、ニュースによると、3分の1の世帯が導入されているということで、例えば、ベビーシッター探しとかバイト探しなど、そういう助け合いの面もあったり、不審者の目撃情報とか、火災情報などの防災・防犯情報の共有。家具や子供服の譲り合いといったジモティーのような機能もあったりすると。もちろんイベントの情報共有もあると。アメリカのほうではこういうの進んでるけれども、日本のほうではなぜハードル高いのかな、導入がなかなか進みづらいのかなという、そういう比較・検討もしていただいた上で、新しい時代のそういう地域活動を支えていただきたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○主査（門田まゆみ） お疲れさまでした。

次に、黒田委員、発言席へどうぞ。

○分科員（黒田武志） それでは、よろしくお願ひいたします。

まず1点目は、海外移住と文化の交流センターの在り方についてであります。

本件については、去年のこの常任委員会で質疑を行ってございまして、改めてとなるのでちょっとしつこいなと思われるかも知れませんが、神戸市の公的施設として、より適切で持続可能な運営の在り方を追求するという思いから改めて質疑させていただきます。

まず、海外移住と文化の交流センターには、管理運営費として毎年約6,000万円もの貴重な公費が投入されているんですけども、公の施設として、公正かつ効率的に運営されているのか疑問に思っております。具体的には、3階・4階のアトリエについてであります。ここは市民の芸術体験や地域活性化を目的に、指定管理者が選定したアーティストに対して、最長4年間、実質無償で場所を提供されております。当然私、その文化芸術活動を否定するものではなくて、かつて改修の際、大掃除をされたというような動画も拝見いたしました。そういった過去の活動については、本当に心からの敬意を持っているんですけども、やはり現状の公共施設の利用の在り方と、公金の投入の妥当性というのは、市議員としてやっぱり精査していく必要があると思っております。

そうした公費と、実質4年間、最長4年間無料で場所を提供されてるんですけども、そういった中でSNSでの発信状況であるとか——私も現地に2回ほど行きましたけども、活動を見る限り、市民への広がりというのはちょっと限定的だなと感じております。新たな指定期間に向けて、例えば、その指定管理者とも協議をしながら、利用期間を、例えば、最長2年間にするとか、より多くの市民や若手の芸術家が利用できるような、そういった仕組みも検討していただきたいと思います。御見解をお伺ひいたします。

○服部地域協働局副局長 移住センターのことです。先日といいますか、私も答弁した身ですので、ちょっと深掘りしながらも答弁したいと思います。

このセンターですけれども、御承知おきのとおり、長い歴史の中で移住の歴史を伝えていくということが主眼にはあるんですけども、私も過去に、何も使われてない時代に行ったことがあるんですけども、ほとんど廃墟みたいな建物でした。今の姿からはちょっと想像できないようなところでございました。ただ、この建物を移住の歴史を含めてどう活用していくんだというところを様々な団体と一緒に考えていくという中で、外部有識者も含む検討委員会でこれをどうしてい

くんだということで、そのときに海外移住の歴史的な継承ですとか、在留外国人の支援というだけにとどまらず、国際技術交流の推進と、この3本柱でやるんだということで、現在も、神戸市立海外移住と文化の交流センター条例というものを制定して、その目的を据えて、この目的の実現を図るということで運営してございます。そうは言うても、民間ノウハウの活用ですとか、競争原理ですとか、そういったものを導入しなきゃいけないということで指定管理制度を導入しております、これは制度の仕組みでございませうけれども、外部有識者で構成される指定管理者選定評価委員会というところにも毎年活動状況報告し、収支も含めて評価を受けている。ちなみにここでいうと去年はAAという評価を受けてございます。なので公正にということであると、私は公正に管理を行っているつもりでございませう。

ただ、アトリエの活用状況、これは市民にそんなに広がっているのかと、あるいはそれを広げる余地がないのかということ、正直耳が痛いなと思ってまして、もっともっと広げる余地はあるのかなとは思ってございます。我々も、これは地域協働局に今年度所管を移して、また募集をするということで、今年度末から来年度に向けて、ちょうど指定管理者の切替えのタイミングでございませう。つまり募集をする、公募するタイミングでございませうので、我々もこの仕様を考えていく中で、どんなことが、その芸術文化の交流を、つまり条例の目標を達成するために改善できることはないのかということも考えて仕様を定めました。その結果、選定の中で団体から提案があったのは、市民とか観光客に広く参加できるような交流事業をもっと企画しようじゃないかとか、市内の芸術系の施設なんかほかにもたくさんありますし、たまたま今回選定されたその団体は、もう長く、1994年からいろんなネットワークを張ってやっってる芸術系団体も入ってございませうので、そういったつながりを生かしたイベント、あるいはワークショップや交流会、そういったものをもっとやっていくというような御提案も実際いただいております。それから、大学との連携なんかも入れているような提案をいただいている状況でして、ちょうどその切替えの時期ですので、こういったところの効果というのを一緒に考えながらやっていく。その中でさらに広げていくというようなことも考えていきたいと思っております。

以上です。

- 分科員（黒田武志） ありがとうございます。今、副局長から御答弁いただきました。市民への開放という点についてはまだ課題があるということで、やっぱりそこは、1つはSNSとかも僕いろいろ見させていただきましたけども、リアクションが1桁台とか。ユーチューブも本当に再生回数が数十とか。やっぱりそこは公金——これだけの多額の公金を投入してる中で、そこは改善していく。今いろんな取組もおっしゃいましたけども、やはりそこはKPIといいますか数値化して、ワークショップにどれだけ来ていただいたとか、SNSのエンゲージメントがどれだけ増えたかとか。そこはやっぱり数値を確認して、今後、取り組んでいただきたいなと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

再質問なんですけども、海外移住の資料の展示とか収集に加えて、在住外国人支援であるとか、国際芸術交流、これも同センターの目的となっております。本施設は、神戸の海外移住の歴史を伝える極めて貴重な拠点ではありますけども、しかし現状、歴史の展示と、今御説明のあった3階・4階の芸術活動、これがばらばらに点在してございまして、歴史継承と文化の交流がどう結びついているのか。性質の異なる事業を1つの施設で実施する意義をどのように考えておられるのか。これは繰り返しになりますが、毎年約6,000万円の公費が必要で、指定管理が5年だと3億円になります。今後ますます老朽化も進みますし、人件費の高騰、資材費の高騰で増額が予想さ

れます。現状のように、やっぱり漠然と多様な事業を抱えるのではなくて、やっぱりその次期指定管理者の選定に向けては、公の施設として、同センターに求められる役割・機能をしっかりと改めて整理した上で、持続可能な管理運営体制を再検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○服部地域協働局副局長 今御紹介した、あるいはいただいた機能というのが、かなり1つ1つ違うものではないかというところがございます。

率直に申し上げまして、先ほどちょっと御紹介した、例えば、アートのところであれば、市民の方が直接芸術家が製作しているものを、その製作者と同じシーンを共有するみたいな、参加型アートみたいなのを体験できる非常に貴重な施設になってますし、移住の歴史を伝える、当時の建物がそのままあって、そのまま伝えているのは、実は日本にここしかない。それぞれが希少な存在なことがございます。ただ、それを束ねてどうしていくのかというので、これを束ねようと決めた当時の計画というのはかなり野心的だなと私個人は思ってます、この価値というのは今でも損なわれていないと思っています。ただ、確かに目的はそれぞれちょっと一見違うものですし、それをどう複合的に、なおかつ相乗効果を上げていくのかというところは、難しいところですが、ただ、実際に我々がその現場に行くと、あるような事例で言いますと、単に貸し会議室を借りに来ただけでもいろんなあるわ言うて、海外の移住の歴史に目を向けるですとか、あるいは逆に、ブラジル系の方がいらして、違う階のところのアトリエに会って芸術に触れると。こういった違うものを学ぶ、ストーリー性のある学びや体験を提供できるということも意義があるのかなというふうには考えてございます。

ただ、それをもうちょっと分かりやすくでありますとか、あるいはその相乗効果を出していくとか、私が申し上げたストーリー性があるようなところをもうちょっと、何ていうんですかね、広げていく、あるいは分かりやすくまとめていく。こういったところについては、もっともっと工夫できる余地はあるような気がしますので、そういったところは指定管理者と一緒に考えていきたいというふうに思っています。

冒頭で御指摘いただいたような、老朽化に伴って、どんどんその維持経費が高くなっていくんじゃないか。本当にそのとおりでございまして、今、外壁改修の工事もやっておるんですけれども、これは本当に頭の痛い問題でございます。我々も会議室や駐車場というのは使用料を徴収しているところなんですけれども、こういった維持管理費がどんどん上がっていくんじゃないかというところと、施設の目的をどういうふうに維持していくのか、持続可能性をどう築いていくのかというのは、早々に答えが出る問題ではないんですけれども、できるだけその財政負担を軽減できるように、利用状況とか、指定管理者の協議を踏まえて、他都市の事例も参考にしながら考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○分科員（黒田武志） ありがとうございます。いろいろ課題も共通の認識はあるかなと思いましたが、これで終わりたいと思いますが、やはり公共施設の在り方として、歴史の再定義であるとか、神戸のブランド価値の向上であるとか、あと市民への開放、これをしっかりと見極めた上で、数値も見ていただきながら、引き続き僕も注視していきますのでよろしくお願いします。

続きまして、地域交流センターの持続可能な管理運営についてであります。

地域福祉センターを、来年度から、若年層を含む幅広い世代が利用しやすい施設とするために、標準的な運用指針を定め、地域交流センターへ移行する点に関しては評価をしております。

一方で、新しい運用指針による管理運営は、ふれあいのまちづくり協議会をはじめとする指定管理者の負担がこれまで以上に増えることが予想されます。現に、直近の指定管理者選定においては、2か所の地域福祉センターで管理者が決まらなかったという事実は、現在のボランティアに依存した運営体制が既に限界に達していることを示す深刻なシグナルであると考えます。来年度予算では、利用者の利便性の向上であるとか、管理運営の負担を軽減するために、電子錠や予約管理システムの導入を支援されておりますが、それだけでは解決できない現場の運営責任と負担増に対して、持続可能な管理運営体制をどのように確保していくのか見解をお伺いします。

○保科地域協働局副局長 地域福祉センターを地域交流センターに変更する趣旨というのが、ふれあいのまちづくり協議会が長年取り組んでこられた活動を引き継ぎながらも、若年層を含む様々な活動主体の方にも利用していただきやすくすることで、さらに幅広い層の住民間、地域活動主体間のつながりづくりをしたいという考え方によります。

単なる貸し館施設にならないように、有人による管理というのを基本としておりますけれども、一部のふれまち協からは、やはり管理運営に関する負担軽減の御要望というのもいただいております。そこで、利用可能時間全てについて有人による管理を義務づけるのではなく、予約管理システムで電子錠の導入を促進したり、休日や夜間は無人でも利用できるようにして、指定管理者の管理負担には配慮しながらも利用者層の拡大に取り組みたいと考えています。

このたび取組を進める中で、ふれまち協からは、やはり構成員の高齢化に伴って年々ボランティアが確保しづらくなっているといったような声はいただいております。それを認識しております。ただ、各指定管理者が抱える管理運営上の悩みとか課題というのは丁寧にお伺いしながら、それぞれのニーズに合わせて支援していきたいと考えています。例えば、ふれまち協の活動とか、地域交流センターについても、もっと広報というのを精力的に行って、少しでも市民に地域活動への関心というのをまずは持っていただけるように努めていきたいと思っております。ふれまち協とほかの活動主体の連携というのは、あまりこれまでも進んでこなかったところもありますけれども、そちらのほうをできるだけ小まめに皆さんのマッチングをしながら、新しく入ってきた団体さんにも管理に御協力していただけるような、そういった関係づくりを進めていきたいと考えています。

事務負担の軽減につきましても、これまでも取り組んできておりますけれども、マニュアルの整備ですとか、研修会の開催、高齢化等で体制に不安があって支援を必要とするようなセンターには、職員もまめに御相談に応じるとか、事務処理上のきめ細やかな支援というのでも継続して行っていきたいと考えております。ただ、特効薬というのをごいませんので、ふれまち協による管理が継続できないようなセンターにつきましては、指定管理者を公募して、今回、指定管理者は別で、でもふれまち協の活動は継続できるようにといったような、新たな指定管理者との引継ぎは支援しております。

今後、持続可能性という観点を踏まえまして、地域交流センターを地域活動や住民交流の拠点としてさらなる利活用を進めていきますためには、安定した管理運営の体制を確保するというの是非常に重要なことであるとは認識しております。引き続き、指定管理者の意向も踏まえながら、円滑な管理運営ができるように、それぞれのセンターの状況というのを注視しながら、それぞれに必要な支援というのを行っていきたいと考えております。

○分科員（黒田武志） 続きまして、地域交流センターの利活用促進について伺います。

名称が変わっても、市民一般への認知であるとか、自分たちが使ってもいいという意識は十分

とは言い難い状況であると思います。地域団体やNPOに限らず、幅広い市民が打合せや交流の場として気軽に活用できる環境整備が求められております。これまでの福祉のイメージによる心理的ハードルを解消するために、どのような場合に利用できるかといった具体的な利用基準の明示であるとか、市民向け広報・周知を一層強化して、身近に使いやすい公共空間としての位置づけを明確化すべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

○**保科地域協働局副局長** 御指摘のように、これまで地域福祉センターはふれあいのまちづくり事業の拠点施設としておりましたので、地域外からの利用というのは積極的に進めてこなかったという経緯は確かにございます。そのため、今回、市のホームページをはじめ広報媒体で、地域交流センターの利用につきましては、それぞれの、例えば、部屋の大きさですとか、どこに空き状況があるとか、どのように申し込めばいいかというようなことは、まとめてホームページで分かりやすく、今回一覧にしていきたいと考えております。また、それぞれのセンターで行われているような活動状況につきましても、各区のSNS等を通じてできるだけ広く御紹介することで、こんなことにも使えるんだなというのを皆さんに広く知っていただけるように努めていきたいと考えております。

○**分科員（黒田武志）** そういった広報をしていただくとともに、特に僕、現役世代の方々と話していると、やっぱり交流センターのことってほとんどまだ御存じないんですね。やっぱり皆さんスマホでほぼ何でも探されますから、グーグルマップとか僕今回見ると、地域の福祉センターは、各あるんですけど、その説明とかリンクもやっぱりないんですね。だから、その交流センターにするに当たっては、より幅広く多様な世代が使うということで、交流センターだけは書いてあるけども、その下にリンクであるとか、そこからじゃあここは何をしてるんだ、じゃあ使ってみようかなというその入り口の部分、そういったグーグルとかそういったところもひもづけながら、幅広く広げていただきますようによろしくお伺いいたします。

続きまして、時間もないので次行きます。

区役所におけるAIの活用についてであります。私は本会議の代表質疑であるとか、企画調整局において、AI活用による組織構造改革と、人にしかできない分野への戦略的資源配分を訴えてまいりました。現在、本市では、窓口発券機の更新に合わせて、事前ウェブ予約等を備えた新たな発券機の導入を全区で進められておりますが、機器の更新自体は待ち時間の短縮、また、来庁者の利便性に資する必要な対応であると理解しておりますが、しかしながら、区役所窓口を所管する地域協働局においては、単なる機器更新にとどまらず、AIを活用した業務改革を併せて推進していただきたいと思っております。

他都市では、音声認識機能を活用し、住民票や戸籍・子育て・税などに関するFAQへ自動応答するとともに、必要な手続や関連情報を案内するAIコンシェルジュの導入が進んでおります。

本市においても、市民の利便性向上と職員の負担軽減の双方の観点から、発券機の更新を契機として、将来を見据えたAIコンシェルジュの実証導入に取り組むべきと考えますが、見解をお伺いします。

○**金井地域協働局長** 市役所のほうでは、利便性の向上を含めまして、窓口発券機の更新などを進めて、利用者の活用を進めようと思っておりますけれども、今委員御指摘のあったとおり、AIの活用によるAIコンシェルジュの導入というのも真剣に考えていかなければいけないなと我々も実際思っております。ただ、難しい部分が若干ありまして、住民票とか、戸籍・子育て・税などは度重なる変更があるものですから、それにどう対応できて、どういうふうにプログラミングして

データベースを整えるかというのは、なかなか難しい課題の1つなんではないかなと思ってまして、皆さんもお気づきのとおり、AIって何か最近人間より人間っぽくなってきて、適当なのか真面目なのかよく分からない部分があって、本気で答えてると聞きたくなる時があるわけですよ。だからこの辺しっかりとデータベースが整っていないと、真面目な分適当な答え方をしてしまうという部分がありますので、それが逆に来庁者の方に混乱を招きますから、ひとつそういうところの解決はしてから導入を考えようかなと思ってます。

それと、同時に、とある通信会社大手さんと最近話したんですけども、何が何でもAIコンシェルジュを入れてくれと我々のところに来たもんですから、なぜだと話を聞いたら、今導入するところって、比較的事例がそんなにない役所が多くて、ちっちゃな役所とか、ケースが集まらない。神戸市に置くと、いろんなパターンが出てくるから、多分いろんな状況を勉強できるので、ぜひ神戸市みたいな大きなところでこういう検証を進めたいみたいな意向があったりするので、まだまだ若干メーカー側のほうも勉強が必要な部分はあるのかなと思ってますので、我々適時に、その技術の開発を見ながら、いいタイミングで我々のところでうまく導入できるように、少し業者との連絡を密にしながら時期を図っていきたいと思ってますので、前向きに検討しておこうと思ってます。

- 分科員（黒田武志） 前向きな御答弁ありがとうございます。これ僕企画調整でも言ったんですけども、やはり民間企業が、メガバンクであるとか、僕もいろいろ民間企業の方々と話しすると、あとは保険会社ですよ、そういうところは本市と同様に、個人情報も扱いながら、もう今、AIを活用して、融資であるとか、約款の照合とか、あと保険を払うかどうかとか、そこら辺もAIを活用しながらどんどんやっていってるんですよ。やっぱり神戸市も、これから都市間競争が激化する中で、やっぱりいち早く取り入れていただいて、人にしかできない相談とか伴走支援という、そこはやっぱり地域協働局の、市民への一番最前線におられる局ですから、ぜひ今、局長前向きな御答弁をいただいたと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

続きまして、AIチャットボットによる市民相談事業の効率化であります。

市民相談室では、弁護士1人と市民相談員3人が常駐しておりまして、日常生活での様々な困り事について、解決に向けた助言を行っているとのことですが、昨年度は年間約5,000件の相談を受けております。制度の説明や手続案内などの定型的な相談は、AIチャットボットで24時間対応と1次振り分けを行えば、窓口負担が軽減し、複雑・個別性の高い相談により集中でき、サービス向上につながると考えますが、市民相談事業でのAI活用の可能性について見解を伺います。

- 青石地域協働局部長 市民相談事業へのAIチャットボットの活用についてということでございますけども、市民相談室では、主に電話による相談を通じまして、市民の方の問題解決の糸口を見つけていただくためのアドバイスを行っております。先ほど委員おっしゃったように、年間5,000件相談を受けておりますけれども、かかってくる電話は8,000件ほどございます。ただ、1日当たりにしますと30件から、多くても40件程度でございます。

市民相談の流れなんですけれども、まず電話受付の段階で、相談者から相談内容を聞き取りまして、市民相談になじむ内容であれば、相談の予約を受け付けて、後で市民相談員から相談者に対してコールバックをして相談に応じるという形を取っております。その上で、さらに高度な法的解釈が必要であるというような場合には、弁護士に相談をつなげているというような流れになっております。

定型的な相談にAIを活用できないかという御指摘なんですけれども、市が所管する制度の説明ですとか手続案内につきましては、既に市のホームページ上にAIチャットボットが組み込まれております。先ほど申しましたように、市民相談室の入電件数は1日で多くても40件程度ですので、新たにAIを導入するというのではなくて、そちらの既に運用されているAIチャットボットを充実させる方向が望ましいのではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○分科員（黒田武志） これは僕はもったいないなと思ってまして、年間5,000件ですかね、相談内容があるわけですから、人で処理されてて、これを単なる処理として終わらせるんじゃなくて、やっぱりビッグデータとして、今後AIに活用して、さらに、窓口の初動対応の迅速化とか標準化というのができると思います。これはまた別でやります。

時間になったので1回終わります。ありがとうございました。

○主査（門田まゆみ） お疲れさまでした。

次に、坂口委員、発言席どうぞ。

○分科員（坂口有希子） 公明党の坂口有希子でございます。一問一答でよろしく願いいたします。

まず初めに、コミュニティー再生の意義と地域福祉センターの運営についてお伺いいたします。

この問題を問い続けているのは、地方自治を考える上で最も重要な行政と住民との関係という根本課題が曖昧になっていると考えるからです。

行政は、市民福祉の向上のため、団体自治として何をどこまでやるべきか。住民は、住民自治の精神の下、いかに共助を維持・発展させていくか。この点を明確にしなければ、時代の変化に市政が右往左往してしまうからです。

本会議での御答弁では、支援組織の弱体化を予見、前提条件のこととして、地域福祉センターの利用拡大を図るために、支援団体以外のコミュニティーに運営を開放する話にとどまりました。しかし、地方自治にとっての大きな課題は、住民自治の弱体化です。これまで住民は支援団体を構成し、そこで行政サービスのラストワンマイルを担ってきましたが、それが機能しなくなってきました。理由は、我が会派の代表質疑でも申し上げております。これをいかに改善し、地縁団体というコミュニティーを復活させるかが正面から取り組むべき課題です。

コミュニティーという言葉だけ取り上げれば、コミュニティーが多様化しているのは今に始まったことではありません。交通手段、情報通信技術の発展で、人と人がつながる範囲は大きく拡大してきました。アーティストのファンクラブのようなコミュニティーは世界規模です。地縁にとどまってはいません。

当然ながらここで明確にしなければならないのは、行政は一体どの範囲のコミュニティーを何のためにどのように支援するかです。文化・スポーツに関わるコミュニティーは、文化スポーツ局がその施設と施策で支援しています。教育委員会では、K O B E ◆ K A T S U の名の下に、地縁組織を中心に、生徒の文化・スポーツ活動について協働を求めています。

ならば、地域協働局は何のために、誰を相手に、地域交流センターという施設を活用するのでしょうか。また、地域福祉センターという名称から福祉を外したのはなぜでしょう。地縁団体の再生には取り組まないのでしょうか。行政と住民との協働についての組織の変遷は取組の難しさを象徴しています。市民局から市民参画推進局、企画調整局、そして、地域協働局とあえて言えば迷走してきました。問題の核心はやはり住民自らが住民自治として共助するシステム、地縁の

コミュニティーを再生する方法を探求することです。この点に関する地域協働局の基本的な考えと、地域交流センターの大半が元のふれあいのまちづくり協議会が行いますが、今後どうしていかれるのか、方針をお伺いいたします。

- 金井地域協働局長** ただいま御質問にありました地域交流センターの件なんですけれども、これ今、質問の中でもかなり広範囲な意義が入ってましたので、どこを答えるかという部分になると思うんですが、今ここに答弁書を用意してあるんですけども、多分これでは駄目だろうなと思って、私の個人的見解にちょっと近いものを説明させていただきたいと思うんですけども。先ほども説明したとおり、地縁組織というものは歴史があるもので、神戸市がここに力を入れて来たからには、崩してはいけないものだとは思っております。この地縁組織、先ほど言ったとおりなくなってしまったらもう2度と再生はできませんので、これをいかに維持してくるのかという部分を我々は考えていかなきゃいけないかと思うんですね。

地域福祉センターから地域交流センターに変わったところというのも、これも1つのアイデアだったのではないかなと私は評価してまして、なぜかといったら、地域交流センターというのは公の施設ですので、誰もが自由に使えていいはずの組織なわけですね。そこに福祉とかふれあいまちづくり協議会だけが使えるみたいなものを、印象を与えてしまうと、今後、この位置が難しくなってくるのであって、ある程度のルールを入れた上で、公の施設として神戸市がどういうスタンスでこれを維持するのかというのをこれから考えていかなきゃいけないだろうと思うんです。

もう1つ言えば、私も外から来た人間ですのであまり言えませんが、条例を改正する段階で、この交流センターをどうするべきだったかというのをもっと議論するべきで、一体どこまでお金をかけて、どういう運営の体制にして、どういう条件だったら解散もしなければいけないというところまで本来話し合わなければいけなかったんですが、それが先送りになっているだけであって、この3年間の、いわゆる次の指定管理の間にどういう方向性を出すのかというのは、きっちり話し合っていかなければいけないと思ってまして、これは我々と地域との話し合い、我々と議会の話合い。もう1つ重要なのは、今ここで、今回私1年間答弁させていただいたんですけども、この議論って、地域交流センターを維持する議論、維持する側の議論でしかないんですよ。実は、多くの住民の中には、地域福祉センターなんか、交流センターなんか潰してしまえと。あそこはお金がかかり過ぎるといふ人たちもいるかもしれないわけです。この部分の議論というのが何か置き去りにされてる部分がありますので、ある意味、ここをしっかりと維持するには、両方の意見を捉えながら話していかないと、恐らく一方的な解釈になってきて、また次の問題が起きてくると思うので、ここはある意味しっかり腰を据えて、単純に結論を出すのではなくて、いろんな意見を聞きながら、いろんな方々の意見の中から、どういう方向性を出すべきなのか。守るべきはどこなのか。実は守るためには削らなきゃいけないところも出てくると思いますので、その話し合いを引き続きしていきたいと思っております。

- 分科員（坂口有希子）** ありがとうございます。先ほど来から地縁団体の弱体化というのはなかなか難しいという問題もございまして、地域交流センターに変わって維持していくことの難しさもあると思うんですけども、先ほど局長が、地縁組織は歴史があるので崩してはいけないというのも私もそう感じておりますし、維持していく工夫も本当に必要だと思っております。これから——今までなかなか議論がされてきてなかったということでございまして、本当に住民の方としっかり議論していただきながら進めていっていただきたいと思っておりますので、何とぞよろ

しくお願いいたします。

それでは、次の質問に行かせていただきます。

次に、地域活動の担い手の発掘についてお伺いいたします。

午前中にもございましたが、地域団体やNPO等では、役員の高齢化や担い手不足が課題となっております。この状況を踏まえまして、人材を募集する地域団体やNPO等と市民をつなげるボランティアマッチングシステム、ぼらくるを運用しておりますが、現在の登録件数、利用件数等の状況をお伺いいたします。また、局としてどのように評価しておられるのか、併せて御見解をお伺いいたします。

○保科地域協働局副局長 ぼらくるについての御質問ですけれども、学生はもとよりNPOとか企業に所属している現役世代も含めた若い方々にも手軽に地域活動に参加していただけるようにということで、ボランティアを募集している地域団体とかがPRできるようなサイトということで、ボランティアマッチングサイト、ぼらくるというのを2024年5月から開始しております。2026年2月の時点で、ボランティアを募集する団体として602団体、ボランティアを希望される市民の方のうち2,410名の方が個人として御登録いただいております。

これまでに、子供の学習支援ですとか、外国人向けの日本語教室、シニア向けのスマホ教室、あと地域の清掃などの活動にボランティアとして参加していただくなど、システム上でマッチングされた件数が550件以上となっております。

こども食堂の活動で、例えば、学生から申込みがあった団体さんからは、これまでつながりを持てなかった世代とつながることができてよかったという声ですとか、あと、登録いただいた方からは、こんな活動やってることを知らなかった。これまでにない経験ができたなどのお声もいただいております。団体と市民をつなげるという面では一定の効果が得られていると考えております。ぼらくるを活用いただける方を増やすことでのこういった効果もより波及させていきたいと考えております。

ボランティアの申込みに気軽に参加できるようにということで、個人でわざわざ登録しなくても、いわゆるゲスト登録というのがあるんですが、それでも可能としておりまして、登録せずにゲストで参加される方というのが予想以上に多かったというのがございます。

ただ、市としましては、継続的に御活用いただきたいですし、ボランティアの新着情報をタイムリーにこちらからのプッシュ型でお知らせしていきたいと思っておりますので、個人登録者を今後も増やしていきたいと考えています。個人登録をすると何回も入力しなくていいとか、2026年度から個人で御登録いただいた方のボランティア保険を市でまとめて加入する予定にしておりますので、安心してボランティアに御参加いただけたらと考えております。また、ぼらくるで、マッチングだけではなくてイベント情報なども発信することができるようにしておりますので、地域の様々な情報を収集できるサイトとしても、今後もっと興味を持っていただけるように広報していきたいと考えております。

あと、登録していただける団体さんのほうも増やしていきたいと思っております。募集記事の作成とか皆さん苦手にされているところもありますので、活用支援窓口を設置しております。2025年度は、システム改修のほかに、新たにボランティアの受入れ方に関するセミナーですとか、ぼらくるの登録方法、使い方の記事とか、セミナーも実施したところでございます。

午前中にも御答弁させていただきましたけれども、団体に所属せずに個人で関わりたいという方も増えておりますので、そういったニーズに対応していくために、ぼらくるをもっと活用して

いただいて、活動に協力してくれる人を求める活動団体と、参加してみたい個人というのをつなげるきっかけとしていきたいと考えております。

以上です。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。先ほどの質疑の中でもLINEのオープンチャットを使用してはどうかというお話もありましたけれども、そちらもすごくいいなと思っております。

また、登録件数が602団体で2,410名の方が個人として登録してくださっているということなんですけれども、私もたまにぼらくるのホームページを見させていただきまして、どれぐらいの団体が募集をされているのかとたまに見たりとかするんですけれども、長田区内で前は検索してみたところ、5件ぐらいでした。昨日検索してみたら、全部条件を入れたとしても9件ぐらいでした。なかなか登録があったとしても、募集されている団体が少ないのかなというのは実感しておりますし、時期的なものもあると思うんですけれども、またそういったちょっと工夫とかもしていただけたらと思っております。

また、ぼらくるでは、こども食堂や清掃活動など、テーマ型の活動をしているNPO等が募集の多くを占めていると思っております。先ほども申しましたように、担い手不足がより深刻な自治会等々の支援団体の活動にもより積極的にぼらくるを活用してもらえようような利用促進をしていくべきと考えておりますが、御見解をお伺いいたします。

- 保科地域協働局副局長 確かにテーマ型の活動されているNPOの方とかの参加募集が多いんですけれども、自治会とかの地縁団体も今16団体ほど御登録いただいております。活用いただいております。例えば、自治会主催の桜まつりに10人ぐらいのボランティアを募集されているんですが、昨年度から継続して応募されている方も多ということで、受入れをされている自治会の方から御好評いただいております。利活用される事例というのも見られてきております。そのほか、地域の清掃活動などでも御利用いただいております。

市としましても、担い手不足がより深刻な自治会等の地縁団体の活動にはぜひ御活用いただきたいと思っております。

2025年度には、神戸市地域活動支援LINEというのでお知らせしておりますけれども、そのほかにもシステム自体にハードルを感じるような団体さんにも御活用いただきやすくするように、システム登録から記事の投稿まで個別にサポートするようなセミナーを開催したところです。29団体御参加いただきましたが、そのうち自治会等からも4団体御参加いただいております。今後、自治会掲示板へのポスター掲示ですとか、例年各区で開催しております自治会初任者研修などでも、制度や活用方法ともに事例も併せて御紹介していきたいと考えております。自治会等の地縁団体にもより積極的に御活用いただけるように、様々な機会を捉えてPRしていきたいと考えております。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。自治会の16団体の方御登録いただいているということなんですけれども、なかなか自治会の方でこういうぼらくるに登録して募集するという概念がない自治会の方もいらっしゃると思いますので、しっかり広報をしていただけたらありがたいと思います。また、1月とか2月は餅つき大会がかなり各地域で盛大に行われておりましたけれども、つき手不足で、本当に高齢の方がもう何度も何度もつかれている姿を見て、本当に大変だなということも実感しておりますので、そういった中でぼらくるで若い方たちが来てくださるとすごく助かるのではないかと考えております。

また、昨日、長田区に越してこられました30代の若い起業家の方とお話をする機会がございまして、すごい地域に根差した活動をされたいとは思っているんですけども、なかなか地域に入るのはちょっと苦手だとか、あそこの輪にはちょっと入れないと思っているけれども、何かお手伝いをされたいという思いを持っている若い方は結構いるという話もされておまして、そういった方たちが地域のお役に立てるような、ぼらくるにそういうのがあれば、また、御活躍できる場もあるのかなと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、大学・高校との協働による地域課題の解決についてお伺いいたします。

神戸親和大学では、2025年10月から開始した地域共創科目において、学生が行政や地域団体・企業と連携し、地域課題の解決に取り組んでいると聞いております。また、市内高校でも総合的な探求の時間を通じて、地域の課題や活性化をテーマに探求学習を行うなど、学生による地域課題解決に向けた取組が活発化しております。まずは、このような事例を地域協働局としてはどれぐらい把握されているのかお伺いいたします。

- 金井地域協働局長** 御紹介いただきました神戸親和大学の地域共創科目につきましては、神戸市の北区役所、北神区役所が実際に学生グループを受け入れるとともに、取り組む地域課題のテーマの選定や地域団体とのマッチングを行っておりまして、地域協働局のほうにも情報の共有がされております。

今回の主要施策でも説明しました五社の駅前の里山人材拠点、この整備を昨年11月にした際にも、地域団体の方々の協力も受けた上で、現地で伐採した竹を活用して、中に竹垣を作るという事業に学生さんに協力いただいて、整備を一緒に進めるみたいなことをやってたりしています。

親和大学とは別で武庫川女子大学の経営学部の学生さんとは、昨年度ですけれども、この中で、経営学部の中で社会問題を直接体験することを目的とした学内外のフィールドで実践科目をやっておまして、そこでうちのSDGs推進課と一緒に小麦を栽培して、その小麦でパンを作るみたいなイベントがあったんですけども、ここに一緒に御協力いただいて、運営したということもあります。こういう学生さんのやっばり力というのは非常に重要ですので、これからも引き続き、我々のほうとしてもやっていこうとは思っております。

また、市内の高校生との連携なんですけども、こちらも総合的な探求の時間の関係でいろんな研究を行っているというふう聞いておりますので、できれば地域課題をテーマにしてもらって、我々の地域協働局員と一緒に探求していただけると、かなり深まることもありますし、逆に我々が気づかないことを高校生が気づいてくれたりすることもあり得ると思いますので、そういう活用も含めて今後も考えていきたいと思っております。

- 分科員（坂口有希子）** ありがとうございます。神戸親和大学の取組だけでも1,000人規模の学生が市内の地域課題解決に参画することになりまして、担い手不足が懸念される地域にとっても、行政にとっても、非常に有意義な取組だと考えております。今後、大学や高校との連携をさらに深め、協働することで、地域課題解決に向けた取組をより一層促進するべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

- 金井地域協働局長** 御指摘のとおり、地域共創科目などの探求学習きっかけに、地域に愛着を感じてくれて、場合によってはそのプレーヤーになってもらう可能性がありますので、これは引き続き続けていきたいと思っております。

さらに、ちょっと私も実は企画調整局にいた時代に幾つか大学のNPOみたいなところと一緒に協働したことがあるんですけど、ここを実は何で私がやったかといったら、リクルーティングな

んですよね。ある意味地域活動に入って、行政とやることによって面白いと感じた人が職員になってくれる可能性もありますので、そういうきっかけで、実はそのグループの数人は神戸市役所に実際に入っておりますので、ある意味学生さんとやることによって、公務員に対する興味を抱かせるというのは1つ大切だなと思っております。

ただ一方で、学生を受け入れるにはなかなか課題もありまして、やっぱり大学側のほうも受け入れてくれるところがあるということをお願いしますと投げかけられてしまうので、実は親和大学のほうでも、受け取った地元の方、コーディネーションしてくれる方が結構苦労したり、受入先のほうでもかなり準備を進めてやってあげないと、なかなか難しい部分があるのかなと思っておりますので、継続的な受入れをするためには、こういう支援をどういうふうにしていくのかという部分も少し考えていかないと、なかなか広がらないのかなと思っております。

ただ、そうは言っても若者の力というのは地域に必要なので、これも先ほどから議論になってますけど、行政はどこまで頑張って負担して、大学側にもどこまで促してやっていくかというのは、若干課題ではあるかなと思っておりますけれども、やはり必要な若者をどうやって地域に呼び込むかというのは大切ですので、引き続き力を入れていきたいと思っておりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。本当におっしゃるとおり、大学をお願いするにしても行政がどこまで踏み込むのかというのはなかなか難しい課題であると思っておりますし、また、受け入れた側の地域がどうしていくのかというのも本当に難しいことだと思っております。ただ、親和大学の方たちが入られた姿を見て、他地域の自治会の方々が、どうしたら学生さん来てもらえるのかなとか、どこをお願いしたら私たちの地域にも学生さん手伝いに来てくれるのかなというお声もあるとお聞きしておりますので、また、本当にその若い方たちが地域とのこの連携をしまして、地域が活性化していけたらいいなと思っておりますし、例えば、長田区でしたら、常磐大学や常磐高校の方たちも地域の行事にも参加して下さって、お手伝いされてる姿もお見受けしたりとかもしますので、また連携しながらしていただけたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、対話による地域づくりの促進についてお伺いいたします。

地域の課題や将来像に関する地域の対話を促進するため、職員のファシリテーター力育成に取り組むとのことですが、まずは事業の概要をお伺いいたします。

- 保科地域協働局副局長 御質疑いただきましたファシリテーションのファシリテーター育成になりますけれども、職員がファシリテーションのスキルを身につけて、地域の課題とか将来像などを地域住民の皆さんと対話する際の良好な場づくりというのに生かしていきたいと考えております。職員のファシリテーション研修を実施します。ファシリテーション力というのが、特に区の地域協働課の職員とか、地域住民の皆さんとふだんから対話しながらまちづくりを進めるような職員にとっては特に有効なスキルであると考えています。研修では、初めにファシリテーション力とか、あとコーディネート力を身につけることの意義ですとか、必要な知識・技術といったものを学ぶ基礎講座を実施したいと考えております。50名ぐらいを考えておりますけれども、その中からさらにスキルアップを希望する職員は15名程度を考えておりますけれども、対話の場づくりというのを実際に自分たちで設計して、実際にオープンミーティングなどを実践してもらう内容としていきます。

実は、今年度も少し試行的にやっておりまして、昨日2か所でオープンミーティングをしてお

りまして、若手職員が実際にファシリテーションを経験して、なかなかうまくできたところ、うまくできなかったところあるんですが、今後に活かしていただきたいなと思っています。

テーマの設定ですとか、シナリオの作成、登壇者の選定などといったところが難しいんですけど、そういうところを伴走支援していきたいと考えております。

ファシリテーションの研修では、住民の皆さんとの対話の実践まで行うということにしておりますけれども、ファシリテーションのスキルというのが一朝一夕で習得できるものではございませんし、正しい知識とか技術というのを理解した上で、実践を通して磨いていくようなものでありますので、受講者が継続的に実践しながらスキルアップしていけるように、その後も支援していきたいと考えています。

以上です。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。総務省のホームページにもこのファシリテーション力を上げる——明石市とか既にやっております、その事例とかも上がっております、もともと持っているコミュニケーション能力が高い方は、天然のファシリテーション力がすごいあるというのも書かれておまして、そういった方もたくさんいらっしゃるのかなと思います。私もこれを質問するに当たりまして、ファシリテーション力とは何かというのをちょっとChatGPTで具体的に調べてみましたところ、複数の人が参加する話合いや会議の場で、それぞれの意見を引き出し、議論を整理しながら建設的な結論や合意へと導いていく力のことでありますとありました。よく聞く言葉ですけど、具体的に調べますと、なかなか難しいけれども、この導いていく力というのはすごいことだなと思っています。

そういった意味でも、自治体におけるファシリテーターの力は、組織の活性化や市民協働において非常に重要であり、職員のファシリテーション力を向上させることは大変よいことではあると思いますが、令和8年度予算の柱にもなっている、対話と参加が進むまちづくりをどのように進めるかが大事であると考えます。地域での対話を促進するために育成した職員のファシリテーション力を今後具体的にどのように生かそうとされているのかお伺いいたします。

- 金井地域協働局長 ファシリテーション能力を使って地域再生のためにその話合いの場を持つというのは、第一義的な課題でありまして、ここは実を言いますと、裏の課題がいっぱいありまして、何かと言いますと、やっぱり聞く力というのをつけないと、これから行政の人間として、住民の話していることをちゃんと理解して、どうやってまとめていくんだという聞く力がないと、なかなか対応できていけない。さらに、今、複雑化する世の中ではいろんな意見を聞かなきゃいけないので、これを整理して聞いた上で、どうやって施策に落とし込むかとやるときに、このファシリテーション能力というのが生かされてくると思うんですね。なので、ふだんの庁内の会議なんかでも、こういうファシリテーション研修を受けた若手が会議を主導するとか、そういう活用の仕方もあるのではないかなと考えております。

もう1つ、私もいろんなところでパネルディスカッションのファシリテーターをやってきましたけども、何が問題かというのと、1つの問題を解決しろというパネルディスカッションは簡単なんですね。ところが、地域課題の解決とか、解決法も、その方法も未来も分からない問題を話し合えというファシリテーションってとてつもなく難しく、こういうものができるようになると、ほかの行政の仕事でもできるようになってくるので、ファシリテーションをやりながら——やるためにはふだんから情報をちゃんと持って、相手の話を整理して、きっちりとその筋道をつけていかなきゃいけないので、こういう能力というのはこれから公務員にとって大変必要なんじゃないかな

いかなと思っていますので、ある意味、地域協働局だけじゃなくて、ほかの局からもこういう研修に参加したいという人間がいれば受け入れて、どんどん職員の力を上げるという形に使ってきたいなと思っています。

以上です。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。本当に聞く力ってすごく大切だと思ってます。私も市民相談をたくさんありがたくもお受けさせていただいてるんですけども、やはりなかなかお話を聞く際に自分自身が本当に聞く力がないと、何を一番最後におっしゃりたいのかがなかなか自分自身も分からないことがあって、本当に聞く力って大切かなと思っております。また、本当に情報を整理しまして、筋道を立てていく力ということで、本当に素晴らしいことだと思うんですけど、先ほど50名とおっしゃっていましたが、今後増やしていく方向ではあるのか、ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○保科地域協働局副局長 どんどん増やしていきたい——ファシリテーションの力を持った人とか関心がある人を増やしていきたいというのはあるんですけども、なかなかグループワークなども含めてやっておりますので、ちょっとキャパがなかなか難しいかなというところもありまして、あと、今年度受けた方が来年度はまた実際に実践するほうで活躍していただいて、また新しい方50人という形にしていくとそれなりに増えていくのかなと思っておりますし、評判を見ながら、増やしていけるようであれば増やしていきたいと思えます。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。ぜひ職員の方のファシリテーション力を市民の皆様のために生かしていただけるよう、また増やしていただけたらと思えますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、外国人コミュニティの活用についてお伺いいたします。

外国人市民会議を開催しているとのことですが、外国人の増加に伴い、国籍もコミュニティも多様化しております。当会議の目的は、外国人市民の市政についての意見、提案等を聞くことと理解しておりますが、市内の外国人市民の意見の吸い上げは十分にできておられるのか。また、急増しているネパールやミャンマー、ベトナム等のコミュニティも連携し、意見聴取するなど、会議の在り方を見直すべきではないかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○服部地域協働局副局長 外国人市民会議についての御質問でございます。

御案内のような趣旨で2003年からずっと開催して——年2回程度の頻度で開催している市民会議でございます。当会議の委員には、外国人市民の意見を吸い上げる、それから、それを市政の参考にするということで、日頃から在住外国人の相談支援に携わっているような、在住外国人のコミュニティとか、あるいはNPOの代表者なんかには御就任いただいているところでございます。

会議で実際に出た意見とか提案とか、そういったものは、実際には市政の行政サービスのほうにも反映していることもございまして、例えばKICCのワンストップサービスの変更ですとか、災害時の情報共有体制の在り方ですとか、午前中の答弁にも出たような在住外国人・転入者向けの生活情報のチラシとかの改善というものにも反映しているところでございます。

これも旧の国際課というか、市長室から地域協働局に移管されたことを契機に、やり方、中身も、会議の進め方も大分変えてまして、在住外国人を取り巻く課題、意見とも、委員とかにアンケートをして、最も関心が高そうなテーマをワークショップ形式で相互に意見交換するような、そんなこともやっております。

先ほど御紹介いただいたとおり、神戸に来られる——転入される外国人の方の国籍ですとか、態様とか、在留資格と、いろいろ変化が激しいものですから、委員の中も入れ替えてまして、実際に従来の委員から、ちょっとネパールのコミュニティーに所属する委員がいたほうがいいんじゃないかみたいな意見も出て、加えるというようなこともやっていますし、市民会議以外でも、我々行政、神戸市がインターネットを使ったアンケートもやりますし、ネパール・ミャンマー・ベトナムというところを含むコミュニティーとか関係機関と意見交換も行っておりますし、こういった機会を活用して意見を吸い上げていると——外国人市民会議だけじゃなくて、行政へ意見を吸い上げているというところでございます。

急増している国籍のコミュニティーというのは、なかなかどういう組成があって、何が目的でというのはばらばらでございまして、そのコミュニティーに属しているからといってみんな同じ方向向いてるわけではありませんから、非常に多様性が、あるいは個別化が進んでいる中で、そういうところの意見なんかも——意見というか、トレンドとかも踏まえながら、時期に応じた委員の選定もしますし、会議もしますし、そういったものを施策に反映していきたいというふうに考えています。

以上です。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。この市民会議以外でも、インターネットのアンケートを取られたりとか、様々な意見聴取もされておられたりとか、また、動向を踏まえて見直しを図っておられるということなんですけれども、市民会議に参加された方からなどは、以前はもっと神戸在住の多様なコミュニティー代表が参加していたともお聞きしておりますので、しっかりとまた現状を見ながら見直していただけたらと思っております。

外国人が日本で生活するに当たりまして、文化・習慣の違いによるお困り事を抱えるケースが多々あるのではないかと考えております。午前中にも外国人のマナー・ルール違反に関して様々な問題があるという御指摘がございましたが、こうした課題に対しては、長年地域で活動してきた外国人コミュニティーの協力が必要であると考えます。既存の外国人コミュニティーに活躍してもらえよう、施策を展開してはどうかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

- 金井地域協働局長 外国人の生活ルールの徹底という部分は、かなりなかなか難しい部分があるのは我々も承知しております。来年度——今回は予算案にも入っておりますけれども、外国の転入者を対象にしてオリエンテーションツアーを実施するというのがありますが、これなどは、もともと神戸で暮らしている外国人が、新たな外国人転入者に対して、生活していく上で必要なクリーンステーション、避難所、日本語教室などを巡りながら、生活ルールや地域のマナーを教えるという仕組みになっております。これなどは、もともと住んでいる人たちがやってもらえるんですが、つながりとしてはある意味飲食店みたいな、本人たちとどれぐらいつながりがあるかというものを活用しながらやっていこうというふうには考えております。

1つ難しいなと思うのが、これは向こう側——外国人側が求めているものを我々が提供するんだったら彼らは来てくれるんですけども、生活ルールって、我々が守ってほしくて相手に押しつけていくものなので、なかなか向こう側も聞いてくれないという問題がありますから、ここの部分をどう解決していくかというのは1つの問題だと思います。

それともう1つ、午前中も議論になった治安の維持とかいろんな問題もあるんですが、1つ大問題なのは、外国人というのは1つなのかという問題があって、外国人はそれぞれ国籍があって、それぞれビザも違ってきて、状況が違う人たちを1つの国でまとめていいものかという現状が1

つあります。

それとあと、外国人同士の支援も、可能性は——我々も事業やっているので、可能性はあると思ってるんですけども、どこまで外国人の組成を理解して運営してもらえるかというのは、やっぱり課題が1つあるかなと思ってます。例えば最近、神戸で増えてるミャンマー。ミャンマーって1つに言っても、あそこは有名どころの少数民族でいきますと、カレンとかシャンとか、そういう部族がありますし、政府から弾劾を受けているロヒンギャなんかもありますけれども、これ含めて、山岳民族含めて130以上あるわけですね。130違う人たちがいるんです、ミャンマーの中に。

ネパールはネパールで何だろうって考えたら、ネパールなんかでも、いわゆるグルンとか、幾つか山岳民族がいるんですけども、ネパールは大体100以上って言われてるんですね、部族が。さらに、あそこは最近、宗教対立が激しくなってきたりして、いわゆるもともとの状況でいきますと、ヒンズー対イスラムと仏教という戦いになってきて、これでかなり先鋭的な戦いが国内で繰り返されているのと、もう1つ、たしかネパールは1960年代最初に職業カースト制は廃止になったんですけども、いまだにやっぱり地方には職業カースト制が残っていて、各地の実は働きに来てる人の中では、カーストが違うところで一緒に御飯を食べさせるとか、国内でもいろんな問題があるわけですね。

こうした問題をちゃんと理解した上で、うまい具合にサポートしてくれればいいんですけども、なかなか我々でも知らないものをほかの外国人のコミュニティーが知ってるかっていったら、そうではない部分があるので、こういう部分をしっかりと整理した上で、スモールスタートみたいなどころで、こことここだったらうまくいくよみたいなマッチングを見つけていけば何となくやっていけるのかなと思いますので、少し焦らずにそういう事例を積み重ねていって、外国人の力を借りていこうかなとは思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。転入外国人向けに生活オリエンテーションツアーなども実施されていくということで、本当にこの中で地域のマナーやつながりを活用していくという——協議していくということなんですかね。されていくということなんですけれども、なかなか難しい課題ではあると思うんですが、本当にしっかりと外国人コミュニティーの方々とのマッチングを見詰めていただきながら、事例をつくっていただけたらと思います。

また、外国人市民会議の議事録も拝見しますと、外国人コミュニティーとNPOがうまく連携できていないので、行政につなげてもらいたいなどの御意見もありましたので、またしっかりとよろしく願いいたします。

また、議事録見ますと、外国人の方も地域のために何か役立ちたいと考えている貴重な人材がたくさんいる、そうした思いをぜひ学校や地域のイベントなどで生かしていただきたいという御意見もございましたので、そういった観点も踏まえて共生社会を構築していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、男女共同参画社会の実現についてお伺いいたします。

女性が働く希望をかなえ、多様な働き方を選択しながらキャリアを築くことができる環境づくりは重要であると考えます。その観点から、昨年の決算特別委員会において、女性活躍を推進する施策として、様々なセミナーや講座に取り組まれていることについて質疑いたしました。来年度はどのようなテーマやターゲットを設定し、事業を展開するのか、お伺いいたします。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 来年度の事業展開でございます。

私どもが実施しておりますこうべ女性活躍プロジェクトですけれども、女性の就労だとか再就

職、キャリアアップなど、就労分野において支援をすることを重点的に取り組んでおります。この就労分野なんですけど、特にコロナ禍以後のテレワークの普及等もありまして、働く場所や時間にとらわれない多様な働き方というのが広まっております。そういうことを私どもも考えまして、こういったニーズに対応するセミナーを主に実施しております。

1つは女性デジタル人材育成プログラム——在宅でも仕事ができるデジタルスキルを習得してもらうようなセミナーだとか、ハローワークと連携した再就職支援のための、それに特化したセミナー、あるいはフリーランスでやりたいという方向けのフリーランスセミナーというのを実施しております。様々な方、それぞれの方が希望する働き方に応じて必要な情報や支援が得られるようなセミナーを御用意させていただいております。受講者アンケートなんか取りましても、非常に満足度が高い——評価も高くいただいておりますし、募集の段階で募集の枠を大きく上回る申込みもいただく——中には3倍、4倍ぐらいの講座もありまして、おおむね効果的なそういうテーマ、ターゲットの設定ができていけるんだらうなと考えております。

そういうこともありまして、来年度も引き続き就職だとか起業をテーマにした形でやりたいと思うんですが、もちろんアップデートを図りまして、例えばデジタル人材につきましては、デジタルの世界は日進月歩ですので、テーマの設定と、あと、今年度は就職に結びつける部分が、ちょっとうまくいかなかったとは言えないんですけども、少し工夫の余地があるかなと思うので、そういうアップデートはしていきたいなと思います。

あとは、新しいちょっと課題としまして、女性特有の健康課題、これの理解の促進だとか、ライフステージに応じた女性のキャリア支援、こういったテーマのセミナーにも新しく取り組みたいなというふうに思っております。

こういった女性の多様なニーズですね、これを十分把握して、ターゲットだとかテーマを設定することによって、効果的なセミナー・講座を実施する、女性の方がそれぞれの希望の働き方が実現できるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。来年度もしっかりとそういったセミナーを考えてくださっているということなんですけれども、女性デジタル人材の育成や、また就労、再就職、キャリアアップ支援等、女性向け施策には大変頑張っていると感じるんですけども、一方で、このたび策定しようとしている神戸市男女共同参画計画（第6次）においては、男性の意識改革、男性の育児休暇取得の促進、男性が子育てを共に担いやすくするための環境整備を行うと明記されております。多様な生き方・価値観を議論、推進する中で、男性を対象とした施策も特に重要と考えますが、今後、具体的にどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 男性への働きかけでございます。

男女共同参画計画の中にもちょっと触れたんですけども、市民の誰もが性別に関係なく自らの意思によって自分らしい生き方を選択し、誰でも活躍できる社会を実現する、そのためには、やっぱり女性だけではなくて、男性の意識改革だとか、男性の育児休業の取得促進など、男性を対象にした支援策が重要ということは御指摘のとおりでございます。計画の中でも、ワーク・ライフ・バランスの実現だとか、男性の家事・育児・介護への参画というようなことを掲げておりますけれども、実効性のある取組として、男性個人だけではなくて、やはり企業だとか社会、こういうレベルで働きかけをしていくことが重要ななと思っております。

男性個人に対する働きかけとしましては、既に夫婦で参加する育休復帰セミナーだとか、やっぱり夫婦で参加するキャリアプランを考えるワークショップ、こういうのを実際にやっております。非常に好評を得ております。男性が家庭に参画していく、そういう意識を醸成するための取組として、今後も実施していきたいなと思っております。

あと、企業に対する働きかけなんですけれども、これはなかなか難しいんですけども、やっぱり好事例の共有かなと思っております。具体的にこういう女性活躍をやることによってこれぐらい業績が上がりましたというような、分かりやすい——ちょっと抽象的に女性の役員を増やしたから業績が上がりましたとか、そういうのではなくて、もっと分かりやすい好事例をちょっと探してきて共有することが、経営者だとか、多くの男性起業家に効果があるんじゃないかなというふうに思っております。

あとは、社会に対する働きかけなんですけれども、先ほど申しました夫婦で参加するセミナーですね、こういうのはやっぱり若い人はすごい男性、積極的に参加されます。そういうことで、意識として若い男性の中にやっぱり家庭を大事にするという意識は増えてきておまして、それは私どもが実施しました意識調査でもそんな結果は出ております。ただ、やっぱりどうしても社会全体で見ますと、性別役割分担意識というのが根強く残ってますので、そこをどうやって改善していくかということがポイントになってきます。

私どもは私らしきプロジェクトという事業を実施しておまして、今年度は、市役所も含めまして、市内の企業で働く男性育休の取得を経験された方、男性の方に集まっていたいて、実際の声をお伺いしたり、課題感をお聞きしたり、そういうオープンミーティングを開催してきました。それをメディアを通じて広く発信するというので、社会全体で共有するような取組を行っております。来年度も同じような形で進めていきまして、男性が家庭に参画するのが当然という社会の風土、少しでもそこに近づけていけるような取組を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○分科員（坂口有希子） ありがとうございます。御夫婦で参加できるキャリアアッププランなど、本当に若い方たちが積極的に参加してくださってるということで、本当にありがたく思います。

私も先日ちょっと、この質問をするに当たりまして、ちょうど育児をされている若い男性の方にお話をお伺いしたんですけれども、やはり会社では女性の育休は頑張ってる取ろう取ろうという機運が高まっておりますけれども、男性はなかなかやはり育休が取りにくくて、そんな誰も取ったことがないし、自分自身が取りたいと思っても言い出せる雰囲気ではないというのをちょっとお伺いしまして、やはり行政として、こうした男性が育休を取りやすい雰囲気とか、またこうしたセミナーとか働きかけをしていただけることによって、またそういった機運も高まっていくのかなとも思いますので、また企業とかにも好事例を発信していただきながら、よろしくお伺いしたいと思います。

また、昨今、女性活躍の推進が叫ばれる中ではありますけれども、その施策の中心はどうしても就労支援になっている印象をお受けいたします。女性活躍とはそもそもどういった定義なのかと考えるので、神戸市としてはどのように定義づけをし、どのように実現を目指して取組を進めていかれるのか、お伺いいたします。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 女性活躍の定義でございますけれども、定義、それは関わる人それぞれによっていろいろあるかなと思うんですけれども、私どもとしましては、女

性が希望に応じて職場や地域、家庭などあらゆる分野で能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現を目指すというふうに認識しておるところでございます。

ところで、国の動きなんですけれども、国は女性活躍推進法という、まさに女性活躍の名前を冠した法律をつくっております。正式には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律ということなんですけど、経済分野におけるジェンダーギャップ、これが課題であると捉えまして、男女の格差是正のためには、就労の分野において女性が輝く社会でないといけない、これを目指す法律になっております。2015年に成立しまして、10年間の時限立法だったんですが、昨年、さらに10年間の延長が決まりました。要するに、国としては、女性活躍という言葉に対して、まずは就労分野での女性の活躍というものを念頭に置いていると、こういうこともあります。

それとあわせまして、特に神戸市は、市会でも御指摘いただくように、女性の就労率が低いということもありますので、市としては、女性活躍という言葉を使うときには、基本的には就労の支援というのをまず第一義に考えているところがございます。

ただ、そうはいつでも、お仕事だけではなくて、家庭生活だとか社会活動とか——男性、女性限らずですけれども、活躍できる分野というのはたくさんありますんで、そちらのほうにもやっぱりちゃんと気を配らないといけない。自らの意思によって自分らしい生き方を選択できる、そういう社会をつくっていかなければならないということで、先ほどもちょっと申し上げました私らしきプロジェクトという事業があるんですけれども、女性をはじめとする全ての方が私らしく生きられるまちを目指して昨年度から実施しておりまして、ジェンダー平等だとか、自分らしい生き方・働き方について市民とともに考えて、メディアを通じて発信する取組でございます。

オープンミーティングをずっと重ねてきたんですけれども、たまたま明日なんですけれども、スペースシアターでちょっと大きめの女性の多様な生き方や働き方を応援するイベント——BE YOU in KOBEというんですけれども、開催する予定でございます。どうしても女性であるということがキャリアの形成の道を狭めてしまいやすい現状にあるということと、出産等のライフイベントの選択により負担が増えやすい状況がありますので、ちょうどそういうキャリアやライフプランの転機を迎える若い女性の方を対象にしまして、キャリアや女性の健康などをテーマにしたトークセッションだとか体験コンテンツ、こういうのを御用意しまして、参加者1人1人が自分がしたい生き方を選んでいいんだと感ぜられるような、そういうイベントにしたいなということで、明日開催させていただきたいと思っています。

このように、あくまでちょっと就労中心ということにはなるんですけれども、それ以外の部分も重視する、ちょっとぜいたくなあれになるんですけれども、女性活躍という言葉幅広く捉えて取り組んでいきたいなというふうに思っております。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。よろしく願いいたします。明日、山之内すすさんが来られるということで、私も行かせていただきたいと思いますと思っておりましたけれども、ちょっと行事が入りまして残念ながら、行けないんですが、またお話お伺いできたらと思っております。それでは、最後に、あすてっぷコワーキングの今後についてお伺いいたします。

来年度、あすてっぷコワーキングを北神地区に新たに開設する予定であると聞いております。これまでに設置してきた各施設の利用状況をお伺いいたします。また、来年度の開設により、市内のコワーキングスペースは合計4施設となりますが、今後もさらに拡大していく方針なのか、併せて御見解をお伺いいたします。

- 村田地域協働局男女共同参画センター所長 コワーキングの利用状況ですが、2023年度は延べ4、

500人弱の利用がありました。2024年度は、途中から学園と六アイが開きまして3か所になったんですが、延べ8,000人、今年度は年度当初から3か所で運営してありますが、年間1万4,000から1万5,000人程度の利用をいただけるものと思っております。北神エリアにそういうのが施設がなかったということで、やっぱり全市を面的にカバーするために、予算をいただきまして、北神の整備をお願いしているところでございます。

それ以後の話になるんですけども、取りあえず4か所動き出し始めましたら、その4か所の動きを見ながら、出てくる御意見等もありますんで、それを参考にして考えさせていただくのと、どうしてもやはり面的に一旦4か所でカバーができると思いますので、それに加えて整備ということになると、いろいろやっぱり財政負担だとか、十分考慮する必要があるかなと思っております。例えば賃料のかからない市の施設を使うことを原則にするだとか、既存施設に比べて若干サービスをスリム化するなど、効率的な運営も、そういう観点も持って北神以降の展開を検討したいなと思っております。

- 分科員（坂口有希子） ありがとうございます。コワーキングスペースは、私もすごいあってよかった、また、本当に利用しやすいというお声もお聞きしておりますので、また増やしていただきたいなとも思っております。

最後に、要望なんですけれども、市内にもコワーキングスペースが民間でも設置が進んでいると思います。また、この民間のコワーキングスペースは、月単位で使用される方や、目的が違ってもいいかもしれませんけれども、本当にそういった民業圧迫にならないように、しっかりと行政と民間のコワーキングスペースの設置をすみ分けといいますか、そういったこともしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございます。

- 主査（門田まゆみ） お疲れさまでした。

この際、約20分間休憩いたします。

午後2時45分より再開いたします。

（午後2時25分休憩）

（午後2時45分再開）

- 主査（門田まゆみ） ただいまから予算特別委員会第1分科会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地域協働局に対する質疑を続行いたします。

それでは、松本委員。

- 分科員（松本のり子） それでは、3問で、一問一答でお願いいたします。

まず1つ目、困難な問題を抱える女性への支援策についてお聞きします。

第6次の男女共同参画計画の策定が進んでいますが、計画では、新たに女性支援新法ができたため、その部分が盛り込まれました。これは大変いいことと思っておりますが、まだまだこの程度では困難女性を救うことにはなりにくいと感じています。もっと具体的な内容を計画上にしっかり書いていただきたいと思います。いかがですか。また、計画策定後は年に1回程度、各局を集めて報告をすとお聞きしましたが、各局が主体的に問題解決に取り組めるように、定期的に会議を持つべきと思いますが、いかがでしょうか。

- 村田地域協働局男女共同参画センター所長 まず、第6次の男女共同参画計画でございますけれども、おっしゃいましたとおり、従来からの男女共同参画計画に加えまして、DV防止計画と、

それから困難な問題を抱える女性に関する法律に基づく市町村計画の役割を持たせております。そういう意味で、ジェンダー平等だとか女性の人権尊重に向けた総合的な計画としております。

この計画なんですけれども、神戸市が取り組む男女共同参画だとか女性活躍推進に関する、言わば基本計画というような位置づけになっております——というふうに考えておまして、そのため、計画の中では大きく4つの基本目標を立てまして、それぞれに施策の方向性と、それに基づく主な取組をまとめたものとしております。

例えば困難女性支援の部分なんですけれども、こちらで言いますと、基本目標の3の中で——基本目標の3は、個人の尊厳が守られ、安全・安心かつ自立できるくらしの実現という項目になるんですけれども、その中で、施策の方向として、主に困難な問題を抱える人への支援、それから困難女性支援推進体制の整備という項目を掲げまして、その中で主な取組として、生活・就労・住宅等の困窮に対する支援、あるいは関係機関・民間支援団体との連携・協働、これ以外にもあるんですけれども、こういった中身を書いているところでございます。

もう1つ、計画策定後の取組でございますけれども、先生おっしゃるとおりで、アフターフォローというのは重要、これはもう間違いのないところでございます。従来から計画に関する進捗状況につきましては、年に1回、年次計画という形で資料をまとめまして、男女共同参画審議会のほうに提出しております。そちらのほうで御審議いただきまして——その中にはもちろん私どもと、あと幾つか関係各課ですね、幹事という形で入っているんですけれども、その場で評価・検証を行いまして、出てきた御意見等はそれぞれの施策を持っている関係局のほうにフィードバックをするという形になります。

今回この計画、特に今申し上げました困難女性支援に係る部分につきましては、私ども男女共同参画課と一緒に、幹事の中でも特にこども家庭局、それから福祉局、この2局、私どもも合わせて3局が中心になって、例えばNPO法人のヒアリングをしたりだとか、具体的な中身の協議・検討を重ねてきました。ということで、これはまだあくまでこれからの話なんですけれども、地域協働局とこども家庭局、福祉局、この3局で定期的にそういうチェックをするような場を設けたほうがいいのではないかなということちょっと考えておまして、これから関係局に呼びかける段階なんですけれども、やはり審議会とは別にそういう場を設けるべきだなというふうに考えております。

当然ですけれども、審議会にはその他たくさん課が出席いただいておりますし、仮に審議会に出席いただけない部署に対しても、必ず情報共有を行うことによって、実効性を高めるというふうにさせていただきます。

以上です。

- 分科員（松本のり子） 地域協働局とこども家庭局と福祉局が一緒になって、今後は定期的に会議をやるかなと。でも、やらなくても、お互いヒアリングとか、そういうのをやっていきますよということですが、この支援法の第15条には、困難女性の支援のために、関係機関と支援調整会議を行うよう組織するのを努められたいと書いてますから、やはりこれはきっちり定期的にやっていきたいと思いますということが15条では書かれてると思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。
- 村田地域協働局男女共同参画センター所長 法律に書かれています支援調整会議といいますのは、庁内の関係部局に限らず、外の関係機関なんかも入ってやるかなり大きな会議体ということで理解しておりますが、今回、私どもとして、その支援調整会議までやるかどうかということにつき

ましては、3局のほうで検討はさせていただきまして、これは主にこども家庭局の所管する部分になりますので、そちらのほうでまた御確認いただけたらいいと思うんですけども、既存のいろんな会議体だとか、検討する場を利用したら、あえて新しいそういう支援調整会議までではつくる必要はないというふうに判断はしております。

あと、日常的な情報交換、やり取りにつきましては、先ほど申し上げたとおり、定期的にやりたいというふうに考えておる次第でございます。

○分科員（松本のり子） まず、じゃあ定期的にさせていただきたいということと、あと資料で、困難女性に対する支援策で、各区に女性相談員がいますが、その相談員に、来所あるいは電話での相談件数を頂きました。これを見ますと、9つの行政区で、令和6年度で年間1,492件と。これを各行政区で割って1か月当たりになると、1か月13人——平均すればね。13人というようなことがないから、もっともっているはずだから、こういう支援法という法律が、そのものができたと思うんですね。

この13件というのはやはり、NPOの方なんかもおっしゃってますが、役所に電話する、役所に行きにくい、ちょっと敷居が高い、こういう本当に行く場所がない——そういった方においてはね。それと、この13件というのも、10代・20代の女性なんですけれども、これも単身女性というのはくくってないですよ。これは、だから、10代・20代の、結婚してるかも分からないし、シングルマザーの方かも分からないしという意味で——だとしたら、13件はやっぱ少ないなと思うんですね。

これを、もっともっているはず——いるということが、NPOの方のお話も頂いた資料には書いておりますので、これを広めていくためには、他都市がやっているような、鉄道事業者——鉄道のトイレとか、スーパーのトイレとか、そういったところに、ここに御連絡くださいとか、メールとか——電話はなかなか通じない。LINEとか、そういったものを——気軽に女性が相談できるような、そういった広報を啓発・広報していく必要があると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 先生おっしゃるとおりで、なかなかやっぱりこの世代の女性にとって行政につながるというのが難しいというふうなことはNPOの方からもお伺いしております。確かに私どももその点はよく考えておりまして、広報・周知というのはいろんな方法で工夫してやっているところでございます。

まず一番基本になるのは、やっぱりホームページを使って相談窓口を案内するということになります。生活困窮に陥ってたとしても、やっぱり若い世代の女性の方って、スマートフォンはやっぱり持ってらっしゃる方が多いというふうにお伺いしますので、スマートフォンを使って情報のアクセスしていただくという前提で、まずそういう一番ベーシックな部分として、ホームページで案内しております。

それから、DVなんかに関して言いますと、リーフレットを例えば病院だとか、産婦人科のクリニックだとか、私ども男女共同参画センターもそうなんですけれども、窓口に置きまして、直接手に取って御利用いただくような形にしておりますし、あとは、中学校、高校——学校のほうで配布をしていただくようなこともやっております。

あとは、先ほどトイレトーパーありましたけれども、商業施設のほうでは、一部の商業施設でトイレトーパーにそういった情報を書いたものを設置している、そういうこともやっております。あとは、啓発イベントでティッシュペーパーを配ったりというのもしております。

あと、経済的な困窮の方については、例えば水道局で水道料金を滞納されている方だとか、建築住宅局で公営住宅の家賃を滞納されている方には、直接、くらし支援窓口の利用勧奨をしたりということで、割と直接手渡しで情報が届くようなやり方というのを工夫はさせていただいております。

あわせて、先ほどの相談の話なんですけど、これはやっぱりなかなか行政にアプローチしていただけないということで、民間のNPOにお願いしまして、LINEを用いた相談、こちらのほうを導入しているということでございます。できるだけやっぱり私どもとしても困り事がある方に必要な情報がちゃんと届くように工夫していきたいなと思って考えております。

以上です。

○分科員（松本のり子） そうしますと、今の啓発活動のやり方でよいというふうに、先ほどの答弁はそういうことをおっしゃっているんでしょうか。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 よいかどうかというのはなかなか判断は難しいところですけども、いろいろ工夫してやれることをやっているということでございます。

○分科員（松本のり子） 工夫して本当にやっていただいて、1か月平均、各行政区で13人であると。私が先ほどちょっと提案で、もっともっと——先ほど学校にもやっていますと。ホームページにも載せてますと。一部スーパーのトイレトペーパーにも書いてますよということで、今の結果ですから、もう一步進んで、絶対にトイレなんていうのは電車に乗ったら結構行く機会もありますので、見やすいですね。あと、スーパーのトイレも——例えばあるよというところのある市に行くと、本当に名刺大の大きさに置いてあるんですね。ぽんと取れるような、ビラじゃない、ぽっとポケットに入れられるような、そういったものは別にそんな予算もかからないと思うんで、これは一度検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 主にこういう対応をしているのがこども家庭局——またちょっとこういう言い方になるんですけども、御意見としてお伺いさせていただきます。

○分科員（松本のり子） 計画をつくってるのはここの地域協働局ですから、地域協働局が計画をつくって、困難支援新法ができて、それを盛り込んでるんですから、先ほど一番最初に、何章から成ってて——いろいろ私に説明していただきました。だから、これをしっかり守っていく。家に戻れない、虐待や性暴力を受けて居場所がない、そういった人たちをしっかりとケアしていきましょうというのが新法の中身ですし、だから、それに基づいて行政はやってほしいと。こども家庭局の問題だから——この基になる計画をつくったところが、あれはこども家庭局です、質問だったらどうぞこども家庭局でという姿勢じゃなくて、しっかり考えていただきたいということを申し上げます。

そして、何よりも、ここでも団体の方がおっしゃってるように、やっぱりアウトリーチの大切さですね。神戸市の場合は、夜間の見守りは警察がやっていますと。そこに連携してるって書いてるけども、聞き取りなんだと思いますね。一緒に連携して、夜間の見回りはしてないと思うんです。あと、生活に困窮する人にはSNSを通じて相談支援を行う民間団体への補助をしていると。そういうことだけで、やっぱり行政が本当にどんな状態なんかと——今のこの神戸の中でね——いうのを、民間団体と一緒にいいから、見回りをしていただきたいなと。また、これも令和8年度の国の予算では、そういう公的機関や民間で一緒になってアウトリーチ支援をしたら、国が2分の1まで出しますよというふうに予算で出てますので、これは神戸市としてやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 アウトリーチに関しましては、例えばNPOの方ともいろいろ話をしたんですけれども、なかなかやっぱり行政として難しいだろうなというのはNPOの方もおっしゃっております。というのは、やっぱり先ほどもおっしゃったように、やっぱり一番行政から遠い年代ということもありまして、この人たちに本当にどうやってアプローチしていくのか、見つけていくのか、何を聞くのか、どうしたら近寄ってきてくれるのか、そういうのはやっぱり行政でなかなかできるものではないと。それはむしろ我々ができることなんで、NPOに任せてほしいと。NPOはそういう若年女性の方にアプローチしまして、関係性をつくって、ある程度落ち着いたところで行政のほうにつないで、行政が持っている施策だとかネットワークを使って後の対応をお願いしたいという、そういう役割分担のほう、これが一番望ましい姿だなということで、実際にヒアリングしたNPO団体のうち1つの団体は——これは市の北部のほうで活動されている団体なんですけれども、区役所なんかと連携しながらそういう体制を取っております。

なかなかやっぱり、そうですね、アウトリーチというのは言葉で言うほど簡単ではないので、役割分担という形では、今の状況ではNPOをお願いするほうがいいんじゃないかなというふうに考えております。

○分科員（松本のり子） アウトリーチは本当に難しいと思います。けれども、わざわざ令和8年度で予算も国が組んで、やったら2分の1補助しますよというふうに書いてるわけですよ。何十億と予算つけて。それを、国がそのように大変なんだと言っている中で、本当に積極的に対象者のいる場所に出向いていくというのは、これは民間任せにしないで、民間の一団体に——いや、僕たちがしますから、どうぞ行政はしなくて結構ですよって、はい、分かりましたっていうような問題ではないぐらいに、全国で今、支援法ができて、困難若年女性、これの問題というのがクローズアップされてきてるんです。だから、ぜひ、民間と連携してるんでしたら、民間から報告だけじゃなしに、一度、村田所長、ちょっと一緒に行ってみてくださいよ。今まで行かれたことないでしょう。ちょっとお聞きします。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 先生から以前もグリ下に行ったことがあるんかって聞かれたことがあるんですけれども、残念ながら、それは行っておりませんし、夜間も、例えば生田新道、別の目的で通ることはありますけれども、そういう目的では現場に行っているわけではございません。

○分科員（松本のり子） そうでしょう。私はやっぱグリ下に何回も通って、どういう状況か、そしてそこで、大阪がグリ下の下でテント張って、女性たちに避妊具なんかを渡してる、そういうのも一緒にお話を聞かせてもらいました。おっしゃるには、東灘の人が絶対に来てないということはないんですよと。そういうことなんで、本当に違う目的でこの三宮の飲み屋街をうろろされるんだったら、ぜひこの民間団体に教えてもらう、一緒になって、ぜひこれは歩いていただきたいと思います。もうはっきりおっしゃってください。

○村田地域協働局男女共同参画センター所長 すみません、そんな頻繁に飲み歩いてるわけではないんですけれども、おっしゃることはすごくよく分かるんですけども、NPOからも、例えばこれ神戸市の方だというようなケースが情報ありましたら、こちらのほうにつないでいただいて、こちらのほうのサービス、窓口とかにつないでいただくこともしておりますんで、そういう形で対応させていただきたいと思っておりますし、神戸におきましては、グリ下だとかト一横に相当するような場所はやっぱりないというふうにお伺いしております。そういう意味では、今現在、警察の

ほうが繁華街とか補導という形で回っておりますので、そこの連携でまずは対応していったらいいのではないかなというふうに思っております。

- 分科員（松本のり子） どうしても見に行かないとおっしゃる。本当になぜここまで言うかといえば、やっぱり行政が救ってあげない人たちなんですよ。家で性暴力を受けたり、虐待されて、本当に行き場のない、そこで三宮の繁華街のところに行ったら、ホストの人に誘われて、そこで行って、ほんで大借金を抱えると。そしたら、その次の道はと行ったら、もう見えてますよね。せっかく10代、20代前半の子たちがそうやって自分自身を潰していく。大人が信じられない。そうになると、今度は一切聞く耳持たないんですよ。行政がそこにそうなってから言っても、聞く耳持たないんですよ、そういった人たちというのは。

だから、やっぱり早いうちにきちんと今のこの神戸の状況を——そのような人たちがどんどんとコロナ以降増えてきているというのはいろんな調査で分かっておりますので、ぜひ、やっぱり所長の考え方で多分変わると思うんだけど、この施策を前に進めていく、1人でも救っていくということは、ぜひこれは行っていただきたいと思います。

ほかの尼崎市とか大阪市なんかは住宅を確保してるんですよ。やっぱり住宅確保せえということが国の支援法見てても書いてるんです。神戸市の場合は全くそんな気はないという感じなんですけども、やはり住宅を確保して、そこで、尼崎は3人ぐらいで——70平米の公営住宅を3人ぐらいで住んでると。その中でやはり仲間意識も生まれるし、温かい気持ちになっていくというようなことが書いてましたので、これは建築住宅局にしっかり行っていただいて、住宅の確保というのは考えていただきたいし、また、確保したら国からもお金が出るって書いてるんですよ。何か分からないけど、何でも何かをやったら国から2分の1出ますよって、これに関しては結構書いてるので、やっぱり真剣に取り組んでいただきたいし、建築住宅局とこの件は一緒になって、住宅確保についてはお願いしたいんですが、いかがでしょう。

- 村田地域協働局男女共同参画センター所長 住宅確保の件ですけども、先日、常任委員会でも森本先生から御指摘いただきましたけれども、公営住宅の活用ですね、制度としてはいろいろ用意はしているんですけども、確かにすぐ入居に至らないというような課題はあるように、それはもう聞いているところです。ほかに例えば福祉局でも施策を持っていたりしますんで、できるだけいろんな施策ですね——住宅確保の施策、あるいは短期的な資金の供給といった制度もございますので、そういうのを活用しながら対応すると。建築住宅局には、こういう御意見があるということはもちろん共有させていただきます。

- 分科員（松本のり子） もうそろそろまとめますけども、建築住宅局にこういった意見がここであつたじゃなくて、住宅確保は支援法の中でも、法律の中でもちゃんと明記されていると。だから、自分たちもこういう方向なんだということまで所長はちょっと、もうちょっとアップしていただきたいなと思いますので、ぜひお願いします。

次、2番目ですが、区役所に求められる役割についてお聞きします。

区役所は地域に最も身近な存在として、住民と一緒に地域課題の解決に取り組み、いつまでも住み続けられるまちにしていけることが本来の役割と考えます。現状は、地域行事に参加したり、地域の自治会などの既存団体に意見を聞いていくようなぐらいです。来年度から職員がファシリテーション力を身につけ、地域の課題や将来像についての対話を推進するとあります。地域のそれぞれの課題を職員がつかみ、市の政策として市に盛り込んでいくような地域との対話を進めていくべきだと思います。地域には地域交流センターがあります。ここを活用して、地域課題をテ

マに議論するなど、住民自治を支える役割を区役所がすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○保科地域協働局副局長 今日、社会情勢の変化に伴いまして、単身世帯の増加による社会的孤独・孤立ですとか、子供の貧困、かつて身近なセーフティーネットであった地域のつながりの希薄化など、地域課題というのは地域特性を反映しながら多様化・複雑化しております。

従来、これまで区のまちづくり課だった頃には、区の特色を生かした地域の魅力を発信するとか、活力を高めるといったような施策を中心に進めておりましたけれども、先ほど申し上げましたような地域課題の多様化・複雑化というような背景を踏まえまして、近年、この地域協働課は地域課題の解決に重点を置いて取り組むことが求められております。そういった背景の下に、まちづくり課から地域協働課という名前に変更したというのもございます。

地域課題というのが地域の特性によって様々でございまして、1つの区内でもいろんな課題があります。そこで、行政が直接その地域に出向いて行って、地域団体とか住民の皆さんとの対話を通じて、その課題解決の方向性というのを議論したり、地域団体だけでは解決が難しいときには、ほかの解決に資するような活動団体の方にまたお声をかけたりとか、その活動の場として、地域活動の拠点である地域福祉センター——今度、地域交流センターになりますけれども、それを利用していただくといったコーディネート機能を果たすというのも区には求められている役割と考えております。

そのため、地域課題の解決ですとか地域活動の支援に関しては、司令塔として地域協働局と、現場に近い区の地域協働課が役割分担しながら、同じ方向性を向いて取り組んでいく必要があると認識しています。ただ、御指摘にありましたように、一部の地域の方々からは、コロナ禍以降、区との距離が以前に比べて遠いとか、顔見なくなったとか、地域の意見が本当に本庁とかにも届いていたりとか、市政に反映されるのか不安だといったような声があるのも事実と考えております。

本市では、令和7年4月に提出されました地域活動推進委員会からの答申で、市においては、現状を踏まえ、積極的に交流の場や対話の場を設け、地域のつながりや合意形成に向けた関係づくりに取り組むべきと御意見いただいております。地域課題や将来像について意見交換とかワークショップなどを通じて、住民間、また住民と行政の対話する場というのを今後、積極的に設けていきたいと考えています。

職員が自信を持って地域の皆さんとお話をしたり、対話が進んでいくようにということで、今回、ファシリテーション力、あと関係者を巻き込んでいくコーディネート力を身につけられるようにということで、研修を実施したいと考えておまして、その仕上げとして、実際に皆さんとの対話の実践まで行いたいと考えております。

御提案いただきました地域交流センターにおいて地域住民と区の職員が共に議論するような場を設けるといったようなことは、我々がセンターの位置づけを地域活動の促進、地域社会の課題解決に寄与するための施設というふうに趣旨を見直したものと一致するものですので、対話による地域づくりを進めるに当たって大変有効と考えております。今後、各区役所とも連携しまして、地域における対話の場を積極的に創出していくとともに、そういった場を通じて得られた御意見を踏まえた上で、引き続き幅広い団体等の活動支援の充実と地域活動の場づくりというのを推進していきたいと考えております。

以上です。

○分科員（松本のり子） 課題解決の取組で、対話だけでは駄目だと私は思います。もう一歩進ん

で、先ほど言いましたように、これを役所が、区役所で政策としてきっちりと上げていく。東灘の、この地域地域の課題を政策として上げる。政策として上げようと思えば、やっぱし一番そこで頑張らなきゃいけないのが区役所の職員だと思うんですね。だから、政策という言葉が一言もなかったんで、その点はどうなんですか。

○保科地域協働局副局長 おっしゃるとおり、区のほうからもそれぞれ区の地域の特性に特化したような、こういった事業をというのはどんどん上げていってもらいたいと思ってますし、特に区の若手の職員には、若いうちからそういった力を身につけてもらえるようにということで、地域課題の調査チームという事業をやってまして、それぞれ、区の職員の場合、その区の中でエリアを決めて、そこをずっと歩いたり、皆さんのお話を聞きながら、その地域の課題みたいなものを洗い出して、データとかも使いながら地域の課題というのを明らかにして、そこから、どういことをしていったらそれが解決できるかという提案まで持っていく事業をやっておりますので、若いうちからそういう力をつけて、区からもどんどん事業に反映させるような意見を上げていってもらえればと思っています。

○分科員（松本のり子） じゃあ例えば、今、東灘なんかでは特に言われているのが、児童館——学童ね——がもう本当に狭いと。6年生まで今入れますから、じゃあこの課題をどのように区役所が一緒になって話を聞いて、こども家庭局ですか、そこにどういうふうに言っていくのか。あるいは、兵庫とか中央区とか須磨区もそうですが、小学校の統廃合が進んでいると。でもって、統廃合した中央区なんかでも、あとはもういっぱいの子供たちの数で、本当にそういうことは、地域地域で小学校が核になってまちづくりいうのも進んできてた部分がありますので、そういう意味では、小学校がどんどんなくなることはもうやめてほしいという、そういう地域の課題、問題を住民から上げている、それをどうやって政策にして上げていくんでしょうか。

○保科地域協働局副局長 今いただいたような小学校の統廃合ですとか、児童館の増設といったような問題は、それぞれのやはり局で、当然、自分たちの事業として持ってますので、そちらで考えていくことになりましても、懇談会ですとか、先ほどの対話だけでは進まないというお話もあったんですけど、やはり対話をいっぱいすることから、皆さんの御意見ですとか、その中にいろんないいアイデアというのも当然、地域の皆様からいただくこともありますので、そういうことをきっちりと各局に伝えていくことがこの役割と考えております。

○分科員（松本のり子） 今はその役割っておっしゃいますけれども、やはりそこで住民がいつまでも住み続けられるように、例えば一人暮らしの私が90歳になっても本当に住み続けられるように、そこはやはり市バスがこれ以上減便しないほしいとか、まちを見てここにこんな建物があるとか、そんなんじゃなくて、本当にそれが皆さん今望んでることなんですよね。本当に住んでいくために何が必要なのか、それを区役所の方と一緒に、解決の方向で、そして市の担当部局に上げてもらいたい。そういうことを、私はもう一歩進んで、区役所の役割としてすべきであると。政策として、区役所も市民も一緒に政策を共有して、市に上げてもらっていくことが、そこでいつまでも本当に住み続けられる1つの方法であると、そのように考えておりますので、ぜひこれは考え直していただきたいということを申し上げます。

それでは、3つ目ですが、区役所窓口業務は非正規職員でなく正規職員でしていただきたいということです。

兵庫区役所や北神区役所の窓口の民間委託は昨年9月で直営に戻しました。長田区と西区については、令和9年9月に契約終了しますが、それ以降は直営にまず戻すのか、お聞きします。ま

た、直営に戻しても、窓口業務を会計年度職員が担っています。兵庫区役所や北神出張所の窓口は正規よりも会計年度職員のほうが多い状況です。全く正規と同じ時間で同じ仕事をしてもらっても給料はうんと低いという、会計年度でいう特定事務との扱いになっています。いろんな相談やアドバイスしなければならぬこの窓口業務はきちんとした正規職員を配置すべきと思いますが、いかがでしょうか。

- 保科地域協働局副局長** 窓口業務の外部委託につきましては、全市的に生産年齢人口が減少する中で、正職員を中心としたこれまでの体制の維持が困難になるということが見込まれましたので、定期的な業務の割合の高い市民課、保険年金医療課の窓口業務を対象に取組を進めてきたものでございます。

先行的に実施しました兵庫区・北神区につきましては、市民サービスの水準というのは維持できておりましたけれども、当初計画時の想定を大幅に上回る人件費の高騰等により継続的な財政効果が見込めなくなったことから、令和7年9月をもって契約を終了し、委託の経験を踏まえて、委託前よりも効率的な形で、直営体制ということで移行しております。

また、御質問にございました長田区・西区でございますけれども、先行実施区と同様に、現在のところ、市民サービスの水準は維持できていると認識しておりますけれども、現契約は令和9年9月に満了しますので、令和9年度予算の編成において、委託人件費の水準ですとか、DX化の進展等、業務改善状況も踏まえまして、委託による全市的な業務改善効果等を総合的に勘案して、業者の公募を実施するかどうかというのを判断することになっております。

兵庫区・北神区を直営に戻す際には、これまで正規職員が中心として担ってきました審査、相談対応などの非定型業務の一部ですとか、窓口業務全体を会計年度任用職員と連携を密にするということで対応しております。委託化に伴う各業務の棚卸しですとか、定型的な業務に関しては、委託事業者も十分にサービスの水準を維持できていたということも踏まえまして、市民サービスの質を十分確保できると想定しております。単に委託前の体制に復元するのではなく、会計年度任用職員の割合を高めた効率的な体制となっております。

全市的にやはり正規職員を中心としたこれまでの体制を維持するのが困難になることが見込まれますので、市民サービスの水準を落とすことなく提供し続けていくためには、何らかの手だてというのを講じる必要があると考えております。引き続き先行4区の実績も踏まえながら、その他の区役所も含めて、窓口サービスの提供体制というのが持続可能なものになるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

- 分科員**（松本のり子） 会計年度の方も正規の方も窓口で同じように対応なさって、これは特定事務ということですから、それができると。時間帯も8時45分から5時半までですよ。全く同じ時間帯で同じ仕事をしてると。労働者派遣法では3年同じ仕事したら正規にしないとイケませんよというのがありますが、この場合は特定事務で4年間でできますよね。そうすると、本当に何か派遣法をゆがんで——うまい具合に擦り抜けて非正規で雇っているということが、私は行政がそういうことをしていいのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

- 保科地域協働局副局長** 先ほどDXの進展みたいなお話もさせていただいたんですが、窓口で市民サービスをどうやって人数が減る中で向上できるかというのを今考えておまして、いろいろ、書かない窓口ですとか、いろんな改善をみんなで洗い出して、どうやって改善していくかみたいなことを検討しているんですけども、やはりそういったところは正規職員でないといけません

ので、各区の正規職員も加わった中で、みんなですべてどうしていくかというような、業務改善みたいなところはやはり職員でしか担えませんので、全く会計年度職員と正規職員が同じ仕事をしているということではないと考えております。

窓口は、例えば人数のそのときにいる顔ぶれとか、あと昼休みとかもありますし、当然、正規の職員が出ることもありますけれども、それぞれの課の中で全く同じ仕事をしているということではないと認識しています。

- 分科員（松本のり子） 窓口職員の方は高度の知識経験または特別な能力実証を要する特定の職というふうに位置づけられていますよね。こういった方は、普通は専門的な方とみなして、正規にしていくべきだと思うんですね。高度の知識経験または特別な能力実証を要する特定の職であっても1年契約というのは、私はこれは平気で——同じ職員でありながら、平気でそういうことができるという感覚が分からないんですが、どのようにお考えですか。
- 保科地域協働局副局長 高度な——当然、一般の市民よりも受付をちゃんと受け付けて、その処理をしてきちんと皆さんにお返しするという意味では、それなりのやはり知識とか技術とかというのが必要になりますので、それを高度と表現しておりますけれども、職員はもっと別の角度からのまた違う高度な業務というのがありますので、全く同じではやはりないと考えております。
- 分科員（松本のり子） 本当に、何ていうのかな、詭弁といいたいまいしょうか。今、区役所は40%ぐらいが会計年度職員さんですよ。窓口だけではなくて、国民健康保険なんかのところもやはり非正規の方が同じように対応されてると。国民健康保険だと、どうしてこんなに滞納したのというところから多分入る場合、やはり、じゃあ生活の状況は、お家賃はちゃんと払ってるのかいう、その人、来た方全体像をまず確認して、じゃあこういう場所に行って相談されたらとか、いろんな——じゃあ介護保険も一緒に滞納してるんじゃないんですかとかなるんですけども、1年でぼんと入られた方というのはなかなかそこまでノウハウを持ってませんよね。そういう意味では、一定市民サービスにとってどうなのかなと思うんですね。こういうところで本当に市民と直接交わって、相談だけじゃなしに、その後ろにあるいろんな問題点を把握していくということがやはり役所の仕事だと思うんですね。それについてはどのように担保していくんでしょうか。
- 保科地域協働局副局長 職員も配属されて最初の年というのは同じく勉強しながら、当然、窓口も対応していくことになりますので、そういう意味では、会計年度職員も職員も1年目の知識量とか技術というのは同じように考えています。それを当然、正規職員の場合でも会計年度職員の場合でも、足りない場合とか、窓口で困ってるなどか、もう少しこういう御案内してさしあげたらどうかとかいうのは、当然、後ろにベテランの、分かっている職員おりますので、その職員がフォローするという意味では、窓口1年目はどちらでも同じと考えています。
- 分科員（松本のり子） 何かもう話聞いてたら、民間の銀行の方からお話聞いているような、そんな感覚にとられるんですけども、本当に住民自治を支える公の役割、憲法15条でちゃんと保障されてる項目であると——市民のね、それは。そういう観点から、やはり私は非正規じゃなしに、こういうところはきちんと正規雇用で雇うべきであるということを申し上げて終わります。
- 主査（門田まゆみ） お疲れさまでした。

次に、岡田委員、発言席へどうぞ。

- 分科員（岡田ゆうじ） 本会議でも少し議論がありまして、今日の午前・午後も議論がありました地域交流センターの移行に関しての問題であります。私も同じ気持ちで、結局何がしたかったのかなと。地域協働局は結局何がしたかったのかなというのが強い思いとしてあります。

改めて今回起こった現象をおさらいというか、見てみると、ふれあいのまちづくり協議会というものが30年の歴史を持って、1つは、ふれあいのまちづくり条例という独自の条例を持った別格の団体だったわけでありまして。そのふれまち条例の第4条には何と書いてあったかというのと、第1条の目的を達成するために、ふれまちの活動の拠点としてセンターを設置すると。だから、例えば地域団体には自治会とか婦人会とか敬老クラブとか青少協とかたくさんあるんですけど、それらの団体はセンターはおろか事務室も与えられてないんです、各団体は。だけど、ふれまちだけは別格だから、各学区にセンターを設けると書いてあるんです。その別格の根拠は何かといたら、ふれまち条例の第4条の第1条実効事例として書いてある。神戸を福祉のまちにするんだと。神戸市民の福祉をまもる条例を実施するために、ふれまちは特別な扱いを受けてるんだということを書いたのがふれまち条例でした。

このたびどうなったかというのと、まず、ふれまち条例が潰されました。だから、当然、ふれまちの根拠法令がなくなりました。当然、ふれまち条例がなくなったんで、神戸市民の福祉をまもる条例とも切り離されました。じゃあどうなったかというのと、何と神戸市民による地域活動の推進に関する条例という条例の下に置かれることになったんですね。ここにはひび割れが書いてありますけど、この条例は、メインとしては、地域団体と神戸市との協定を組んで、様々な地域団体、地域活動を推進するというのがこの条例の目的でした。だけど、30年間も協定は結ばれてません。垂水が高丸が第1号で、この条例に基づく協定を結んで、ユーチューブにも上がってましたよ。矢田さんが花束もらってね、これからは高丸地域と協定を組んで神戸市はやっていきますからって言って。その1回きり。1回も更新がなされないまま30年間死んだ条例なんです、この条例は。ふれまちはその条例の下に入ることになりました。

そうすると、じゃあ条例上もふれまちと切り離されてしまったセンターは一体どうなってしまうのか。ここにクエスチョンを書かせていただきましたけど、それが我々にもあるし、地域にもある最大の疑問であり、不安なんです。

蓋を開けたらどうなったかというのと、これ当局の資料ですけど、ふれまちじゃなくて地域センターの全一覧が書いてあって、全部ふれまちが管理すると書いてある。だけど、よくよく見ると、あれ、垂水でもあそこがないとか、各区1か所ずつぐらい抜けてるところがあるんです。7件ぐらいだけは、どうやらふれまち以外の団体に委託されたようだけど、結局97%が、結局この条例の権威も外されて、ただの自治会Bになったふれまち。ふれまちは特別の機関じゃないんです。ただの自治会とか町内会と同じなんです。その扱いになったふれまちが、結局これからも97%超が管理委託をするということなんです。

じゃあなぜこんなことをする必要があったのか。結局何がしたかったのか。もっと疑問なのは、じゃあこの97%超は結局ふれまちが今までどおり管理を続けるということを当局はどう思っているのか。この結果をどう評価したのか。100%がよかったのか。3%を自分で管理できない、そういうふれまちがいて残念だなという評価なのか。もしくは、地域に開かれた地域交流にどんどん使ってほしいという趣旨でありましたから、いや、本当は0%がよかったんだと。様々な主体が管理してくれたほうがよかったのか。そこは0%っていきなり言わなくても、50%ぐらいがよかったのか。結局、神戸市の目標は何だったのか。この97%という数字は結局、神戸市の思いどおりなのかどうか。その辺のところをまず聞きたいんです。

○保科地域協働局副局長 今回の見直しの趣旨としましては、あえて地域福祉センターを、これまではふれあいのまちづくり協議会の活動拠点ということで明確に定義されておりましたので、そ

れを公の——本来公の施設ですので、誰でもが使える、広く使いたい人が使えるような施設にするということが主な目的でしたので、それをどなたが管理するかというのは、今度、ふれあいのまちづくり協議会が97%ということになったんですが、我々としては、適切に趣旨にのっとり管理してくださる方をお願いしたい。これまで活動されてきたふれあいのまちづくり協議会さんの場合、一定の信頼もおけますし、そもそも200近いセンターを全部公募にかけて民間の事業者さんをとというのは現実的ではございませんので、一定想定された状況になっていると考えています。

- 分科員（岡田ゆうじ） それだったらわざわざふれまちの、この地域福祉の冠を外す必要はなかったわけです。本会議でもいろいろ議論が出たのは、例えば、じゃあ地域の人だけじゃなくて、ほかの地域の人にも使ってもらったらいいのかと。例えば三宮の団体に使ってもらったらいいのかと。いわゆるこの地域センターの利活用の促進という観点ではそうでしょう。だけど、これが、いわゆる数少ない民間団体に移行した際の厳しいチェックシートなんですけど、その中の1つに、当該地域交流センターの位置と近接しているのかというのがあるんですね。何でこんな条件が必要なんだと。広く神戸市民に、地域関係なく、地域の活動の拠点として使ってもらいたいんだったら、別にわざわざその地域福祉センターの近くの団体じゃなくたって、三宮の団体でも、余力のある団体でも使ってもらったらいいんです。

もっと言うと、この厳しい条件の中に、例えば地域交流センター運営の充実・発展のために人材を育成するなどの提案がされているかって書いてあるんです。こんな管理のための人材を育成してますみたいなふれまちがありますか。人材育成まで計画をつけて提案しているところありますか。

指定を希望する理由、あるいは施設運営の基本方針は、市の施策、施設の設置趣旨と整合性が取れており、当該施設の指定管理者としてふさわしいものになっているか、こんなことまで点数つけられるんですよ。一方で、ふれまちは、今までやってくれたところで希望するところは全部無条件でなってるんです。全部無条件で178団体がやってるんです。今回、地域福祉センターの性格が変わると。じゃあ私たち手挙げますわというところは、こんだけ厳しいチェックシートを設けられて、それぞれ点数をつけられて、あなたのところは70点ですねと。あなたのところは60点ですねってやられるんです。不公平じゃないですか。

ふれまちは何で——今もう地域福祉の担い手でも何でもなし、ただの自治会なのに、無条件でこれからも地域福祉センターの担い手になれるのに、新たに手を挙げた人はこんなに厳しいチェックをされて、点数までつけられて、公表までされるんですよ。これおかしいじゃないですか。これはあまりにも不整合だと思うんですが、見解をお伺いします。

- 保科地域協働局副局長 そもそも新たな団体さんに点数をつける必要があった1つの理由としまして、複数の団体さんが今回も手を挙げていただいたセンターがあるんですけども、順位をつけられないといけませんので、何らかの優劣が分かるようにということで、点数化をする必要があります。ただ、ふれまちさんが受託される場合は、そのふれまちさんがふさわしいかどうかの二択の判断になりますので、少し性質が異なるという事情がありますので、片方は点数化している、片方は点数化していない。ふれあいのまちづくり協議会さんの場合、見直しの話が出ましてから、もう3年とか4年とか経過しますので、その間に十分に見直しについての意見交換——先方の不安ですとか、こちらからこういうふうに変えるのでこういうことをやっていただかないといけないということはずっと説明してきておりますので、それを御理解いただいた上でやるということ

で手を挙げていただいていると思いますので、そこは御理解いただいたという前提になっています。当然、提案書を出していただいていますので、それについては、本当に現実的かどうかとかいう判断はしております。

○分科員（岡田ゆうじ） その提案書が、例えば見てみて、このチェック項目に合わせて、例えばこの指定管理の当該指定管理者としてふさわしくないとになったら、3年間の途中でもふれまちは指定管理から外れるんですか。

○保科地域協働局副局長 例えば明確に開けておかないといけないという時間を開けていないとか、ちょっと判断が曖昧な基準というのもあると思いますけれども、明確に判断できるような基準のところでは違反されているような場合には、それも検討が必要と考えております。

○分科員（岡田ゆうじ） それは委託管理料をもらってて契約を履行していない時の話ですから。そうではなくて、この新しい団体が手を挙げたときに、こういうチェックシートで、例えばあなたのところは3点だよみたいにつけられた、そしたら外されるように、今もう重々、計画の段階から説明して、意識を共有しているから、だからもうみんな分かってくれてるはずだと——97%は大体分かってくれてるはずだというんですけど、それでもあえてこのチェックシートにのっとったようなチェックというのはされるんですか。もしそれが満たしてないとなったら外されるんですか。契約不履行の問題は当たり前ですよ、外されるのは。

○保科地域協働局副局長 今のところ、こういう趣旨を踏まえていただけないというのが想定はしておりませんが、この4月から始まる中で、当然、区はずっと各センター回って、どんな運営状況になっているかというのは確認させていただきますので、大きく趣旨に外れるような場合には検討していきたいと考えております。

○分科員（岡田ゆうじ） 今後、センターの管理をもうできないと今回音を上げたところのふれまちは存続をしていくことになるわけですか。もしくは、もう廃止をしていくことになるんですか。

○保科地域協働局副局長 廃止されるか続けるかという判断は、当然、構成員たる皆さんの御判断になりますけれども、管理はできないけどふれあいのまちづくり事業は続けていきたいという御意向も伺っている団体さんもありますので、そちらについては事業を支援していきたいと考えております。

○分科員（岡田ゆうじ） だから、いろんな矛盾があるんです。ボランティアがもう集まらない、高齢化をしてもう地域福祉センターの管理もできない、そういう団体が増えているから、交流センターにしようと言ったけど、結局、97%別にできたと。それもノーチェックでパスされたわけです。果たしてセンターの管理もできないような団体は、ふれまちはどうなるんだといったら、それは本人たちの希望だと。そういう団体に支援もすると地域協働局は言ってるんですね。

だけど、今、地域の実態を、もう既に見てみると、団体が多過ぎて、神戸市は。困っちゃってるんです。ある人は朝、婦人会の団体に出て、夜、シニアクラブの会合に出て、明日はふれまちだと。あさっては青少協の会議があつてみたいなのを1人でやってるんです。

神戸市が何が一番深刻かという、この数の多い団体の半数が官製団体なんです。神戸市がつくらせた地域団体が多いんです。例えばふれまちなんていうのは昔の民生局がつくらせた団体があります。同じ保健福祉局は、社会福祉協議会も保護司会も民生委員会も持ってますよ。一昔前の資料ですけど、市民参画局は青少協を持ってるし、教育委員会はPTA、学校開放委員会——今、学校運営協議会持ってますね。

ふれまちというものがあつながら、ふれあいのまちづくり協議会というものがあつながら、ま

ちづくり協議会というのものもあるんです。これ都市局がつくらせてるんですよ。まちづくり推進会なんかもありますね。ふれまちがあるのに、わざわざ消防局は防コミをつくらせてるんです。建設局は公園管理会をわざわざ持ってますよ。これ全部ふれまちで済む話なんです。何でこんなことをわざわざするかというと、各局、自分の手足が欲しいから。自分たちの補助金をもらって、地域で活動してもらいたいから、だから、地域によってはふれまちと防コミがそれぞれ別々に防災訓練をやっているところだってあるんです。

私は、この資料は別に私が作った資料じゃないんです。神戸市の人で作った資料なんです。神戸市の人がある会合で、神戸市はこんななっちゃってるんですよ。だから、官製の団体を少しでも減らしていかないと、ただでさえ高齢化で担い手が足りなくなって、運営がいかないとやっているのに、さらにこの中に、福祉をまもる条例の実行部隊としての役割を失った、ただのセンターの管理者であるふれまちがさらにこの中に入って、増えるんです。減らすべき団体を、ますます役割を失った団体が増えて、これまでどおり、センターの管理をやってもらったんだから、これからもやってもらいますと。ノーチェックですと。新たにNPOが入る場合は30項目にわたる厳しいチェックをしてもらいますが、ふれまちがこれまでどおりやりたいんだったらやってもらって、補助金も出しますと。けども、福祉のまち神戸をつくるという理念からは切り離されてるんです。

今、地域が悲鳴を上げているのは、地域団体がいない、地縁団体がいないというんじゃないで、多過ぎるんです。同じ人がいろんな団体の役員をやっているから機能しなくなってるし、だからといって、身寄りのないお年寄りや住民は、別にそれと関係なく身寄りがない、切り離されてるんです。この整理をしていかななくちゃいけない。続きは総括で市長に対して行いたいと思います。

終わります。

○主査（門田まゆみ） お疲れさまでした。

次に、大井委員。

○分科員（大井としひろ） 躍動の会の大井としひろでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

3問一括で質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、寄附受入れの体制強化についてお伺いをしたいと思います。

昨年、宝塚市において、市内在住の御夫婦から約250億円もの寄附により市立病院の建て替え費用や手術支援ロボットの購入費として活用された事例は、住んでいる地域の未来に貢献したいという市民の方の強い思いの表れであると思います。

人口減少、少子・高齢化が進み、財政環境が一層厳しさを増す中、本市においても、地域に愛着を持つ市民や企業の善意を確実に受け止めるための体制整備が必要であると私は考えますけれども、例えば寄附手続の導線整備やオンライン化の推進、子育て、教育、医療、ニュータウン再生など、政策テーマ別に寄附先を選択できる仕組みの充実や、さらには、寄附金の活用成果を分かりやすく発信することが重要であると考えますが、本市として、寄附受入れ体制の強化を今後どのように位置づけ、どのように進めていかれるのか、御見解をお伺いしたいと思います。

2つ目は、地域における多様な主体の交流イベントについてお伺いをしたいと思います。

人口減少と高齢化の進行に伴い、自治会や各種地域団体における担い手不足は、地域運営の持続可能性を左右する構造的な課題となっております。本市においても、後継者がいない、担い手が固定化し負担が集中しているといった声を多く聞いております。地域コミュニティーは、防災・防犯、子育て支援、高齢者の見守りなど、暮らしを支える重要な基盤であり、その弱体化は、

将来的に行政負担の増大を招く可能性も高いのであります。

一方で、NPO法人、企業、ボランティア団体、個人など、地域で活動する多様な主体は着実に増えており、地域を活性化していくためには、こうしたプレーヤーとの協働が極めて重要であると思います。

昨年12月に須磨区で開催されました——2回目でしたがございましたけれども、須磨らしい未来を語る集いでは、既存の地域団体のみならず、多様な主体にも多く参加を呼びかけられ、単なる懇親の場にとどまらず、先駆的・特徴的な取組の紹介を受けた上で、自由な交流や意見交換が活発に行われるなど、大変有意義な場となりました。このように、地域で活動する個人や団体の取組を紹介し、参加者に新たな気づきやつながりを生み出すイベントを、須磨区内に限らず、市内各地域で継続的に開催していくことは、新たな担い手の発掘や市全体の地域活動の充実につながると考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

3つ目は、新たな消費者トラブルに対する分析と対応についてお伺いをいたします。

定期購入のような従来から多い消費者トラブルに加え、SNS型投資詐欺や、フライパンや眼鏡など、広告内容とは大きく異なる粗悪品が届くといった通販トラブルなど、新たな手口が次々と生まれ、若者から高齢者まで幅広い世代で消費者トラブルは深刻化しております。

こうした状況を踏まえ、本市として様々な側面から消費者トラブルの実態をどのように把握し、新たなトラブルを早期に察知するために、どのようなデータ分析を行っているのか。また、分析結果を踏まえ、どのようにして最適な消費者トラブルの防止策を進めていくのか、併せてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○服部地域協働局副局長 では、まず私から消費のほうのところについて答弁させていただきます。

消費生活センターで受け付けた相談情報をPIO-NETと呼んでいます専用のシステムに入力してございます。このシステムに相談者の情報——年齢とか性別とか契約購入金額とか内容、こういったものを入力しております、それを消費者政策の企画とか立案とか市民への情報提供に活用しているものでございますけれども、これを日々、当然確認すると——相談に応じるために確認するというに加えて、四半期ごとに分析して、その状況に応じた施策に反映する——具体的には消費者の啓発とかホームページの発信に使うということなんですけれども、今言われたような、粗悪品が届くみたいなパターンですね、いうのも結構ありまして、これは実際にどんどんこうやるんですけども、最初にこういうことが増えてきたなということを知りますと、SNS広告から商品を購入したら広告と違う粗悪品が届いたと、こういう類型でFAQを作成しまして、神戸市のホームページの目立つところに上げるということ、それから、SNSとか検索サイトのほうに広告を出して、実際にフライパン詐欺かみたいので検索されると上位に出てくるというようなことをやるわけでございます。

こういうパターンが出てくると、業者というんですかね、やってる側もいろいろ手を替え品を替えみたいなことでやってくるので、いつまでもフライパンを載せていると情報の鮮度が落ちていくということになりますので、こういうことを常に注視しながら、啓発するパターンも変えていく。具体的に言いますと、フライパンが最初多かったんですけど、今度じゃあ眼鏡だと、包丁だということで、どうですかね、燕三条のフライパンやいうてうたって、違うものが来るとか、次は鯖江の眼鏡だとか、そういうパターンがいろいろ変わってくるわけなんですけれども、これを啓発する広告も——我々が出す広告も変えていって、対応していくというようなことをやって、常に

鮮度を維持する、それからスピードも速くするという形で対応しているということでございます。

今後もそういった相談データを分析して、適切な媒体で速やかに情報発信をしていくということで、トラブルの被害の拡大とか防止に努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○保科地域協働局副局長 私のほうからは、まず寄附の受入れ体制の強化について御答弁申し上げます。

市民の方からの御寄附につきましては、ふるさと納税を担当している企業連携推進課が窓口になりまして、寄附者の方々からの御相談ですとか受入れなどに御対応しています。本市では、近年は死後の遺産の一部を神戸市に遺贈したいという御相談が本市でも増えております。2025年で10件程度ございました。三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友銀行の3行と協定を締結いたしまして、各銀行内に相談窓口を開設していただいて、本市のホームページでも周知を図っております。

一方で、遺贈やふるさと納税以外の寄附全般の受付につきましては、本市ホームページの中に特段の記載がございませんので、導線の整備には確かに工夫の余地があると考えています。具体的には、相談窓口の連絡先ですとか、寄附の使い道の事例——市民の皆さんはふるさと納税の場合、返礼品は受け取れませんけれども、ふるさと納税のポータルサイトを通じてオンライン上で寄附はできますので、そういったことを分かりやすく周知していきたいと考えております。

また、より個別の事業——明確に例えば地域猫の活動を支援したいとか、そういう個別の事業に寄附したいというようなニーズにお応えするために、クラウドファンディング型ふるさと納税のページへの誘導と周知というのも図りたいと考えています。クラウドファンディング型であっても、市内在住者は返礼品を受け取れませんけれども、寄附自体は可能ですので、対象プロジェクトの中にはもともと返礼品なしで寄附を多く集めているという事例もございます。各プロジェクトのページには、事業の進捗状況ですとか成果を写真つきで掲載することができますので、訴求効果も期待できると考えております。

引き続き、市内外問わず多くの方から本市に御寄附いただけますように、事業所管課とも連携しながら、効果的な情報発信と寄附受入れの環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

須磨の交流イベントにつきましてはですが、須磨らしい未来を語る集い——先ほど御紹介いただきましたように、令和7年12月に須磨区役所が地域活動に取り組む方々の意見交換や交流の場というのを提供するために実施しております。

私も参加させていただきましたけれども、集いには区内で活動する個人・団体・企業のほかに、新たな活動の担い手として、NPOとか学生等の関係者約100人が参加されていて、区内の先駆的・特徴的な取組の御報告というのをされて、その後に交流も行われておりました。

活動報告では、防災のボランティアに取り組む高校生とか、須磨海岸で豊かな海づくりに取り組む団体とか、ごみ拾いを通じて交流活動されている3団体からの活動報告がありまして、出席された方からは、地元の団体でも知らなかった活動で非常に興味深く聞いたなどの感想が寄せられたと聞いております。また、参加者同士の意見交換とか交流の場におきましても、多くの方が思いがけない場所で活動しているというのを知ったとか、いろんな御意見いただきまして、参加者の皆さんにも好評であったと聞いております。地域活動に関わる方たちが気軽に意見交換できる交流の機会の重要性というのを改めて認識しております。

本市では、近年、多様な活動団体の交流を促進するために、各区でも地域プレーヤーの交流会

を開催しております。それぞれ各区特徴ございますけれども、地域で活動している方の活動報告とか交流というのは大体どこの区でも行われております。地域協働局では、逆に区とか、範囲にとらわれず広く交流いただく場として、地域貢献活動補助金の採択団体を中心とした交流会ですとか、それらの団体と、地域貢献に関心がある方とか、新しく始めたいと思っているような方をつなぐマッチングイベントを開催しております。

今年度は新たに、地域貢献に取り組むNPOなどの団体さんが、活動内容とか、課題とか、必要としている支援とかいうのを発表していただくピッチ大会を実施しまして、企業に勤める方とかにお話を聞くほうの側として中心に参加していただいて、その後、発表後には参加していただいた方同士が交流とか意見交換できる時間を設けて、希望者には後日、体験してみたい活動に、NPOさんとかに受け入れていただいて、体験していただくというようなこともやっております。

地域で活動されている個人とか団体の取組というのを広く紹介して、多くの皆さんに知っていただくことは我々も重要と認識しております。交流の機会等を通じて、地域団体、NPO、学生、企業とか、多様な主体の皆様が連携を深めることで、新たな担い手の発掘、地域活動の充実につなげていきたいと考えております。

以上です。

○分科員（大井としひろ） ありがとうございます。

ちょっと時間がないので、要望だけしておきますけれども、寄附の体制強化については、やっぱり銀行とか、そういうところの窓口は結構なんですけれども、寄附者の思いというのをよく酌んでいただきまして、寄り添っていただいて、宝塚の場合は、多分、病院でお世話になったからということもあって、こういう病院に私たちが予想もしないような額を寄附されたんだと思います。そういう意味で、そういうところにきちっと寄り添っていただいて、寄附者の思いというのもフォローしていただいて、それをもっと広めていくような、そんな仕組みというのもぜひ考えていただけたらと思います。

それから、交流イベントの関係ですけれども、これはいろんな地域の方々が、例えば神戸市立須磨翔風高校のボランティアグループの皆さんが発表したり、あるいは、須磨の漁協の皆さんがすまうら水産という会社つくられましてね、須磨海苔とか、それでもうけたお金で須磨の区民ホールのどんちょうを寄附していただいた。そういう方々がいっぱい集まって発表会をする。そういう方々といろいろ話していきますと、いろんな、そうですかということで覚醒して、どんどんまちづくりに広がっていくんですね。

私もそのときにすまうら水産の皆さんと話して、もっと私たちの活動を知ってほしいとかおっしゃられたんで、それなら須磨海岸で何かしましょうよということで、この前、市長の前で須磨のビーチバレーボールの世界大会、そしたら、市長は前向きにお返事もいただいて、ということで、すまうら水産が世界に発信できるんじゃないかなと、そんなことも考えたり、そういう意味で、ボランティアの皆さん方は横へ横へと広がっていつているんで、ぜひその辺のところもつないでいただきたい。須磨区だけじゃなく、もっと神戸市内全域で広げてほしいという思いで質問させていただきました。

そして、最後はトラブルの問題ですけれども、これはもう敵もさる者で、あの手この手で、私たちでもだまされるぐらい、高齢者の方々なんかはいちころにだまされるというような状況になるんで、その辺のところの情報というのはきめ細かに、いろんな意味で情報発信していただいて、だまされないという、その情報をぜひ消費者センターのほうで徹底的に、ニュース、いろんな媒

体を使って情報を広めていただいて、だまされない工夫というのもぜひしていただけるようお願いしまして、終わります。

以上です。ありがとうございました。

○主査（門田まゆみ） お疲れさまでした。

以上で、地域協働局関係の質疑は終了いたしました。

当局、どうも御苦労さまでした。

○主査（門田まゆみ） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

先ほどプロジェクターの投影について不手際がございました。以後このようなことがないように注意喚起いたします。

長時間の審査、お疲れさまでございました。

次回は、3月9日午前10時より本委員会室において建築住宅局関係の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

（午後3時58分閉会）